

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

審査資料

2020年10月28日

九州電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの範囲は防護上の観点又は機密に係る  
事項ですので公開することはできません。

(玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定)

(1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

平成29年5月1日に施行された実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等により、原子力発電所における中央制御室の運転員等に対する有毒ガス防護を求められた。

これに対応するため、新たな条文を追加するとともに関連する条文の変更を行う。

・第1編 運転段階の原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第3条（品質保証計画）

第5条（保安に関する職務）

第7条（玄海原子力発電所安全運営委員会）

第9条（原子炉主任技術者の職務等）

第14条（運転管理に関する社内基準の作成）

第17条（火災発生時の体制の整備）

第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）

第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）

第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）

第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）【新規追加】

第17条の4（火山活動のモニタリング等の体制の整備）

第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）

第129条（所員への保安教育）

第130条（請負会社従業員への保安教育）

添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準

添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

(2) 運用の明確化に伴う変更

運用の明確化に伴い、第1編及び第2編の第5条を変更する。

また、第2編の第5条及び第63条について、第1編の変更内容との整合を図るための変更を行う。

以上

補足説明資料1（運転員及び緊急時対策本部要員の防護に係る内容）

- 1-1：保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
- 1-2：上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針
- 1-3：設計及び工事計画で抽出された運用内容整理
- 1-4：有毒ガス対応に係る保安規定記載の考え方
- 1-5：保安規定審査基準との整理に係る補足説明
- 1-6：有毒ガスに対する重要操作地点の操作要員の防護措置について
- 1-7：有毒ガス発生時の運転員等の防護に係る活動内容
- 1-8：原子炉施設保安規定比較表

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料  
(保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針)

## 目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

## 1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

### (1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

#### 2.1 保安規定に規定すべき項目について

法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、発電用原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。

#### 2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める。

### (2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容については保安規定添付2及び添付3に記載する。また、必要に応じて二次文書他に記載する。

以上

## 2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明 内容
関連する実用炉規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。</li> <li>○「<u>赤字（赤下線）</u>」により、実用炉規則の変更箇所を明確にする。</li> </ul>
保安規定審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する。</li> <li>○「<u>赤字（赤下線）</u>」により、保安規定審査基準の変更箇所を明確にする。</li> </ul>
記載すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。</li> <li>○「<u>赤字</u>」により、関連する実用炉規則及び保安規定審査基準の変更等による保安規定の変更内容を記載する。</li> </ul>
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○保安規定及び社内規定文書（2次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。</li> </ul>
該当規定文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。</li> <li>○「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。</li> <li>○「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したもの明確にする。</li> </ul>
記載内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○該当する社内規定文書（2次文書）の具体的な記載内容を記載する。</li> <li>○「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したこと明確にする。</li> </ul>

### 3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	保安規定条文	変更 有無		
<b>実用炉規則第 92 条第 1 項第 1 号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】</b>	<p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確實に行なうため、コンプライアンスに係る体制が確實に構築されていることが明確となっていること。</p>	第 2 条の 2	関係法令及び保安規定の遵守	—
<b>実用炉規則第 92 条第 1 項第 2 号 【品質マネジメントシステム】</b>	<p>1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 5 第 1 項又は第 43 条の 3 の 8 第 1 項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第 1912257 号－2（令和元年 1 月 25 日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p> <p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関する事項については、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその 2 次文書、3 次文書等といった QMS に係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	第 3 条	品質保証計画	—
<b>実用炉規則第 92 条第 1 項第 3 号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】</b>	<p>1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	第 3 条	品質保証計画	—
<b>実用炉規則第 92 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 6 号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】</b>	<p>1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 26 第 2 項において準用する第 42 条第 1 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行なう指示に従うこと）を含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行なう上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来さないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p> <p>4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第 43 条第 4 項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行なう上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。</p>	第 8 条	原子炉主任技術者の選任	—
<b>実用炉規則第 92 条第 1 項第 7 号 【保安教育】</b>	<p>1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	第 129 条	所員への保安教育	有
		第 130 条	請負会社従業員への保安教育	有
		第 129 条	所員への保安教育	有
		第 130 条	請負会社従業員への保安教育	有
		第 129 条	所員への保安教育	有
		第 130 条	請負会社従業員への保安教育	有

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定 R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更有無
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第 130 条	請負会社従業員への保安教育	有
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 129 条	所員への保安教育	有
		第 130 条	請負会社従業員への保安教育	有
	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。 2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。 4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。	第 11 条	構成及び定義	—
		第 12 条	運転員等の確保	—
		第 14 条	運転管理に関する社内基準の作成	有
		第 15 条	引継	—
		第 16 条	原子炉起動前の確認事項	—
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第 17 条	火災発生時の体制の整備	有
		第 17 条の 2	内部溢水発生時の体制の整備	有
		第 17 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体制の整備	有
		第 17 条の 3	その他自然災害発生時等の体制の整備	有
		第 17 条の 3 の 2	有毒ガス発生時の体制の整備	有（追加）
		第 17 条の 4	火山活動のモニタリング等の体制の整備	有
		第 17 条の 5	資機材等の整備	—
		添付 2	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準	有
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。	第 18 条	水質管理	—
		第 18 条の 2	原子炉冷却材圧力バウンダリ隔壁弁管理	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イからハまでの 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	7. 発電用原子炉施設の重要な機能について、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCO を逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCO を逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO 等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第 19 条	停止余裕	—
		第 20 条	臨界ボロン濃度	—
		第 21 条	減速材温度係数	—
		第 22 条	制御棒動作機能	—
		第 23 条	制御棒の挿入限界	—
		第 24 条	制御棒位置指示	—
		第 25 条	炉物理検査 一モード 1 —	—
		第 26 条	炉物理検査 一モード 2 —	—
		第 27 条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	—
		第 28 条	原子炉熱出力	—
		第 29 条	熱流束熱水路係数（FQ(Z)）	—
		第 30 条	核的エンタルピ上昇熱水路係数（FNΔH）	—
		第 31 条	軸方向中性子束出力偏差	—
		第 32 条	1/4 炉心出力偏差	—
		第 33 条	計測及び制御設備	—
		第 34 条	DNB 比	—
		第 35 条	1 次冷却材の温度・圧力及び 1 次冷却材温度変化率	—
		第 36 条	1 次冷却系 一モード 3 —	—
		第 37 条	1 次冷却系 一モード 4 —	—
		第 38 条	1 次冷却系 一モード 5 (1 次冷却系満水) —	—
		第 39 条	1 次冷却系 一モード 5 (1 次冷却系非満水) —	—
		第 40 条	1 次冷却系 一モード 6 (キャビティ高水位) —	—
		第 41 条	1 次冷却系 一モード 6 (キャビティ低水位) —	—
		第 42 条	加圧器	—
		第 43 条	加圧器安全弁	—
		第 44 条	加圧器逃げ弁	—
		第 45 条	低温過加圧防護	—
		第 46 条	1 次冷却材漏えい率	—
		第 47 条	蒸気発生器細管漏えい監視	—

	保安規定条文	変更有無	
第 48 条	余熱除去系への漏えい監視	—	
第 49 条	1次冷却材中のほう素 131 濃度	—	
第 50 条	蓄圧タンク	—	
第 51 条	非常用炉心冷却系 モード 1、2 及び 3	—	
第 52 条	非常用炉心冷却系 モード 4	—	
第 53 条	燃料取替用水タンク	—	
第 54 条	削除(2号炉に係る保安装置)	—	
第 55 条	原子炉格納容器	—	
第 56 条	削除(2号炉に係る保安装置)	—	
第 57 条	原子炉格納容器スプレイ系	—	
第 58 条	アニュラス空気浄化系	—	
第 59 条	アニュラス	—	
第 60 条	主蒸気安全弁	—	
第 61 条	主蒸気隔離弁	—	
第 62 条	主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁	—	
第 63 条	主蒸気逃がし弁	—	
第 64 条	補助給水系	—	
第 65 条	復水タンク	—	
第 66 条	原子炉補機冷却水系	—	
第 67 条	原子炉補機冷却海水系	—	
第 68 条	制御用空気系	—	
第 69 条	中央制御室非常用循環系	—	
第 70 条	安全補機室空気浄化系	—	
第 71 条	外部電源	—	
第 72 条	ディーゼル発電機 モード 1、2、3 及び 4	—	
第 73 条	ディーゼル発電機 モード 1、2、3 及び 4 以外	—	
第 74 条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油及び始動用空気	—	
第 75 条	非常用直流電源 モード 1、2、3 及び 4	—	
第 76 条	非常用直流電源 モード 5、6 及び照射済燃料移動中	—	
第 77 条	所内非常用母線 モード 1、2、3 及び 4	—	
第 78 条	所内非常用母線 モード 5、6 及び照射済燃料移動中	—	
第 79 条	1次冷却材中のほう素濃度 モード 6	—	
第 80 条	原子炉キャビティ水位 —燃料移動中—	—	
第 81 条	原子炉格納容器貫通部 —燃料移動中—	—	
第 82 条	使用済燃料ピットの水位及び水温	—	
第 83 条	重大事故等対処設備	—	
第 83 条の 2	特重施設を構成する設備	—	
第 84 条	1次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—	
第 84 条の 2	安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—	
8. サーベイラントの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が發揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)が定められていること。また、サーベイラント及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイラントの際の LCO の取扱い等が定められていること。	第 85 条	運転上の制限の確認	—
9. LCO を逸脱した場合について、事象発見から LCO に係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第 86 条	運転上の制限を満足しない場合	—
10. LCO が設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態にお	第 87 条	予防保全を目的とした点検・修理を実施する場合	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更 有無
	<p>いてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則として AOT 内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA : Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。</p> <p>10. LCO に係る記録の作成について定められていること。</p> <p>11. LCO を逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講すべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。</p>		
	<p>1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。</p> <p>2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。</p> <p>3. 実用炉規則第 92 条第 2 項第 1 号に基づき、実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。</p> <p>4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。</p> <p>実用炉規則第 82 条第 4 項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管 P 発第 1306198 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。</p> <p>5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。</p> <p>6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第 55 条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。</p> <p>7. 運転期間が 1 月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。</p> <p>8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。</p>	<p>第 88 条 運転上の制限に関する記録</p> <p>第 89 条 異常時の基本的な対応</p> <p>第 90 条 異常時の措置</p> <p>第 91 条 異常収束後の措置</p> <p>添付 1 異常時の運転操作基準（第 90 条関連）</p> <p>第 11 条の 2 原子炉の運転期間</p> <p>第 95 条 燃料の取替等</p> <p>— 【手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし】</p> <p>— 【手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし】</p> <p>— 【運転期間の延長は実施していないことから、該当なし】</p> <p>— 【運転期間の延長は実施していないことから、該当なし】</p> <p>— 【運転期間の延長は実施していないことから、該当なし】</p> <p>— 【運転期間の延長は実施していないことから、該当なし】</p>	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 ホ 【発電用原子炉の運転期間】			
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 ホ 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	<p>1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p> <p>2. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>3. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>4. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講すべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>5. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>6. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講すべき事項が定められていること。</p> <p>8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。</p> <p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講すべき措置が定められていること。</p> <p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要</p>	<p>第 6 条 原子力発電安全委員会</p> <p>第 7 条 玄海原子力発電所安全運営委員会</p> <p>第 103 条の 2 管理区域の設定・解除</p> <p>添付 4 管理区域図（第 103 条及び第 104 条関連）</p> <p>第 104 条 管理区域内における区域区分</p> <p>第 105 条 管理区域内における特別措置</p> <p>第 106 条 管理区域への出入管理</p> <p>第 106 条 管理区域への出入管理</p> <p>第 107 条 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>第 114 条 管理区域外等への搬出及び運搬</p> <p>第 115 条 発電所外への運搬</p> <p>第 108 条 保全区域</p> <p>添付 5 保全区域図（第 108 条関連）</p> <p>第 109 条 周辺監視区域</p> <p>第 116 条 請負会社の放射線防護</p>	<p>—</p> <p>有</p> <p>—</p>
実用炉規則第 92 条第 1 項第 9 号 ホ 【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】			

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号 【排気監視設備及び排水監視設備】	事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 117 条 煙度の定義	—
	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 99 条 放射性液体廃棄物の管理	—
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 18 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもののが定められていること。	第 100 条 放射性気体廃棄物の管理	—
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 18 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもののが定められていること。	第 101 条 放出管理用計測器の管理	—
	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること。	第 110 条 線量の評価	—
	2. 國際放射線防護委員会（ICRP）が 1977 年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。）の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第 98 条 放射性廃棄物管理に係る基本方針	—
	3. 実用炉規則第 78 条に基づく、床・壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 111 条 床・壁等の除染	—
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第 112 条 外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 114 条 管理区域外等への搬出及び運搬	—
	6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に係するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第 13 号又は第 14 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 114 条 管理区域外等への搬出及び運搬	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	7. 原子炉等規制法第 61 条の 2 第 2 項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第 1 項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 14 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 115 条 発電所外への運搬	—
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項については、「原子力施設における『放射性廃棄物でない廃棄物』の取扱いについて（指示）」（平成 20.0.4.21 原院第 1 号（平成 20 年 5 月 27 日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第 14 号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	— 〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	— 〔NIR 規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	—
	1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第 103 条の 2 管理区域の設定・解除	—
	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 18 号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 104 条 管理区域内における区域区分	—
	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第 107 条 管理区域出入者の遵守事項	—
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に係するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第 11 号又は第 14 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 111 条 床・壁等の除染	—
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第 114 条 管理区域外等への搬出及び運搬	—
	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に際し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 101 条 放出管理用計測器の管理	—
	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第 113 条 放射線計測器類の管理	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 13 号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第 101 条 放出管理用計測器の管理	—
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に係するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第 11 号又は第 14 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 113 条 放射線計測器類の管理	—
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第 92 条 新燃料の運搬	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 14 号 【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に際し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 93 条 新燃料の貯蔵	—
	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第 96 条 使用済燃料の貯蔵	—
	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に際し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 97 条 使用済燃料の運搬	—
	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第 92 条 新燃料の運搬	—
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第 97 条 使用済燃料の運搬	—
	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に際し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第 95 条 燃料の取替等	—
	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第 98 条の 2 放射性固体廃棄物の管理	—
	3. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	第 99 条 放射性液体廃棄物の管理	—

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無	
	<p>3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p> <p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	第100条	放射性気体廃棄物の管理	—
	<p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p> <p>4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。</p> <p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	第99条	放射性液体廃棄物の管理	—
	<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について25.0mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	第100条	放射性気体廃棄物の管理	—
	<p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理（放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。）、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講すべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p> <p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。</p>	第112条の2	平常時の環境放射線モニタリング	—
	<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災</p> <p>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）</p> <p>① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」</p>	第103条	放射線管理に係る基本方針	—
	<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</p> <p>イ 火災</p> <p>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p> <p>ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。）</p> <p>① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」</p>	第102条	頻度の定義	—
		第119条	原子力防災組織	—
		第120条	原子力防災要員	—
		第121条	原子力防災資機材等の整備	—
		第121条	原子力防災資機材等の整備	—
		第122条	通報経路	—
		第124条	通報	—
		第119条	原子力防災組織	—
		第125条	緊急時体制の発令	—
		第126条	応急措置	—
		第127条	緊急時における活動	—
		第120条の2	緊急作業従事者の選定	—
		第127条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—
		第128条	緊急時体制の解除	—
		第123条	原子力防災訓練	—
		第12条	運転員等の確保	—
		第17条	火災発生時の体制の整備	有

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
<p>という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること。</li> <li>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に關すること。</li> <li>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること。</li> <li>④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること。</li> <li>⑤ 重大事故等 (原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。) 発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策 (上記①から④までの対策に關することを含む。) に關すること。</li> <li>⑥ <b>発生する有毒ガスからの運転員等の防護に關すること。</b></li> </ul> <p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊 (以下「大規模損壊」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消防活動に關すること。</li> <li>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に關すること。</li> <li>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に關すること。</li> <li>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に關すること。</li> <li>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に關すること。</li> <li>⑥ 鹿重大事故等 (原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。) 発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に關すること。</li> </ul> <p>(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</li> <li>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</li> </ul> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等 (②に関するものを除く。) について記載を要しない。</p> <p>ロ 大規模損壊発生時</p> <p>定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に關すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>	<p>第 17 条の 2</p> <p>内部溢水発生時の体制の整備</p> <p>第 17 条の 2 の 2</p> <p>火山影響等発生時の体制の整備</p> <p>第 17 条の 6</p> <p>重大事故等発生時の体制の整備</p> <p>第 17 条の 7</p> <p>大規模損壊発生時の体制の整備</p> <p>添付 2</p> <p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>添付 3</p> <p>重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準</p> <p>第 131 条</p> <p>記録</p> <p>第 131 条</p> <p>記録</p>	<p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 17 号 【記録及び報告】	<p>1. 発電用原子炉施設に係る保安に關し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 実用炉規則第 6.7 条に定める記録について、その記録の管理に關すること (計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。) が定められていること。</p>	<p>第 131 条</p> <p>記録</p> <p>第 131 条</p> <p>記録</p>	<p>—</p> <p>—</p>

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更有無
	<p>3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故障害等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故障害等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	第132条 第9条	報告 原子炉主任技術者の職務等
		第132条	報告
		第132条	報告
		第118条	施設管理計画
実用炉規則第92条第1項第18号 【発電用原子炉施設の施設管理】	<p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p> <p>2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関するについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p> <p>3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。</p> <p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。</p> <p>6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。</p>	第118条の6 第118条の6 添付6 —	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針 長期施設管理方針(第118条の6関連) 【手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし】
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共にし、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。	添付6 第118条の4 第118条の5 第94条	長期施設管理方針(第118条の6関連) 使用前事業者検査の実施 定期事業者検査の実施 燃料の検査
実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】	<p>1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。</p>	第118条	施設管理計画
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】	<p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	第3条 第3条 第1条 第1条	品質保証計画 品質保証計画 目的 目的

#### 4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
(保安規定) 第92条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。				社内規定文書 記載内容の概要
三 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織	発用炉規則第92条第1項第3号	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。  2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置が定められていないこと。	第4条 (保安に関する組織) 〔変更なし〕  第5条 (保安に関する職務) 〔実用炉規則第92条第1項第3号 (後述) にて整理〕  第4条 (保安に関する組織) 〔変更なし〕  第5条 (保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。 <中略> (20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動ための体制の整備等に関する業務を行ふとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・本位の職位、職務内容に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。  ・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・新たに追加した保安のため講ずべき措置(有毒ガス発生時の体制の整備)について、発電所の各職位の職務内容として定めた。  ・品質マニュアル(基準) ・品質マニュアルとして定めた保安規定と同様に講じるべき措置(有毒ガス発生時の体制の整備)について、発電所の各職位の職務内容として定めた。  ・発電所における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。(新規記載)
(25) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。				
(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。 )				
(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故及び大規模損壊発生時の体				

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の範囲内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要	
			<p><b>制の整備に関する業務を含む。</b></p> <p>(38) (20) 及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(39) (20) 及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める企品質保証統括室長、總務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)及び(27)から(32)で定める課長をは、「各第二課長」という。</p> <p>また、各課（室、センター）長のうち、各第二課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める企品質保証統括室長、總務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課（室、センター）長をいう場合には、「各第二課（室、センター）長」という。</p> <p>(40) 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員等を指示、指導し、所掌する業務を行する。</p> <p>また、各課（室、センター）員等は各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>&lt;中 略&gt;</p> <p>第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）</p> <p>（保安に関する職務）</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p>	<p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機器喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害等の体制の整備に関する業務には、その他の自然災害等の体制の整備に関する職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
原子炉施設保安規定	<p>自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む((27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長(以下「各課長」という。)並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長(以下、「各課(室、センター)長」という。)は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)、(22)から(26)及び(32)で定める課長をいう場合は「各廃止措置課長」という。</p> <p>また、各課(室、センター)長のうち、各廃止措置課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課(室、センター)長をいう場合には、「各廃止措置課(室、センター)長」という。</p> <p>(40) 各課(室、センター)長は、課(室、センター)員等を指示、指導し、所掌する業務を遂行する。</p> <p>また、各課(室、センター)員等は各課(室、センター)長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む((27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長(以下「各課長」という。)並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長(以下、「各課(室、センター)長」という。)は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)、(22)から(26)及び(32)で定める課長をいう場合は「各廃止措置課長」という。</p> <p>また、各課(室、センター)長のうち、各廃止措置課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課(室、センター)長をいう場合には、「各廃止措置課(室、センター)長」という。</p> <p>(40) 各課(室、センター)長は、課(室、センター)員等を指示、指導し、所掌する業務を遂行する。</p> <p>また、各課(室、センター)員等は各課(室、センター)長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則		保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
四 管電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要な権限及び組織上の位置付けに関すること。	美用炉規則第2条第1項第4号、第5号、第6号 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等	2.発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするために、原子炉等定期検査4・3条の3の2・6・第2項において準用する第4・2条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のため適行う指示に従うこと)を含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第3条 (品質保証計画) 〔変更なし〕	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。	・第7条の委更について は、炉主任の職務に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。		
五 電気主任技術者(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要な権限及び組織上の位置付けに関すること。	第4条 原子炉主任技術者(電気事業法第四十一条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をい。う。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行いう上での必要な権限及び組織上の位置付けに関すること。	2.発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするために、原子炉等定期検査4・3条の3の2・6・第2項において準用する第4・2条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のため適行う指示に従うこと)を含む。)について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第6条 (原子力発電安全委員会) 〔変更なし〕	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。	・第9条の委更について は、炉主任の職務に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。	・発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準(既存)	・炉主任の確認事項として、有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果を定める。(新規記載)
六 ボイラー・タービン主任技術者(電気事業法第四十一条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をい。う。以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行いう上での必要な権限及び組織上の位置付けに関すること。	第7条 (玄海原子力発電所安全運営委員会) 〔美用炉規則第92条第1項第8号にて整理〕	第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に際し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うこととを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。  <中略>	第9条の変更は、有毒ガス発生時の講じた措置(有毒ガスの影響により原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可)能性があると判断した場合の報告、協議による原子炉停止等の措置)の確認について、炉主任の職務として規定する。	第9条 原子炉主任技術者の職務等)	第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に際し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うこととを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。	第9条 第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	・炉主任の確認事項として、有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果を定める。(新規記載)
		第17条 (火災発生時の体制の整備) 第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備) 第17条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備) 第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備) 第17条の3 (その他自然災害発生時に講じた措置の結果)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第4項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第4項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第4項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果
		第17条の3の2 (有毒ガス発生時の体制の整備) 第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備) 第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第4項に定める有毒ガス発生した場合に講じた措置の結果	第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果		
							＜以下、省略＞

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	該当規定文書 記載内容の概要
開題する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
5. 対応用原原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第7条（玄海原子力発電所安全運営委員会） 〔実用炉規則第92条第1項第8号がにて整理〕  第9条（原原子炉主任技術者の職務等） 〔実用炉規則第92条第1項第8号がにて整理〕  第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等） 〔変更なし〕	記載の考え方  ・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・第7条、第9条の変更については、炉主任、電気・BT主任者間の情報共有による変更ではなく、審査基準に影響なし。	該当規定文書 記載内容の概要

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の範囲内容

開述する実用規則	保安規定審査基準 実用規則第32条第1項第7号 保安教育	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
七 猛電用原子炉施設の運転及び管理を行ふ者に対する保安教育に関するもの	保安教育の実施方針(実施計画)の策定を含む。)に属すること。	1. 猛電用原子炉施設の運転及び管理者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育の内容に関するもの	(所員への保安教育) 第129条 各第二課(室、センター)長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。 (1) 原子力制御センタ一課の運営事項を実施する事項を実施する。 毎年度原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育の実施計画を表129-1、表129-2及び表129-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技師者の承認を得て、所長の承認を得る。	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・有毒ガス発生時の体制の整備に係る保安教育として、教育訓練基準とプロセス等を定める。(新規記載)

表129-1  
保安教育の実施方針(実施計画)

原子炉施設の実施方針(実施計画)		方針の内容	方針の実施	方針の監査
・方針	原子炉施設の運転及び管理者(役務を供給する事業者に属する者を含む。)について、保安教育の内容に関するもの	原子炉施設の運転及び管理者(役務を供給する事業者に属する者を含む。)について、保安教育の内容に関するもの	原子炉施設の運転及び管理者(役務を供給する事業者に属する者を含む。)について、保安教育の内容に関するもの	原子炉施設の運転及び管理者(役務を供給する事業者に属する者を含む。)について、保安教育の内容に関するもの
人材育成	人材育成の実施方針(実施計画)の策定を含む。)に属すること。	人材育成の実施方針(実施計画)の策定を含む。)に属すること。	人材育成の実施方針(実施計画)の策定を含む。)に属すること。	人材育成の実施方針(実施計画)の策定を含む。)に属すること。
・方針	猛電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。	猛電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。	猛電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。	猛電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。
(4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。	核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。	核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。	核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。	核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。
(5) 非常の場合に講ずべき措置に関すること。	非常の場合に講ずべき措置に関すること。	非常の場合に講ずべき措置に関すること。	非常の場合に講ずべき措置に関すること。	非常の場合に講ずべき措置に関すること。
ハ、その他猛電用原子炉施設に係る保安教育に関する必要な事項	猛電用原子炉施設に係る保安教育に関する必要な事項	猛電用原子炉施設に係る保安教育に関する必要な事項	猛電用原子炉施設に係る保安教育に関する必要な事項	猛電用原子炉施設に係る保安教育に関する必要な事項



## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	社内規定文書
記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
（許負会社従業員への保安教育） 第130条 各課（室、センター）長（発電第二課当直課長、プラント管理課長及びアラント管理課当直課長を除く。）は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。  ＜中 路＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</li> <li>有効力スス発生時の体制の整備について、保安教育の実施方針として追加する。</li> </ul> <p>(5) 各課長（発電第二課当直課長、アラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。）は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害（地震、津波及び竜巻等）及び有毒ガス発生時の措置における業務の補助を許負会社執行部が行わせる場合は、当該業務に従事する許負会社従業員にうち「伝記以外の技術系所員」に他による保安教育「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害（地震、津波及び竜巻等）及び有毒ガスス発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>＜以下、省略＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育訓練基準（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生時の体制の整備に係る保安教育として、教育内容及び管理プロセス等を定める。（新規記載）</li> </ul>



## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが求められていること。	第129条（所員への保安教育） 〔実用規則第92条第1項第7号（前述）にて整理〕  第130条（計負責社従業員への保安教育） 〔実用規則第92条第1項第7号（前述）にて整理〕	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・第129条、第130条の変更についてでは、保安教育の実施計画の策定等に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・第129条、第130条の変更についてでは、保安教育の実施状況の確認に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。	該当規定文書	記載内容の概要
3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第129条（所員への保安教育） 〔実用規則第92条第1項第7号（前述）にて整理〕  第130条（計負責社従業員への保安教育） 〔実用規則第92条第1項第7号（前述）にて整理〕	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・第129条、第130条の変更についてでは、保安教育の実施状況の確認に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・第129条、第130条の変更についてでは、保安教育の実施状況の確認に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。	該当規定文書	記載内容の概要
4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第130条（計負責社従業員への保安教育） 〔実用規則第92条第1項第7号（前述）にて整理〕	・第130条の変更についてでは、燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力会社従業員の保安教育に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。	・第130条の変更についてでは、燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う協力会社従業員の保安教育に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。	該当規定文書	記載内容の概要
5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められること。	第129条（所員への保安教育） 〔実用規則第92条第1項第7号（前述）にて整理〕  第130条（計負責社従業員への保安教育） 〔実用規則第92条第1項第7号（前述）にて整理〕	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・第129条、第130条の変更についてでは、具体的な保安教育の内容、見直しの頻度の策定に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 ・第129条、第130条の変更についてでは、具体的な保安教育の内容、見直しの頻度の策定に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。	該当規定文書	記載内容の概要

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
八 猛電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもののうち、発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。	未用炉規則第2条第1項第8号イからハまでべき事項、異状があつた場合の措置等。	(運転管理に関する社内基準の作成) 第14条 第1課長 (発電第2課当直課長を除く) 及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管轄に係る社内基準を作成し、制定及び改正に当たつては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 (1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 异常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の各種設備の運転操作に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に行方不明に関する事項 (7) 製造作業の防汚に係る試験に関する事項 (8) 大災害発生時 内部給水装置等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項 (9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受け取ったが、保安規定への反映事項はない。 ・有毒ガス発生時の体制の整備に係り、運転管理に係る社内基準の作成を追加する。	・非常事態対策基準(既存) ・化学管理基準(既存) ・運転基準(既存) ・保修基準(既存) ・土木建築基準(既存)
九 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関する事項及び運転の操作に必要な事項、異状があつた場合の措置に関すること。(第十五号に掲げるものを除く。)	2. 危害用原子炉施設の運転を行う体制の整備に関する事項及び運転の操作に必要な事項、異状があつた場合の措置に関すること。	(火災発生時の体制の整備) 第17条 防災課長は、火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動等を行ふ体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準に従い策定する。  <以下、省略>	(火災発生時の体制の整備) 第17条 第2の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の4の変更については、有毒ガス発生時の実施基準を添付2に追加したことによる添付2の名称変更のみであり、審査基準に影響なし。	(保安規定添付2 タイトルのみの変更)
五 地震、火災、有毒ガス(予期せぬ発生するものを含む)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。		(内部給水装置の体制の整備) 第17条 防災課長は、原子炉施設内において給水が発生した場合(以下「内部給水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動等を行ふ体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部給水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。	(内部給水発生時の体制の整備) 第17条の2 第2の2、第17条の2の2、第17条の3、第17条の4の変更については、有毒ガス発生時の実施基準を添付2に追加したことによる添付2の名称変更のみであり、審査基準に影響なし。	(保安規定添付2 タイトルのみの変更)
		(火山影響等発生時の体制の整備) 第17条の2 第2の2、防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合(以下「火山現象等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動等を行ふ体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部給水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。	(火山影響等発生時の体制の整備) 第17条の2 第2の2、防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合(以下「火山現象等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動等を行ふ体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部給水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。	(保安規定添付2 タイトルのみの変更)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の範囲内容

開述する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<以下、省略>	(その他自然災害発生時の体制の整備) 第17条の3「防災課長は、原子炉施設内においてその他の自然災害（地震、津波及び巻き等）が発生する原子炉施設において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行いを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、 <b>有毒ガス</b> 対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。	<以下、省略>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生時の運転員</li> <li>・非常事態対策基準（既存）</li> <li>・化学管理基準（既存）</li> <li>・運転基準（既存）</li> <li>・保修基準（既存）</li> <li>・土木建築基準（既存）</li> <li>・教育訓練基準（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生時の体制の整備（既存）</li> <li>・非常事態対策基準（既存）</li> <li>・化学管理基準（既存）</li> <li>・運転基準（既存）</li> <li>・保修基準（既存）</li> <li>・土木建築基準（既存）</li> <li>・教育訓練基準（既存）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有毒ガス発生時の体制の整備（既存）</li> <li>・新規記載（新規記載）</li> </ul>

(有毒ガス発生時の体制の整備)  
第17条の3 第17条の2 防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における運転員及び緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員の防災のための活動を行いを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、**有毒ガス**対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。

<以下、省略>

(有毒ガス発生時の体制の整備)

第17条の3 第17条の2 防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における運転員及び緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員の防災のための活動を行いを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、**有毒ガス**対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。

(1) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置

(2) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練

(3) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備

2 各第二課長（技術第一課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行つたために必要な体制及び手順の整備を実施する。

3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

4 各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。

(火山活動のモニタリング等の体制の整備)

第17条の4 原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを総合的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	の(1)及び(2)を含む計画を策定する。また、原子力管理部長及び原原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合には、その効応をを行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。なお、計画は、添付2に示す「火灾、内部溢水、火山現象、自然災害、 <b>有毒ガス</b> 対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い、策定する。	・有毒ガス発生時の体制に係る計画策定として、具体的活動を定める。 (新規記載)	該当規定文書	・有毒ガス発生時の体制に係る計画策定として、具体的活動を定める。 (新規記載)
第17条の5（警機材等の整備） 【変更なし】	<以下、省略>	添付2 水災、内部溢水、火山現象、自然災害、 <b>有毒ガス</b> 対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準 本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時、その他自然災害が発生した場合 <b>及び有毒ガスを確認した場合</b> に對処しうる体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行つたために必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。	<中 路>  8 有毒ガス 防災課長は、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策所で重大事故等に対処するため必要な指示を行いうる緊急時対策本部要員の防護のための活動を行う体制の整備として、次の8.1項から8.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（技術第一課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	8.1 要員の配置 (1) 防災課長及び安全管理第二課長は、発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に随行・立会する者（以下「立会人」という。）及び有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行う要員等を配置する。	・有毒ガス発生時の運転員 等の防護の活動について規定する。
				8.2 教育訓練の実施 (1) 安全管理第二課長は、関係所員に対して、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動による教育訓練を定期的に実施する。	・有毒ガス発生時の運転員 等の防護の活動について規定する。

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要	
(2) 安全管理第二課長は、運転員、緊急時対策本部員、立会人及び終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時の防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。	・有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動について規定する。	・化学管理基準（既存）	・化学管理基準（既存）	・有毒ガス発生時ににおける防護具の定期的な実施について記載する。（新規記載）	
8.3 資機材の配備	(1) 防災課長及び安全管理第二課長は、有毒ガス発生時ににおける運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行ったために必要な防護具等の資機材を定期的に実施する。	・有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動について規定する。	・非常事態対策基準（既存）	・防護具等の資機材の配備について記載する。（新規記載）	
8.4 手順書の整備	(1) 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。	・有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動について規定する。	・化学管理基準（既存） ・保修基準（既存） ・土木建築基準（既存）	・固定源に対し、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度について有効ガス防護のための判断基準値を下回るようすることを記載する。（新規記載）	
	ア 有毒ガス防護の確認に関する手順	(7) 安全管理第二課長、係修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外において防護面接に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「開定源」という。）に対して、(i)項目及び(ii)項目の実施により、運転員及び緊急時対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。	・有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動について規定する。	・化学管理基準（既存）	・新たなる有毒化学物質及び有機化学物質の性状、貯蔵方法等の変更の確認、有毒ガス濃度評価の実施、必要な有毒ガス防護の実施について記載する。（新規記載）
	イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順	(7) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防波堤、覆い、中和槽等（以下「防波堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な実施する。有毒ガス防護を実施する。	・有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動について規定する。	・保修基準（既存） ・土木建築基準（既存）	・防波堤、中和槽等の適用管理を定める。（新規記載）
	イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順	(7) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。	・有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動について規定する。	・非常事態対策基準（既存） ・化学管理基準（既存） ・運転基準（既存）	・可動源に対する対策の具体的活動を定める。（新規記載）
	イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順	(1) 防災課長及び発電第二課長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用及び防護具のバシクアソフ体制整備の対策を実施する。	・有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動について規定する。	・非常事態対策基準（既存） ・運転基準（既存）	・予期せぬ有毒ガスの発生に対する対策の具体的活動を定める。（新規記載）

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要
原子炉施設保安規定	原子炉施設保安規定	<p>ウ 施設管理、点検</p> <p>保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を遮減するための防波堤等は、有毒ガス影響を遮減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・修理、点検を行う。</p> <p>8.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（技術第二課長及び発電第一課担当課長は除く）は、8.1項から8.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、8.1項から8.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直し等必要な措置を行う。</p> <p>8.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有毒ガス発生時の避難員等の防護の活動について規定する。</li> <li>有毒ガス発生時の避難員等の防護の活動について規定する。</li> <li>有毒ガス発生時の避難員等の防護の活動について規定する。</li> <li>有毒ガス発生時の避難員等の防護の活動について規定する。</li> <li>有毒ガス発生時の避難員等の防護の活動について規定する。</li> <li>有毒ガス発生時の避難員等の防護の活動について規定する。</li> </ul>	<p>・保修基準（既存） ・土木建築基準（既存）</p> <p>・防波堤、中和槽等の施設管理を定める。 (新規記載)</p> <p>・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策基準（既存）</p> <p>・有毒ガス発生時の避難員等の防護の活動について規定する。 (新規記載)</p> <p>・有毒ガス発生時の避難員等の防護の活動について規定する。</p> <p>・有毒ガス発生時の避難員等の防護の活動について規定する。</p> <p>・有毒ガス発生時の避難員等の防護の活動について規定する。</p> <p>・有毒ガス発生時の避難員等の防護の活動について規定する。</p> <p>・有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
水　発電用原子炉施設の運転の安全管理 にに関すること。	未用炉規則第2条第1項第8号水 発電用原子炉施設の運転の安全管理審 査にに関する事項について定められていること。  1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項 及び発電用原子炉施設の保安運営に關する 重要事項を審議する委員会の設置、構成及び 審議事項について定められていること。	第6条（原子力発電安全委員会） 〔変更なし〕  2. 運営委員会における原子炉施設の保安運 営に関する次の事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。  (1) 運営管理に関する社内基準の制定及び改正 ア　運転員の構成人員に関する事項 イ　当直の引継ぎ方法及び停止操作に関する事項 エ　巡視点検に関する事項 オ　異常時の措置に関する事項 カ　警報発生時の措置に関する事項 キ　定期的に実施する試験に関する事項 ケ　誤操作の防止に関する事項 コ　その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時 サ　重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備 に関する事項	・審査基準に変更がないこ とから、審査基準を受け た保安規定への反映事 項はない。 ・発電用原子炉施設の保安 に関する重要事項及び 発電用原子炉施設の保 安運営に関する重要事 項を審議対象として、從前 から保安規定配備事項 に開示する社内基準の 制改正を運営委員会の 審議事項として定めて おり、今回有毒ガス發 生時の体制の整備を追加 することに伴い、運営委 員会の審議対象に追加 する。	・審査基準に変更がないこ とから、審査基準を受け た保安規定への反映事 項はない。 ・安全運営委員会運営基準 (既存)	・安全運営委員会運営基準 (既存)	・有毒ガス発生時の体制の整備に係る社 内基準の制定及び改正について、運営 委員会の審議事項とする旨を定める。  (新規記載)

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
十六、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に關すること。	実用規則第32条第1項第16号 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置	1. 駐司を受けたところによる基本計画ないしは、想定する事象に応じて、次に掲げる指摘を講ずることが定められていないこと。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配属するとともに、計画に従つて必要な活動を行わせること。 （2）消防の防護、消防戸員への通報、消火又は避難の防止、その他の消防隊が火災の現場に到着するまでの活動に関すること。 ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを持む。以下「火山影響等」という。） ① 火山影響等発生時ににおける非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時ににおける代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設置基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） ① 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止上にするための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時ににおける使用済燃料貯蔵設備に付属する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時ににおける原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等（原子炉建屋への放電による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時ににおける特定重大事故等対処施設を用	第12条（運動員等の確保） 〔変更なし〕  第17条（火災発生時の体制の整備） 〔実用規則第92条第1項第8号イからハまでにて整理〕  第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備） 〔実用規則第92条第1項第8号イからハまでにて整理〕  添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス等に係る実施基準 △新規及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準 〔実用規則第92条第1項第8号イからハまでにて整理〕  （重大事故等発生時の体制の整備） 第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行ふ体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。	・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。  ・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。  ・審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。  ・第17条の2の変更について、有毒ガス発生時の実施基準を添付2に追加したことにより、また添付2の名称変更についても、有毒ガス対応の活動の追加であり、審査基準に影響なし。  ・有毒ガス発生時の運転員等の防護のうち、S/A要求については、第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）本文で計画の作成等のPDCAを規定し、添付3にて、設置許可で終了した個別の運用事項を規定する。	・非常事態対処基準（既存） ・化学管理基準（既存） ・運動基準（既存） ・保修基準（既存） ・土木建築基準（既存）	・有毒ガス発生時の体制の整備に係る計画策定として、具体的活動を定める。 (新規登載)
					5 各第二課長（発電第2課当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。なお、定めた手順に応じて柔軟かつ状況に応じて柔軟に対応できるものとする。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模地震対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の簡易性を配慮し、第4項目(1)アの後段に記した内容とする。 (1) 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 (2) 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 (3) 重大事故等発生時ににおける燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 (4) 重大事故等発生時ににおける原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 (5) 重大事故等（原子炉建屋への放電による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時ににおける特定重大事故等対処施設を用	

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

開述する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。</p> <p><b>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること</b></p> <p>二 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊発生時における「大規模損壊」といふ。）</p> <p>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に關すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に關すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に關すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に關すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に關すること。</p> <p>⑥ 重大事故等（原子炉施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時ににおける特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p> <p>(2) (1) に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に對し的確かつ柔軟に対応することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方を定められていること。</p>	<p>貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉施設の大規模な損傷を緩和するための対策に關すること。</p> <p><b>(5) 発生する有毒ガスからの運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に関すること</b></p> <p>6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大規模な自然災害の発生した場合における大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に對して定める。</p> <p>また、重大事故等の発生及び広大の防止に必要な措置の適用手順及び適用手順の詳細な内容については、別途文書にて規定する。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>&lt;中 路&gt;</p> <p>(3) 防災課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制として、次の1.3項及び表-19に示す「重大事故等の発生及び表-19に示す「重大事故等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>&lt;中 路&gt;</p>	<p>貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉施設の大規模な損傷を緩和するための対策に關すること。</p> <p><b>(5) 発生する有毒ガスからの運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に関すること</b></p> <p>6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大規模な自然災害の発生した場合における大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に對して定めし、添付3にて、設置許可で約束した個別の運用事項を規定する。</p> <p>また、重大事故等の発生及び広大の防止に必要な措置の適用手順及び適用手順の詳細な内容については、別途文書にて規定する。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>&lt;中 路&gt;</p> <p>(3) 防災課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制として、次の1.3項及び表-19に示す「重大事故等の発生及び表-19に示す「重大事故等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>&lt;中 路&gt;</p>	<p>貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉施設の大規模な損傷を緩和するための対策に關すること。</p> <p><b>(5) 発生する有毒ガスからの運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に関すること</b></p> <p>6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大規模な自然災害の発生した場合における大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に對して定めし、添付3にて、設置許可で約束した個別の運用事項を規定する。</p> <p>また、重大事故等の発生及び広大の防止に必要な措置の適用手順及び適用手順の詳細な内容については、別途文書にて規定する。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>&lt;中 路&gt;</p> <p>(3) 防災課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制として、次の1.3項及び表-19に示す「重大事故等の発生及び表-19に示す「重大事故等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>&lt;中 路&gt;</p>	<p>貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉施設の大規模な損傷を緩和するための対策に關すること。</p> <p><b>(5) 発生する有毒ガスからの運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に関すること</b></p> <p>6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p> <p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大規模な自然災害の発生した場合における大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に對して定めし、添付3にて、設置許可で約束した個別の運用事項を規定する。</p> <p>また、重大事故等の発生及び広大の防止に必要な措置の適用手順及び適用手順の詳細な内容については、別途文書にて規定する。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>&lt;中 路&gt;</p> <p>(3) 防災課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制として、次の1.3項及び表-19に示す「重大事故等の発生及び表-19に示す「重大事故等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>&lt;中 路&gt;</p>	

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

開述する実用規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
関連する実用規則	原子炉施設保安規定	1.3 手順書の整備 (1) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、重大事故等発生時ににおいて、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等に的確、かつ、柔軟に対処するための内容を規定文書に定める。 また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を規定文書に定める。	<中 路>	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
関連する実用規則	各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時に、有毒ガスを防護するための指揮・操作を行なうことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員による機械を維持するための手順及び体制を規定する。	<中 路>	(3) 有毒ガス発生時の活動を行う要員に対する教育及び訓練に関する事項に、特に重大事故等又は大規模損傷の発生時ににおける発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員の教育及び訓練により、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準以下とするための手順及び体制を規定する。	(7) 安全管理第二課長、修理第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒ガスの発生時の運動員等の防護の活動について規定する。	・固定源に対し、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度について有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにすることを記載する。(新規記載)
関連する実用規則	(4) 有毒ガスを維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消火器、泡沫火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。 (5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	2. 重大事故等又は大規模損傷が発生した場合において、核燃料物質若しくは移動物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による害を防止するために必要があると認めるとときは、組織内部規則にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	(a) 防災課長、安全管理第一課長及び発電第二課長は、可動源に対して、運転員及び緊急時対策本部要員が事態対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の進行、通信地盤手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の手順を規定文書に定める。 (b) 防災課長及び発電第一課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用すること並びに防護具のバッケージ体操を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順及び体制を規定文書に定める。	(a) 有毒ガス発生時の運動員等の防護の活動について規定する。	・予期せぬ有毒ガスの発生に対する対策の具体的活動を定める。(新規記載)
関連する実用規則	(c) 防災課長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可燃性重大事故等対策設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続を行いう地点における重大事故等対策要員の有毒ガス防護のため、1. 2. (1) 項で配備する薬品保護具を着用する手順を規定文書に定める。	<中 路>	(d) 防災課長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可燃性重大事故等対策設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続を行いう地点における重大事故等対策要員の有毒ガス防護のため、1. 2. (1) 項で配備する薬品保護具を着用する手順を規定文書に定める。	(e) S/H地点における重大事故等対策要員の有毒ガスの発生による異常を検知した場合の連絡に関する具体的活動を定める。(新規記載)	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		1.4 定期的本評価 (1) 各第一課長(発電第二課当直課長を除く。)及び 原子力訓練センター所長は、1.1項から1.3項の活 動の実施結果について、防災課長に報告する。 <以下、省略>			

## 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則		保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
十七　発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正記録及び報告（保安規定及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故及び報告（第百三十条等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。	未用炉規則第32条第1項第17号 記録及び報告	3. 発電所長及び各電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に關する基準」に従い、十分に遂行する。  <中略>	・第9条の変更は、有毒ガス発生時の講じた措置（有毒ガスの影響により原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合の、原子炉主任技術者等への報告、協議による原子炉停止等の措置）の確認について、炉主任の職務として規定する。	・発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準（既存）	・発電用原子炉主任技術者の保安監督に講じた措置（有毒ガスの影響により原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合の、原子炉主任技術者等への報告、協議による原子炉停止等の措置）の確認について、炉主任の職務として規定する。	・炉主任の確認事項として、有毒ガスが発生した場合に講じた措置を定める。（別規記載）
				表9-2	条 文 内 容		
					第17条(火災発生時の体制の整備) 第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	
					第17条の2(内部釜水発生時の体制の整備) 第4項に定める内部釜水が発生した場合に講じた措置の結果	第4項に定める内部釜水が発生した場合に講じた措置の結果	
					第17条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備) 第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	
					第17条の3(その他自然災害発生時の体制の整備) 第4項に定める他の自然災害及び巻き等が発生した場合に講じた措置の結果	第4項に定める他の自然災害及び巻き等が発生した場合に講じた措置の結果	
					第17条の3の2(有毒ガス発生時の体制の整備) 第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果	第4項に定める有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果	
					第17条の6(重大事故等発生時の体制の整備) 第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第4項に定める成立性の確認訓練の結果	
					第17条の7(大規模損壊発生時の体制の整備) 第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	
					<以下、省略>		
					第132条(報告) 「変更なし」		

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

(上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針)

## 目 次

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

## 1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

### （1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

#### 1. はじめに

設置（変更）許可で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

#### 2. 2. 1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

### （2）保安規定の記載方針

（1）項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示等に相当する部分の記載は任意とする。

② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、（1）項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて二次文書他に記載する。

また、二次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。

③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2及び添付3に記載する。

④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

### （3）その他

① 設計及び工事計画の対応において抽出された運用に係る事項については、別途資料「設計及び工事計画で抽出された運用内容整理」で整理する。

## 2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明内容
設置変更許可申請書 (本文)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。</li> <li>○「<u>黒字（赤下線）</u>」により、設置変更許可申請書（本文）の変更申請箇所を明確にする。</li> <li>○「<u>青字（赤下線）</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする</li> </ul>
設置変更許可申請書 (添付書類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。</li> <li>○「<u>黒字（赤下線）</u>」により、設置変更許可申請書（添付書類）の変更申請箇所を明確にする。</li> <li>○「<u>青字（赤下線）</u>」により、保安規定及び関連する社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容を明確にする。</li> </ul>
保安規定に記載すべき 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。</li> <li>○「<u>黒字（青下線）</u>」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。</li> </ul>
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○社内規定文書（二次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</li> <li>○保安規定及び社内規定文書（二次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。</li> </ul>
関連する社内規定文書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関連する社内規定文書（二次文書）を記載する。</li> <li>○「（新規）」により、新規に制定した社内規定文書を明確にする。</li> <li>○「（既存）」により、既存の社内規定文書を改正したもの明確にする。</li> </ul>
記載内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関連する社内規定文書（二次文書）の具体的な記載内容を記載する。</li> <li>○「（新規記載）」により、社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。</li> </ul>

### 3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

上流文書（設置変更許可申請書）		保安規定対象条文
(1)	本文十一号 + 添付書類五、八 (11.2 保安管理体制)	第5条、 第2編第5条
(2)	添付資料五、八 (11.2 保安管理体制、11.9 保安教育)	第7条、第129条、第130条、 第2編第63条
(3)	本文十号 + 添付書類五、十 (5.1 重大事故等対策)	第9条
(4)	本文十号 + 添付書類八、十 (5.1 重大事故等対策)	第14条
(5)	本文五号 + 添付書類八 (6.10 制御室)	第17条の3の2、添付2 (第17条～第17条の3)
(6)	本文五号 + 添付書類八 (10.9 緊急時対策所)	第17条の3の2、添付2
(7)	本文十号 + 添付書類十 (5.1 重大事故等対策)	第17条の6、添付2、添付3

(1) (本文十一号 + 添付書類五、八) (11.2 保安管理体制)

設置変更許可申請書 本文 R02. 01. 29 訸可時点	設置変更許可申請書 【添付書類】 R02. 01. 29 訳可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	社内規定文書 記載内容の概要
十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のこととする。	【添付書類五】 1. 組織 本変更に係る設計及び運転等は第5.1図に示す既存の原子力関係組織は、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(核規則)第43条の3の24第1項の規定に基づく「 <u>玄海原子力発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)</u> 」等で定められた。 われた義務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで玄海原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。 5.5.1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、關係する要員が責任を持つて業務を遂行できるようにする。【欄外※1 参照】	（保安に関する職務） 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下の通りとする。 （1）原子炉施設の保安監理体制は、所長、発電用原子炉主任技術者（原子炉保安監理担当）、電気主任技術者、ボイラーティア・タービン主任技術者、安全管路第一課、絶縁装置、防災機器、技術第二課、安全管路第二課、安全装置、安全装置及び有毒ガス発生時の体制の整備を含む（（27）に定める職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。	（保安に関する職務） 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下の通りとする。 （1）原子炉施設の保安監理体制は、所長、発電用原子炉主任技術者（原子炉保安監理担当）、電気主任技術者、ボイラーティア・タービン主任技術者、安全管路第一課、絶縁装置、防災機器、技術第二課、安全管路第二課、安全装置、安全装置及び有毒ガス発生時の体制の整備を含む（（27）に定める職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。
5.5.2 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、關係する要員が責任を持つて業務を遂行できるようする。【欄外※1 参照】	【添付書類八】 11.2 保安管理制度 発電所の保安管理制度は、所長、発電用原子炉主任技術者（原子炉保安監理担当）、電気主任技術者、ボイラーティア・タービン主任技術者、安全管路第一課、絶縁装置、防災機器、技術第二課、安全管路第二課、安全装置、安全装置及び有毒ガス発生時の体制の整備を含む（（27）に定める職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。	（保安に関する職務） 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下の通りとする。 （1）原子炉施設の保安監理体制は、所長、発電用原子炉主任技術者（原子炉保安監理担当）、電気主任技術者、ボイラーティア・タービン主任技術者、安全管路第一課、絶縁装置、防災機器、技術第二課、安全管路第二課、安全装置、安全装置及び有毒ガス発生時の体制の整備を含む（（27）に定める職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。	（保安に関する職務） 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下の通りとする。 （1）原子炉施設の保安監理体制は、所長、発電用原子炉主任技術者（原子炉保安監理担当）、電気主任技術者、ボイラーティア・タービン主任技術者、安全管路第一課、絶縁装置、防災機器、技術第二課、安全管路第二課、安全装置、安全装置及び有毒ガス発生時の体制の整備を含む（（27）に定める職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。

\*1 設置変更許可申請書（本文）に、保安規定に記載される組織、職務等の具体的記載はなく、本文十一号に各組織及び要員の責任及び権限を“定めること”のみが規定されている。  
なお、添付書類八に各職位の記載は有るが、当該設置変更許可の時点での記載となつてゐる。

(1) (本文十一号 + 添付書類五、八) (11.2 保安管理体制)

設置変更許可申請書 R02. 01. 29 訸可時点	【本文】 設置変更許可申請書 R02. 01. 29 訳可時点	設置変更許可申請書 【添付書類】 R02. 01. 29 訳可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
			<以下、省略>		

(2) 添付書類五、八（11.2 保安管理体制、11.9 保安教育）

設置変更許可申請書 【本文】	設置変更許可申請書 【添付書類】 R02.01.29 訸可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要
【添付書類五】 1. 組織 <中略> 保安規定に基づき、発電用原子炉施設の保安に 関する事項を審議するものとして 発電用原子炉施設の運営に関する審議するものとして <u>玄海原子力発電所安全運営委員会</u> を設置していく。 原子力発電安全委員会は、発電用原子炉設置 (変更) 許可申請書本文に記載の建築物、系統及 び機器の変更、保全規定の変更、本店所管の社内 規定の制定・改正等を審議し、 <u>玄海原子力発電所 安全運営委員会は、運転管理、燃料管理、放射性 廃棄物管理等に関する社内基準の制定・改正等を 審議すること</u> で役割分担を明確にしていく。	（玄海原子力発電所安全運営委員会） 第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に係る次の事項を審議する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正 コ 火災発生時、内部塗装水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項 <以下、省略>	・発電用原子炉施設の保安に開する重要な事項及び発電用原子炉施設の運営に開する重要な事項として、委員会から保安規定定期報表前年に開する社内基準の制訂改正を運営委員会の審議事項として定めており、今回有毒ガス発生時の体制の整備を追加することに伴い、運営委員会の審議対象に追加する。	・安全運営委員会（既存） ・有毒ガス発生時の体制の整備に係る社内基準の運営委員会の審議事項とする旨を定める。（新規記載）	該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要

(2) 添付書類五、八 (11.2 保安管理体制、11.9 保安教育)

設置変更許可申請書 【本文】	設置変更許可申請書 【添付書類】	記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	<b>【添付書類五】</b> <b>5. 教育・訓練</b> 技術者は、原則として入社後一定期間、当社社員研修所及び原子力発電所等において、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練並びに機器配管及びプラントシステム等の現場教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する。  技術者の教育・訓練は、当社原子力訓練センターのほか、国内の原子力開発機関（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、株式会社原子力発電訓練センター等）において、各職能、目的に応じた実技訓練や機上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び理解に努めている。また、玄海原子力発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、 <u>保安規定等に基づき</u> 対象者、教育内容及び教育時間等について教育の実施計画を策定し、それに従って <u>教育を実施する。</u>  本変更に係る業務に従事する <u>技術者・事務系社員及び協力会社社員に対して</u> は、各役職に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時、原子炉格納容器、原子炉補助健全及び原子炉周辺健全への改意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる重大事故等の対応が必要となる技能の維持と知識の向上上に努めるため、 <u>計画的かつ継続的に教育・訓練を実施する。</u>	第125条 各第二課（室、センター）長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。 (1) 原子力訓練センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理所員への保安教育の実施計画を表129-1、表129-2 及び表129-3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。  表129-1	・有能力者発生時の体制の整備に係る教育訓練の実施について、保安教育の実施方針として追加する。  表129-2	・教育訓練基準（既存） ・有能力者発生時の体制の整備に係る保安教育として、教育内容及び管理制度を定める。（新規記載）
設置変更許可申請書 一 R02.01.29 許可時点	<b>【添付書類六】</b> <b>11.9 保安教育</b> 所員及び請負会社従業員に対して、 <u>発電用原子炉施設の保安に関する教育を定期的及び必要に応じ計画して実施する。</u>		保 安 教 育 の 内 容	保 安 教 育 の 実 施 方 針 (総括表)

※1 各第二課、五、センター長は、教育訓練基準に基づく、全員の全員又は一部について、十分な知識及び技能を有していると認められる場合には、該当する教育について省略することができる。

※2 法令等の規定に従事する事務所員は、該当する教育を受ける。該當する事務所員は、該当する教育を受ける。該當する事務所員は、該当する教育を受ける。

※3 各社外勤務者に対する教育は、社外勤務者とした時の人材評価項目は、社外勤務者とした時の人材評価項目とは同一である。

※4 重大事故等に対する施設の安全な運営の実績等、その他の自然災害（地震、津波及び豪雪等）発生時の措置に関する事務所員に対する教育は、開所する施設の措置会員が行うとする。

※5 保安規定等に対する教育は、開所する施設の措置会員が行うとする。

(2) 添付書類五、八（11.2 保安管理体制、11.9 保安教育）

	設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原予炉施設保安規定	記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 該当規定文書
	R02.01.29 許可時点						
			表129-3	保全教育の実施方針（強制員等）			

保全教育の内容			具体的な内容		対象者		
申請年	小分类 (項目)	項目	当直責任者 副子炉主任	当直責任者 原子炉運転員	運転員 ナビゲーション	ナビゲーション ナビゲーション	二次有効職員 監視員
<中：路>							
<中：路>							
被曝・監視	漏れ監視 漏れ・計測装置	監視発生時の監視項目 監査時漏れの発見（漏れ・計測値） 漏れ外の際・漏れ時・監査発生時社外の漏れ 起動停止・漏れ時・監査発生時の社外・漏れ・監査発行時	◎	◎	◎	◎	◎
施設管理	施設監視 施設監視等の監視	漏設監視計画に図りることⅠ 定期検査後漏設の検査項目が終了 定期検査後漏設の検査項目が終了 定期検査後漏設の検査項目が終了 定期検査後漏設の検査項目が終了 定期検査後漏設の検査項目が終了 定期検査後漏設の検査項目が終了 定期検査後漏設の検査項目が終了	◎	◎	◎	◎	◎
<中：路>							

- ：全員が教習の受験者  
(開催する業務内容に応じて教育内容に選択あり)  
×：教育の対象外
- ※1：各対象者に要される教育項目は、対象者によっては、以下のとおり。  
・本教育は、同一組織であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。  
(ある教育で、複数の項目をカバーする場合がある)。
- ※2：○印は、○印の教育時間以上とすれば、運転手員が行うべき運転の教育の時間であり。  
・この○印時間○印時間以上とすれば、運転手員が行うべき運転の教育の時間ではない。  
・各項目の内容が密接に関わっている（必ず該項目の時間に準拠した時間ではない）。
- ※3：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の趣旨に関するることをいり。
- ※4：重大事故等及び火災時措置発生時ににおける原子炉施設の保全のため活動に備えること、火災、内漏海水、火山影響等、その他自然災害及び原子炉運転時の措置に備えることを含む。

(請負会社従業員への保全教育)

第130条

- <中：路>
- (5) 各課長（各電気第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管内漏監視当直課長を除く）は、原子炉施設に開する作業のうち、火災、内漏海水、火山影響等、その他自然災害（地震、津波及び竜巻等）及び有毒ガス発生時の措置を請負会社に行わせる場合は、当該業務に從事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に他する保安教育（内漏海水、火災、内漏海水、火山影響等、その他自然災害（地震、津波及び竜巻等）及び有毒ガス発生時の措置に開すること）の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。

<以下、省略>

- ・有毒ガス発生時の体制の整備に係る保安教育として、教育訓練基準（既存）  
・有毒ガス発生時の体制の整備に係る保安教育として追加する。

(2) 添付書類五、八（11.2 保安管理体制、11.9 保安教育）

設置変更許可申請書【添付書類】		設置変更許可申請書 R02.01.29 許可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
本文	第2編 第63条 (所属への保安教育)	第2編 第63条 (所属への保安教育) 圖版-1	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要

（1）本規則の適用範囲（第二十一条第一項）の「施設」に該当するものと認められるもの（以下「該当施設」といいます。）に就いては、該当施設の運営主体が、該当施設の運営主体の社員に対する保安教育の実施状況を監査する場合、監査結果を監査報告書として提出する。

（2）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（3）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（4）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（5）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（6）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（7）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（8）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（9）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（10）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（11）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（12）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（13）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（14）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（15）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（16）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（17）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（18）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（19）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（20）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（21）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（22）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（23）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（24）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（25）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（26）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（27）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（28）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（29）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（30）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（31）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（32）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（33）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（34）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

（35）監査報告書は、監査結果を監査報告書として提出する。

(3) 本文十号 + 添付書類五、十 (5.1 重大事故等対策)

設置変更許可申請書 本文】 R02. 01. 29 許可時点	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 (原子炉主任技術者の職務等)	該当規定文書 記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するためには必要な施設及び体制の整備に関する事項	【添付書類五】 6. 有資格者等の選任・配置 発電用原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に係る安全技術者等は、原子炉主任技術者を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。 ハ、重大事故に至るおそれがある事故（通常時の異常な過渡変化及び事故基準事故を除く。）又は重大事故（重大事故の発生及び拡大の防衛上に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力を実現するための措置並びに、手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備） (c) 体制の整備 (c-1) <中 略> 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合の原子力防災組織において、その職務に支障をきたすことがないよう、独立性が確保できる組織に配属（指令部の本部付）する。 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合、重大事故等における発電用原子炉施設の運転に係る監督を誠実かつ、最高に行うことを任務とする。	第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に係る安全技術者等は、原子炉主任技術者を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。	・第9条の変更是、有毒ガス発生時の講じた措置（有毒ガスの影響により原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合の、原子炉主任者等への報告、協議による原子炉停止等の措置）の確認について、炉主任の職務として規定する。	・発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準（既存） ・炉主任の確認事項として、有毒ガス発生時の講じた措置（有毒ガスの影響により原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合の、原子炉主任者等への報告、協議による原子炉停止等の措置）の確認について、炉主任の職務として規定する。
十一、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するためには必要な施設及び体制の整備に関する事項	【添付書類五】 6. 有資格者等の選任・配置 発電用原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に係る安全技術者等は、原子炉主任技術者を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。 ハ、重大事故に至るおそれがある事故（通常時の異常な過渡変化及び事故基準事故を除く。）又は重大事故（重大事故の発生及び拡大の防衛上に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力を実現するための措置並びに、手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備） (c) 体制の整備 (c-1) <中 略> 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合の原子力防災組織において、その職務に支障をきたすことがないよう、独立性が確保できる組織に配属（指令部の本部付）する。 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合、重大事故等における発電用原子炉施設の運転に係る監督を誠実かつ、最高に行うことを任務とする。	第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に係る安全技術者等は、原子炉主任技術者を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。	・第9条の変更是、有毒ガス発生時の講じた措置（有毒ガスの影響により原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合の、原子炉主任者等への報告、協議による原子炉停止等の措置）の確認について、炉主任の職務として規定する。	・発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準（既存） ・炉主任の確認事項として、有毒ガス発生時の講じた措置（有毒ガスの影響により原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合の、原子炉主任者等への報告、協議による原子炉停止等の措置）の確認について、炉主任の職務として規定する。

(4) 本文十号 + 添付書類八、十 (5.1 重大事故等対策)

設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 訸可時点	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 訳可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 (運転管理に関する社内基準の作成)	記載の考え方 第 14 条 各第 2 項長(発電第 2 項当直課長を除く。)及び原子力調査センター所長は、次の各項に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。 (8) 大災害発生時、内涝溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有障ガス発生時の体制の整備に関する事項	該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要
十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事がある場合における当該事故に対する施設及び体制の整備に関する事項	（1）重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置 東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた重大事故等対策の設備強化等の対策に加え、重大事故に至るおそれがある事象若しくは重大事故が発生した場合又は大型航空機等の自然災害若しくは故意による発電用原子炉施設の大规模な破裂が発生するおそれがある場合又は発生した場合における以下の重大事故等対処設備に係る事項、復旧作業に係る事項、支援に係る事項及び手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備等運用面での対策を行ふ。	【添付書類八】 11.3 運転管理 発電用原子炉施設の運転管理は、保安規定に定める運転上の留意事項、運転上の限界及び異常時の措置を遵守し、発電用原子炉施設の運転に暫熟した者を確保し、機器の性能及び状態を的確に把握した上で行う。 また、運転操作は、通常時及び異常時に <b>対応するよう作成された運転手順書に従つて行い</b> 、シミュレータを活用した教育訓練により微訛を図る。 運転時の運転手順書については、安全上重要な機器が故障した場合に適切に対応できるよう具体的な教訓が記載してある。 さらに、関連する運転手順書間のつながりを明確化し、機器の操作時期、順序、条件等の表現を平易なものとする。 （2）重大事故の発生及び拡大の防止に必要な能力の実施するためには、安全上重要な機器が故障した場合に適切に対応できるよう具体的な教訓が記載してある。 さらに、関連する運転手順書間のつながりを明確化し、機器の操作時期、順序、条件等の表現を平易なものとする。	・有障ガス発生時の体制の整備について、運転管理に係る社内基準の作成(計画の策定)を定める。 (新規記載)	・非常事態対策基準(既存) ・化粧管理基準(既存) ・運転基準(既存) ・保修基準(既存) ・土木建築基準(既存) ・教育訓練基準(既存)

<以下、省略>

設置変更許可申請書 【本文】 R02. 01. 29 訸可時点	設置変更許可申請書 【添付書類】 R02. 01. 29 訳可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	原子炉施設保安規定 記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
【添付書類八】 1. 安全設計 1.12 原子炉設置変更許可申請書 の方針 1.12.13 発電用原子炉設備変更許可申請書（平成31年2月7日申請）に係る安全設計の方針 1.12.13.1 「実用発電用原子炉及びその附屬施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年6月19日制定）に対する適合（原子炉制御室等）	【添付書類八】 3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止を確保するための措置をとること、従事者が支障なく原子炉制御室内に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるために操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分にはばならない。 一 原子炉制御室及びその近傍 工場等における有毒ガスの発生源を検出するための装置及び当該装置が有能ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置 二 原子炉制御室及びごとに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域 避難壁その他の適切に設計された防護構造の設備、気体供給装置による燃焼ガスに対し換気設備をも隔離するための設備	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要

(5) 本文五号 + 添付書類八 (6.10 制御室)

設置変更許可申請書 R02. 01. 29 許可時点	【本文】 設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可時点	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	原予炉施設保安規定 記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動負源」という。）それぞれに対し有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>前述陳述に対しては、運転員の吸気中の有害ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動負源に対しては、中央制御室空調装置の隔離等の対策により運転員を防護できる設計とする。</p> <p>3の二について</p> <p>原子炉制御室及びごれいに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に入りするための区域に係る設計方針について は、平成29年1月18日付け原規規針第1701182号をもつて設置変更許可を受けた第26条第3項の設計方針に同じ。</p>			

設置変更許可申請書 R02. 01. 29 訸可時点	【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訸可時点	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造 及び設備 ロ、発電用原子炉施設の一般構造 発電用原子炉施設の一般構造のうち、(3) その他の主要な構造の(i) a. (ii) 中央制 御室及び(ee) 緊急時対策所の記述を以下 とおり変更する。	(3) その他の主要な構造 (i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、 (2)耐火構造に加え、以下の基本の方針 のもとに安全設計を行う。 a. 設計基準象徴施設 (ii) 中央制御室 <中 路>	6. 計制制御系統施設 6. 10 制御室 6. 10. 1 通常運転時等 6. 10. 1. 2 中央制御室 6. 10. 2. 1. 設計方針 中央制御室及び中央制御盤は、以下の方針を 満足するように設計する。	<中 路>	・非常事態対策基 準(既存) ・化学管理基準(既 存) ・運航基準(既存) ・保修建築基準(既 存) ・土木建築基準(既 存) ・教育訓練基準(既 存)
1 次冷却系統に係る発電用原子炉施 設の損壊又は故障その他の異常が発生 した場合に発電用原子炉の運転の停止 その他の発電用原子炉施設の安全性能を 確保するための措置をとるため、従事者 が支障なく中央制御室内に入ることがで きるように対するとともに、中央制御室内 にどこどまつて所要の操作及び措置を行 うことができる設計とする。	(4) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の 位置、構造及び設備の基準に関する規則」 を満足するよう、1次冷却系統に係る発 電用原子炉施設の構造又は改修その他の異 常が発生した場合、有毒ガスが運転員に及 ぼす影響により、運転員の対処能力が著 しく低下しないよう設計する。また、運転員 が過度の疲労を被くを受けないように考 慮し、運転員その他の乗組員が運転室に及 ぼす影響により、運転員の対処能力が著 しく低下しないよう設計する。	(4) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の 位置、構造及び設備の基準に関する規則」 を満足するよう、1次冷却系統に係る発 電用原子炉施設の構造又は改修その他の異 常が発生した場合、有毒ガスが運転員に及 ぼす影響により、運転員の対処能力が著 しく低下しないよう設計する。また、運転員 が過度の疲労を被くを受けないように考 慮し、運転員その他の乗組員が運転室に及 ぼす影響により、運転員の対処能力が著 しく低下しないよう設計する。	(4) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の 位置、構造及び設備の基準に関する規則」 を満足するよう、1次冷却系統に係る発 電用原子炉施設の構造又は改修その他の異 常が発生した場合、有毒ガスが運転員に及 ぼす影響により、運転員の対処能力が著 しく低下しないよう設計する。また、運転員 が過度の疲労を被くを受けないように考 慮し、運転員その他の乗組員が運転室に及 ぼす影響により、運転員の対処能力が著 しく低下しないよう設計する。	※なお、第17条、第17条 の2、第17条の3の変更につい ては、有毒ガス発生時の運転員 の配置を確認した場合(以下「有毒ガス発 生時の運転員の配置」といふ)における運 転員及び緊急時対策本部要員 の配置について、次のとおり定め る。(1) 有毒ガス発生時に必要な指 示を行う緊急時対策本部要員 の配置として、次のとおり定め る。(2) 有毒ガス発生時に必要な指 示を行う緊急時対策本部要員 の配置として、次のとおり定め る。(3) 有毒ガス発生時に必要な指 示を行う緊急時対策本部要員 の配置として、次のとおり定め る。

設置変更許可申請書 【本文】 R02. 01. 29 許可時点	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訸可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	社内規定文書 記載内容の概要
<u>固定源に対する対応としては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</u>	<u>3. 防災訓練は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u> <u>4. 各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u>	<p>を除く。)は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時ににおける運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行いうために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時にを行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	該当規定文書
<u>有毒ガス濃度等の支策により運転員を防護できる設計とする。</u>	<u>6. 10. 1. 2. 2 主要設備にて整理</u>	<u>6. 10. 1. 2. 2 手順等にて整理</u>	6. 10. 1. 2. 2 主要設備にて整理
<u>有毒ガス影響による影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防護装置等は、適用範囲を明確に実施する。</u>	<u>6. 10. 1. 2. 2 手順等にて整理</u>	<u>6. 10. 1. 4 中央制御室設備及び通路並びに中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、運転員が過度の放射線被ばくを受けないよう施設し、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、どまつても、中央制御室へいを透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退城時の線量が、中央制御室全装置等の機能とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に開する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に開する規則の解釈」に示される100mSvを下回るようになります。</u>	<中略>

設置変更許可申請書 【本文】	設置変更許可申請書 【添付書類】	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
設置変更許可申請書 R02, 01, 29 訸可時点	設置変更許可申請書 R02, 01, 29 訸可時点	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
へ、計制御系施設の構造及び設備 計制御系施設の構造及び設備のうち、 (5) その他の主要な事項の（v）中央制御室 の記述を以下のとおり変更する。 (5) その他の主要な事項 (v) 中央制御室	6. 10. 1. 2. 2 主要設備 <中 略> (2) 中央制御室	中央制御室（3号及び4号炉共用）は、 原予炉補助室屋内に設置し、1次冷却系統 に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障が 発生した場合に、従事者が支障なく中央制 御室に出入りができるよう、これに連絡 する通路及び出入するための区域を多段化 するとともに、中央制御室内にとどまり必 要な操作、指揮を行えることができる設計と する。 中央制御室は、想定される有毒ガスの発 生に伴い、運転員が運転員に及ぼす影響 により、運転員の対応能力が著しく低下下 し、安全施設の安全機能が損なわれること がない設計とする。 そのため、「有毒ガス防護に係る影響評 価方針」を参照し、有毒ガス防護に係る 影響評価を実施する。	・化学管理基準(既存) ・保修基準(既存) ・土木建築基準(既存)
1次冷却系に係る発電用原子炉施設 の損壊又は故障その他の異常が発生した 場合に、発電用原子炉の遮蔽の停止その 他の発電用原子炉施設の安全性を確保す るための措置をとることができるようよ うにするとともに、中央制御室内にとどま り必要な操作、指揮を行うことができる 設計とする。 中央制御室は、有毒ガスが運転員に及 ぼす影響により、運転員の対応能力が著 しく低下し、安全施設の安全機能が損な われることがない設計とする。	6. 10. 1. 2. 2 主要設備 <中 略> (2) 中央制御室	そのために、有毒ガス防護に係る影響 評価を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価に当たつ ては、有毒ガスが大気中に多量に放出さ れるかの観点から、有毒化学物質の性状 貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源 を特定する。また、固定源の有毒ガス影 響を削減することを期待する。評価条件 は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件 を設定する。また、固定源の有毒ガス影 響を考慮することを期待する防護距離は、現 場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定す る。 <u>固定源に對しては、運転員の吸気中の 有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防 護のための判断基準値を下回るよう設計 する。</u>	・有毒ガス発生時の運転員 等の防護の活動について規定する。 (f) 安全管理第二課長 ア 有毒ガス防護の確認に関する手順 (f) 安全管理第二課長 ア 有毒ガス防護の確認に関する手順 は、発電所敷地内外において貯藏施設に保管され ている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化 学物質(以下「固定源」という。)に対する(1)重 (2)項目の実施により、運転員及び緊急時委員 会部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護 ための判断基準値を下回るようにする。

設置変更許可申請書 【本文】	設置変更許可申請書 【添付書類】	原予炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
R02.01.29 許可時点	R02.01.29 許可時点	の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。	(り) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。 ウ 施設管理・点検 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施するとともに、必要に応じ補修・取替えを行う。
設置変更許可申請書 【添付書類】	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
6.10.1.4 手順等にて整理事項	6.10.1.4 手順等にて整理事項	ア (1) 有毒ガス、8.4 手順書の整備 ア (り) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。	・有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動について規定する。 ウ 施設管理・点検 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。
可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離等により運転員を防護できる設計とする。	可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離等により運転員を防護できる設計とする。	中央制御室及びこれに連絡する通路並びに連転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、連転員が過度の被ばくを受けないよう施設、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室へいきを透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退城時の線量が、中央制御室空調装置等の機器とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮へいを設ける。	・有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期する防液堤等は、有毒ガス影響を軽減することを期する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施するとともに、必要に応じ補修・取替えを行う。
有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。	有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。	中央制御室並びに連絡する通路並びに連転員その他の従事者が中央制御室に侵入するための区域は、運転員が過度の被ばくを受けないよう施設、運転員の勤務形態を考慮し、事故後30日間において、運転員が中央制御室に入り、とどまつても、中央制御室へいきを透過する放射線による線量、中央制御室に侵入した外気による線量及び入退城時の線量が、中央制御室空調装置等の機器とあいまって、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に示される100mSvを下回るように遮へいを設ける。	・有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、有毒ガス影響を軽減することを期する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。

&lt;以下、省略&gt;

中央制御室は、当該操作が必要となる理由となつた事象が有意な可能性をもつて同時に発生される環境条件及び発電用原子炉施設で有意な可能性をもつて同時に発生される環境条件（地震、内燃火災、外部火災に伴う燃焼液水、外部電源喪失、外部火災に伴うガスやばい煙、有毒ガス及び降下火砲物による爆炸性ガスの悪化並びに有毒ガス）を想定しても、適切な措置を講じることによ

(5) 本文五号 + 添付書類八 (6.10 制御室)

設置変更許可申請書 【本文】 R02. 01. 29 許可時点	設置変更許可申請書 【添付書類】 R02. 01. 29 訸可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要
	り運転員が通常時の異常な過渡変化及び設 計基準事故に対応するものとする。 中央制御室で想定される環境条件とその 措置は次のとおり。			
<中 路>				
	(有毒ガス) 有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、 運転員の対応能力が著しく低下することなく、 1次冷却系熱に係る原子炉施設の損壊 又は断続その他異常が発生した場合に所 要の操作及び措置をとることができるように設 計とする。			
<中 路>				
6. 10. 1. 2. 3 評価				
<中 路>				
	(2) 中央制御盤の配置及び操作器具の盤面配 置等については人間工学的な操作性を考慮 し設計する。また、中央制御室にて同時に もたらされる環境条件（地震、内部火災、 内部溢水、外部電源喪失、外部火災に伴う 燃焼ガスやほい煙、有毒ガス及び降下火砕 物による操作効率の悪化並びに有毒ガ ス）を想定しても安全施設を容易に操作す ることができる。			
<中 路>				
	(4) 「実用発電用原子炉及びその附屬施設の 位置、構造及び設備の基準に属する規則」 を満足するように、1次冷却系統に係る発 電用原子炉施設の構造又は改修その他の異 常が発生した場合、有毒ガスが中央制御室 の運転員に及ぼす影響により、運転員の対 応能力が著しく低下しないようにするよ うに、運転員が過度の疲労被ばくを受け ないよう考慮し、運転員その他の從事者か ら離なく中央制御室に入れるるとともに、一 定期間中央制御室外にとどまつて所要の操 作及び措置をとことができる設計がなさ れています。		〔6. 10. 1. 2. 1 設計方針にて整理〕	
<中 路>				

(5) 本文五号 + 添付書類八 (6.10 制御室)

設置変更許可申請書 【本文】 R02. 01. 29 訸可時点	設置変更許可申請書 【添付書類】 R02. 01. 29 訳可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
6. 10. 1. 4 手順等 <中 略>	添付2 8 有毒ガス 8.4 手順等の整備 (1) 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (7) 防災課長、安全管理責任者及び各部第一課長は、 可動源に対して、立会人の処理、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び際急時対策所換気 設備の隔離、防護具の着用並びに緊急活動等の実質 を実施する。  (3) 手順に基づき、通信連絡設備による連絡 中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用 等により、中央制御室内の運転員の効処能 力を確保する。	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要

設置変更許可申請書 R02. 01. 29 許可時点	【本文】 設置変更許可申請書 【添付書類】 R02. 01. 29 許可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要
【添付書類八】 1. 安全設計 1.12 原子炉設置変更許可申請書に係る安全設計 の方針 1.12.13 発電用原子炉設置変更許可申請書（平成 31年2月7日申請）に係る安全設計の方針 1.12.13.1 「実用発電用原子炉及びその附屬施 設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年6月19日制定） に対する適合性 (緊急時対策所)	<p><b>第三十四条</b> <b>2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるために、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。</b></p> <p><b>適合のための設計方針</b></p> <p><b>2 について</b> 代替緊急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策所内）は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行いうる要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、当該要員が代替緊急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策所内）内に上どまり、事故対策に必要な各種の指示、操作を行いうることができる設計とする。 想定される有毒ガスの発生において、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行いうる要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全機能が正常に機能しなくなることがない設計とする。 そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。 前述のようにしては、重大事故等に対処するために必要な指示を行いうる要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。 可動部に対しては、代替緊急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策所内）の緊急時対策所換気設備の隔壁等の対策により重大事故等に対する対応を可能とする。</p>	記載すべき内容	該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要

(6) 本文五号 + 添付書類八 (10.9 緊急時対策所)

設置変更許可申請書 R02. 01. 29 許可時点 【本文】	設置変更許可申請書 【添付書類】 R02. 01. 29 許可時点 五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造 及び設備 口、発電用原子炉施設の一般構造 発電用原子炉施設の一般構造のうち、(3) その他の主要な構造の(i) a. (ii) 中央制 御室及び (ac) 緊急時対策所の記述を以下の とおり変更する。	原予炉施設保安規定 記載すべき内容 記載の考え方 該当規定文書 社内規定文書 記載内容の概要
10. その他発電用原子炉の附属施設 10. 9 緊急時対策所 10. 9. 1 通常運転時等 10. 9. 1. 1 概要	<p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、 (2)耐火性並びに加え、以下の基本の方針 のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準象徴施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所</p> <p>発電用原子炉施設には、1次冷却系統 に係る発電用原子炉施設の損壊その他の 異常が発生した場合に適切な措置を とるため、代替緊急時対策所又は緊急時 対策所（緊急時対策所内）を中心制御室 以外の場所に設置する。</p> <p>代替緊急時対策所及び緊急時対策所 (緊急時対策所内) は、<u>有毒ガスが重大 事故等に対処するため必要な指示を行 う要員に必要な指示を行 う</u>要員に <u>に對応する</u>にあり、<u>當該要員の対応能 力が及ぼす影響により、當該要員が代替緊 急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策 所内）内にとどまり、事放対策に必要な各 種の指示、操作を行うことができる設置と する。</u></p> <p>そのため、有毒ガス防護に係る影響 評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当た つては、有毒ガスが大気中に多量に放出 されるかの観点から、有毒化学物質の性 能、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可 動源を特定する。また、固定源の有毒ガ ス影響を軽減することを期待する防護 堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価 条件を設定する。</p>	<p>・非常事態対策基 準（既存） ・化学管理基準（既 存） ・通航基準（既存） ・保管基準（既存） ・土木建築基準（既 存） ・教育訓練基準（既 存） ・有毒ガス発生時の運転員 等の防護の活動のうち、 D B 要求については、既 存の他条文（第 17 条の 3（自然災害発生時 の体制の整備））を参考に、 本文で計画の作成等の P D C ハを制定し、添付 にて、設置許可で約束 した個別の運用事項を 規定する。</p> <p>（第 17 条の 3 の 2、防災課長は、発電所敷地内において有 毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」とい う。）における運転員及び緊急時対策所で重大事故等に 対処するため必要な指示を行 う要員に必要な指示を行 う）に係る運転員及び緊急時対策所本部要員 に付与するためるために必要な指標として、次の 各号を含む計画を制定し、所長の承認を得る。また、 各号を含む計画の作成等の P D C ハを制定し、添付 にて、設置許可で約束 した個別の運用事項を 規定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策 所本部要員の防護のための活動を行うために必要な 要員の配置 (2) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策 所本部要員の防護のための活動を行う要員に対する 教育訓練 (3) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策 所本部要員の防護のための活動を行うために必要な 資機材の配備</p> <p>2 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長 を除く）は、前項の計画にに基づき、有毒ガス発生時に おける運転員及び緊急時対策所本部要員の防護のための 活動を行なうために必要な体制及び手順の整備を実施す る。</p> <p>3 防災課長は、第 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、 第 1 項に定める事項について定期的に評価を行ふこと もに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 4 各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設 の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した 場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡 するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置につ いて協議する。</p>
10. その他発電用原子炉の附属施設 10. 9 緊急時対策所 10. 9. 1 通常運転時等 10. 9. 1. 1 概要	<p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、 (2)耐火性並びに加え、以下の基本の方針 のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準象徴施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所</p> <p>発電用原子炉施設には、1次冷却系統 に係る発電用原子炉施設の損壊その他の 異常が発生した場合に適切な措置を とるため、代替緊急時対策所又は緊急時 対策所（緊急時対策所内）を中心制御室 以外の場所に設置する。</p> <p>代替緊急時対策所及び緊急時対策所 (緊急時対策所内) は、<u>有毒ガスが重大 事故等に対処するため必要な指示を行 う要員に必要な指示を行 う</u>要員に <u>に對応する</u>にあり、<u>當該要員の対応能 力が及ぼす影響により、當該要員が代替緊 急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策 所内）内にとどまり、事放対策に必要な各 種の指示、操作を行うことができる設置と する。</u></p> <p>そのため、有毒ガス防護に係る影響 評価を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当た つては、有毒ガスが大気中に多量に放出 されるかの観点から、有毒化学物質の性 能、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可 動源を特定する。また、固定源の有毒ガ ス影響を軽減することを期待する防護 堤等は、現場の設置状況を踏まえ、評価 条件を設定する。</p>	<p>・非常事態対策基 準（既存） ・化学管理基準（既 存） ・通航基準（既存） ・保管基準（既存） ・土木建築基準（既 存） ・教育訓練基準（既 存） ・有毒ガス発生時の運転員 等の防護の活動のうち、 D B 要求については、既 存の他条文（第 17 条の 3（自然災害発生時 の体制の整備））を参考に、 本文で計画の作成等の P D C ハを制定し、添付 にて、設置許可で約束 した個別の運用事項を 規定する。</p> <p>（第 17 条の 3 の 2、防災課長は、発電所敷地内において有 毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」とい う。）における運転員及び緊急時対策所本部要員 に付与するためのために必要な指標として、次の 各号を含む計画を制定し、所長の承認を得る。また、 各号を含む計画の作成等の P D C ハを制定し、添付 にて、設置許可で約束 した個別の運用事項を 規定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策 所本部要員の防護のための活動を行うために必要な 要員の配置 (2) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策 所本部要員の防護のための活動を行う要員に対する 教育訓練 (3) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策 所本部要員の防護のための活動を行うために必要な 資機材の配備</p> <p>2 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長 を除く）は、前項の計画にに基づき、有毒ガス発生時に おける運転員及び緊急時対策所本部要員の防護のための 活動を行なうために必要な体制及び手順の整備を実施す る。</p> <p>3 防災課長は、第 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、 第 1 項に定める事項について定期的に評価を行ふこと もに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 4 各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設 の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した 場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡 するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置につ いて協議する。</p>

(6) 本文五号 + 添付書類八 (10.9 緊急時対策所)

設置変更許可申請書 【本文】 R02. 01. 29 許可時点	設置変更許可申請書 【添付書類】 R02. 01. 29 許可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	社内規定文書 記載内容の概要
該当規定文書	該当規定文書	該当規定文書	該当規定文書
<p>固定原に対しでは、重大事故等に対処するため必要な指⽰を行う要員の吸氣中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>可動原に対しでは、(八精緊急時対策所 及び緊急時対策所 気密換気装置) の緊急時対策所は、緊急時対策所の隣接等の対応するためにより重大事故等に対処するため必要な指⽰を行いう要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防護等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>※1：有毒ガス発生時にを行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p> <p>[10.9.1.2 設計方針にて整理]</p> <p>[10.9.1.2 設計方針にて整理]</p> <p>[10.9.1.2 設計方針にて整理]</p>	<p>記載すべき内容</p>	<p>記載内容の概要</p>

## (6) 本文五号 + 添付書類八 (10.9 緊急時対策所)

設置変更許可申請書 R02.01.29 許可時点 【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
メ、その他電用原子炉の附属施設の構造及び設備 その他の電用原子炉の附属施設の構造及び設備のうち、(3) その他の主要な事項の(vi) 緊急時対策所及び(iii)k.緊急時制御室の記述を以下とのおり変更する。 (3) その他の主要な事項 (vi) 緊急時対策所 1 次冷却系統に係る卷戻用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために、代替緊急時対策所又は緊急時対策所（緊急時対策機械）を中央制御室以外の場所に設置する。 代替緊急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策機械内）は、有毒ガスが重大な影響に対するために必要な指示を行いうべき要員に及ぼす影響により、当該要員の効率能力が著しく低下の要員に及ぼす影響により、当該要員の効率能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。	10.9.1.2 設計方針 代替緊急時対策所及び緊急時対策所（緊急時対策機械内）は、以下のとおりの設計とする。 <中略>	記載すべき内容	記載の考え方
そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。 <u>有毒ガス防護に係る影響評価</u> に係る 評価を実施する。	⑤ 型定される有毒ガスの発生において有毒ガスが重大な影響に対するために必要な指揮を行いうべき要員に及ぼす影響により、当該要員の効率能力が著しく低下の要員に及ぼす影響により、当該要員の効率能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。	そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価」を参考し、有毒ガス防護に係る評価を実施する。	・化学管理基準（既存） ・保管基準（既存） ・土木建築基準（既存） ・固定源に対し、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度について有毒ガス防護のための判断基準値を下回すよう規定する。（新規記載） ・新たな有毒化学物質及び有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更の確認、有毒ガス濃度評価の実施に必要な有効性を確認する。（新規記載）
有毒ガス防護に係る影響評価に当たつては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるが、発生点から、有毒化学物質の性状、形状、貯蔵量、建屋内保管、搬入搬出等を踏まえ、固定源内及び中央制御室等を踏まえ、敷地内及び周辺地区外における敷地外の固定源及び可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定することを期待する。また、周辺地区的有毒ガス防護基準値を経過することを期待する。また、周辺地区的有毒ガス防護基準値を下回るようにする。	有毒ガスが大気中に多量に放出されるが、発生点から、有毒化学物質の性状、形状、貯蔵量、建屋内保管、搬入搬出等を踏まえ、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する。また、周辺地区的有毒ガス防護基準値を踏まえ、評価条件は、現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定する。	添付2 8 有毒ガス 8.4 手順書の整備 (1) 安全管理第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外において貯藏施設に保管されている有毒ガスを発生させあるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対して、(i) 基本的な有毒ガス濃度評価の実施により、運転員及び緊急時対策所要員の吸気中の有毒ガス濃度を下回るよう設計する。 (ii) 安全管理第二課長は、発電所敷地内外及び半径10km近傍に新たに有毒化学物質及び有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有効性を確認して実施する。可動源の場合の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。	・化学管理基準（既存） ・有毒ガス発生時の活動について規定する。

(6) 本文五号 + 添付書類八 (10.9 緊急時対策所)

設置変更許可申請書 【添付書類】 R02. 01. 29 許可時点	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(り) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤、塗り、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。</p> <p>ウ 施設管理 第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するため、施設管理計画に基づき適切に運用管理、点検を実施するとともに、必要に応じ相談・取替えを行う。</p>	<p>該当規定文書 ・保修基準(既存) ・土木建築基準(既存)</p> <p>記載すべき内容 ・有毒ガス発生時の運動員等の防護の活動について規定する。</p>
		<p>(り) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤、塗り、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。</p> <p>ウ 施設管理 第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス発生時の運動員等の防護の活動について規定する。</p>	<p>該当規定文書 ・保修基準(既存) ・土木建築基準(既存)</p> <p>記載すべき内容 ・有毒ガス発生時の運動員等の防護の活動について規定する。</p>
		<p>添付2 8 有毒ガス 8.4 手順書の整備 (1)            イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順書            (ア) 防災課長、安全管理室第ニ課長及び充電第二課長は、通信連絡設備による連絡、代用緊急時交換所及び緊急時対策棟内の緊急時対策所換気装置の隔壁、防護具の着用並びに緊急活動等の対策設備の隔壁、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>添付2 8 有毒ガス 8.4 手順書の整備 (1)            ア 有毒ガス発生時の防護に関する手順書            (ア) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤、塗り、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。</p> <p>ウ 施設管理 第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するため、施設管理計画に基づき適切に運用管理、点検を実施するとともに、必要に応じ相談・取替えを行う。</p>	<p>該当規定文書 ・保修基準(既存) ・土木建築基準(既存)</p> <p>記載すべき内容 ・有毒ガス発生時の運動員等の防護の活動について規定する。</p>
		<p>可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、代用緊急時交換所及び緊急時対策棟内の緊急時対策所換気装置の隔壁、防護具の着用等の対策により重大障害等に遭遇するためには必要な指示を行う要員を防護できる設計とする。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理を適切に実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。</p>	<p>該当規定文書 ・保修基準(既存) ・土木建築基準(既存)</p> <p>記載すべき内容 ・有毒ガス発生時の運動員等の防護の活動について規定する。</p>
		<以下、省略>	

(7) 本文十号 + 添付書類十 (5.1 重大事故等対策)

設置変更許可申請書 R02. 01. 29 許可時点	本文】 十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するためには施設及び体制の整備に関する事項 ハ、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故 <中略>	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訸可時点 【添付書類十一】 5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書 記載内容の概要
	(1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するたために必要な技術的能力 東京電力(株) 福島第一原子力発電所の設備強化等の対策に加え、重大事故に至るおそれがある事例若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のデロリズムによる発電用原子炉施設の損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合における以下の重大事故に係る事項、復旧作業に係る事項、復旧手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備を考慮し当該事故等に対するために必要な手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備等通用面での対応を行う。	東京電力(株) 福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた重大事故等対策の設備強化等の対策に加え、重大事故に至るおそれがある事例若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のデロリズムによる発電用原子炉施設の損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合における以下の重大事故に係る事項、復旧作業に係る事項、復旧手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備を考慮し当該事故等に対するために必要な手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備等通用面での対応を行う。		
	(ii) 重大事故等対策について手順を整備し、重大事故等による大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のデロリズムへの対応における事項は「(i) 重大事故等対策」の「a. 可搬型設備等による対応」の「(ii) 重大事故等対策」の対応手順を基に、大規模な損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合又は発生した場合の対応を実施する。また、様々な状況においても手順を整備し、大規模な損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合の対応を実施する。 <中略>	「5.1 重大事故等対策」について手順を整備し、重大事故等による大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のデロリズムへの対応における事項は「(i) 重大事故等対策」の「a. 可搬型設備等による対応」の「(ii) 重大事故等対策」の対応手順を基に、大規模な損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合も対応を実施する。また、様々な状況においても手順を整備し、大規模な損壊が発生するおそれがある場合又は発生した場合の対応を実施する。	5.1 重大事故等対策 5.1.4 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 <中略>	5.1 重大事故等対策 5.1.4 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備 <中略>

(7) 本文十号 + 添付書類十 (5.1 重大事故等対策)

設置変更許可申請書 R02. 01. 29 訸可時点	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訳可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。	類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。  さらに、使用主体に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、発電所の緊急時対策本部（以下「緊急時対策本部」という。）が使用する手順書（以下「緊急時対策本部手順書」という。）及び緊急時対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。	記載の考え方	該当規定文書
<中 略>	<p><u>(a.7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行ふことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準以下とするための手順と体制を整備する。</u></p>	<p>（重大事故等発生時の体制の整備） 第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行ふ体制の整備（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>5 各第二課長（発電第2課当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、系付3に示す「重大事故等及び大規模振揺に対する実施基準」に従うとともに、重大事故等対応に係る緊急の切替えの容易性を配慮し、第4項目(1)アの段階に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること (2) 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること (3) 重大事故等発生時ににおける使用済燃料ビットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること (4) 重大事故等発生時ににおける原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること (5) 発生する有毒ガスからの防護、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に関すること</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、S.A要求については、第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）本文で計画の作成等のP.D.C.Aを規定し、系付3にて、設置許可で終了した個別の運用手順を規定する。</p> <p>・固定源に対する影響を基礎値以下とすることについて、既存の固定源に対しては防液堤等の適用範囲（添付2.8.4(1)ア(7)）・施設管理（添付2.8.4(1)ワ）で担保し、将来発生し得る固定源については、有毒化学物質の確認、影響評価、防護措置の実施（添付2.8.4(1)ア(7)）により担保する。</p>
<中 略>	<p><u>(a.7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行ふことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準以下とするための手順と体制を整備する。</u></p>	<p>（重大事故等発生時の体制の整備） 第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行ふ体制の整備（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>5 各第二課長（発電第2課当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行ふ体制の整備として、次各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、系付3に示す「重大事故等及び大規模振揺に対する実施基準」に従うとともに、重大事故等対応に係る緊急の切替えの容易性を配慮し、第4項目(1)アの段階に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること (2) 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること (3) 重大事故等発生時ににおける使用済燃料ビットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること (4) 重大事故等発生時ににおける原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること (5) 発生する有毒ガスからの防護、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に関すること</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動のうち、S.A要求については、第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）本文で計画の作成等のP.D.C.Aを規定し、系付3にて、設置許可で終了した個別の運用手順を規定する。</p> <p>・固定源に対する影響を基礎値以下とすることについて、既存の固定源に対しては防液堤等の適用範囲（添付2.8.4(1)ア(7)）・施設管理（添付2.8.4(1)ワ）で担保し、将来発生し得る固定源については、有毒化学物質の確認、影響評価、防護措置の実施（添付2.8.4(1)ア(7)）により担保する。</p>

(7) 本文十号 + 添付書類十 (5.1 重大事故等対策)

設置変更許可申請書 R02. 01. 29 訸可時点	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訳可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
添付3 1 重大事故等対策 1.3 手順書の整備 (1) ヨ 各第二課長 技術第二課長及び発電所第二課長当直課長を除く。)は、有毒ガス発生時に、事務対策員に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度に対するための手順及び体制を規定文書に定める。	添付3 1 重大事故等対策 1.3 手順書の整備 (1) ヨ 各第二課長 技術第二課長及び発電所第二課長当直課長を除く。)は、有毒ガス発生時に、事務対策員に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度に対するための手順及び体制を規定文書に定める。	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを殺さるおそれのある有毒化学物質(以下「有毒ガス」)とし、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。	安全管路第一課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に及ぶ有毒化学物質及び防護堤等の施設管の確認、防護堤等の運用管理に及び影響評価等の実施に係る有毒ガス濃度が有毒ガス濃度評価基準値を下回るようにする。	・有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動について規定する。 (ア) 有毒ガス防護の確認に係る手順 (イ) 安全管路第一課長は、発電所敷地内並びに中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質及び有毒化学物質の性状、影響評価等の変遷を確認した場合の見直しかかる場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。	・化学管路基準(既存) ・土木建築基準(既存)
固定源に対しては、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス濃度評価基準値を下回るようにする。	安全管路第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護の影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防護堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替えを行う。	・有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動について規定する。 (ア) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤、覆い、中和槽等(以下「防液堤等」という。)について、適切に運用管理を実施する。	・保修基準(既存) ・土木建築基準(既存)
可動源に対しては、換気設備の隔壁等に取り付けてある有毒ガスの発生に対する操作を行なう。	施設管理、点検 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防護堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替えを行う。	・有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動について規定する。 (イ) 施設管理、点検 保修第二課長、安全管路第二課長及び発電所第二課長は、可動源に対して、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行なうことができるよう立会人の監督、通信接続手段による連絡、中央制御室等による搬送、通信信號所換気装置及び緊急時対策本部要員の着用並びに終息活動等の手順を規定文書に定める。	・非常事態対策基準(既存) ・化学管路基準(既存) ・運転基準(既存)
発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「可動源」という。)に対しても、換気設備の隔壁等により、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行なう。	手順書の整備 (1) (ア) 防災課長、安全管路第二課長及び発電所第二課長は、可動源に対して、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行なうことができるよう立会人の監督、通信接続手段による連絡、中央制御室等による搬送、通信信號所換気装置及び緊急時対策本部要員の着用並びに終息活動等の手順を規定文書に定める。	・有毒ガス発生時の運転員等の防護の活動について規定する。 (イ) 防災課長及び発電所第二課長は、予期せぬ有毒ガス	・非常事態対策基準 ・予期せぬ有毒ガスの発生に對応する

(7) 本文十号 + 添付書類十 (5.1 重大事故等対策)

設置変更許可申請書 R02. 01. 29 許可時点	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訸可時点	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	社内規定文書 記載内容の概要
るため、運転員及び緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故時に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。 <u>有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。</u>	ため、運転員及び緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故時に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。操作を行えることにより、事故対策に必要な各種の指揮・操作を行えることにより、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。	の発生においても、運転員及び緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故時に必要な各種の指揮・操作を行えることにより、事故対策に必要な各種の指揮・操作を行えることにより、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。	該当規定文書 準(既存) ・運転基準(既存)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

(設計及び工事計画で抽出された運用内容整理)

## 目 次

1. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方
2. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

## 1. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方

玄海原子力発電所3, 4号炉設計及び工事計画認可申請に当たって、基本設計方針に運用を定める箇所については、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」の「添付-3 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に下記の通り記載している。

### (記載箇所抜粋)

5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。

(2) 設置変更許可申請書本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所 (QMS の 2 次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。

また、技術基準規則及びその解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

上記の整理を踏まえ、玄海原子力発電所3, 4号炉設計及び工事計画認可申請書の「基本設計方針」の記載事項のうち、従来の記載から新たに「保安規定に定める」旨を追記している事項はすべて抽出を行い、保安規定に規定する。

また、「保安規定に定める」旨を明記してはいないが、「基本設計方針」及び「添付書類」において「運用とし、管理する」などの記載により、明らかに運用側で担保すべきと考える事項についても抽出を行い、「保安規定変更に係る基本方針」[記載箇所：2-2,2-3 頁]に記載している「保安規定に記載すべき事項について」及び「下部規定に記載すべき事項について」に基づき、保安規定又は下部規定に規定する。

## 2. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

- (1) 玄海原子力発電所3号炉設計及び工事計画認可申請書記載内容のうち、  
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容 (別紙-1)
- (2) 玄海原子力発電所4号炉設計及び工事計画認可申請書記載内容のうち、  
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容 (別紙-2)

2. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

- (1) 玄海原子力発電所3号炉設計及び工事計画認可申請書記載内容のうち、  
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容

運用に係る記載の抽出（要目表）

下線：適用に係る記載箇所

番号	設工認		記載内容	条	記載内容	備考	保安規定	
	資料名	項目						
1	計制御系 統施設	中央制御室 機能	中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行うことができる設計とする。	8 有毒ガス イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (7) 防災訓練、安全管理等の実施は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室警報装置及び緊急時対策実施所換気設備の隔離、防護器具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。 )	8 有毒ガスの整備 (1) イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (7) 防災訓練、安全管理等の実施は、可動源に対する手順 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準に規定する。			
		④ 有毒ガスに対する防護措置	有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、「固定源及び可動源を特定すること」を用いて、運転員の有毒ガス影響を軽減することを設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。					
2	計制御系 統施設	中央制御室機 能及び中央制御 室外原子炉停止 機能	可動源に対する防護措置等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。	8 有毒ガス ア 有毒ガス防護の確認に関する手順 (4) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防護堤、覆い、中和槽等（以下「防護堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。	8 有毒ガス イ 有毒ガス防護の確認に関する手順 (4) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防護堤等に係る影響評価に応じて、有毒ガス影響等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。			
		④ 有毒ガスに対する防護措置	有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、「固定源及び可動源を特定すること」を用いて、運転員の有毒ガス影響を軽減することを設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。					
2	計制御系 統施設	中央制御室 機能	施設管理、点検 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防護堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じて修理・取替を行う。	添付2 ウ 施設管理、点検 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防護堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じて修理・取替を行う。	8 有毒ガス ア 有毒ガス防護の確認に関する手順 (4) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防護堤、覆い、中和槽等（以下「防護堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。			
		④ 有毒ガスに対する防護措置	有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、「固定源及び可動源を特定すること」を用いて、運転員の有毒ガス影響を軽減することを設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。					

運用に係る記載の抽出（要目表）

下線：適用に係る記載箇所

番号	設工認		記載内容	条	保安規定	
	資料名	項目			記載内容	備考
			代替緊急時対策所は、有毒ガスが重大な事故等に対処するために必要な指示を行いう要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、代替緊急時対策所内にとどまり必要な指示、操作を行うことができる設計とする。 敷地内外において貯槽施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定願」という。）及び発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動願」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。	8 8.4 手順書の整備（1） イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (7) 防災訓練、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制室空気調節装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス発生時の防護に関する手順 源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制室空気調節装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。	
9 1 3	緊急時対策所 緊急時対策所 その他発電 用原子炉の附屬施設	機能 機能 (1) 代替緊急時 対策所機能 d. 有毒ガスに対する防護措置 d. 有毒ガスに対する防護措置	代替緊急時対策所は、有毒ガスが重大な事故等に対処するために必要な指示を行いう要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、代替緊急時対策所内にとどまり必要な指示、操作を行うことができる設計とする。 敷地内外において貯槽施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定願」という。）及び発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動願」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参考して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯藏状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定することを期待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。 可動源に對しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計とする。 有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。	8 8.4 手順書の整備（1） ア 有毒ガス防護の確認に関する手順 (4) 保修第二課長及び上木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス防護に係る影響評価に係る影響を軽減するための防液堤等は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替えを行う。	
9 1 4	緊急時対策所 緊急時対策所 その他発電 用原子炉の附屬施設	機能 機能 (1) 代替緊急時 対策所機能 d. 有毒ガスに対する防護措置	代替緊急時対策所は、有毒ガスが重大な事故等に対処するために必要な指示を行いう要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、代替緊急時対策所内にとどまり必要な指示、操作を行うことができる設計とする。 敷地内外において貯槽施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定願」という。）及び発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動願」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。	8 8.4 手順書の整備（1） ア 有毒ガス防護の確認に関する手順 (4) 保修第二課長及び上木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス防護に係る影響評価に係る影響を軽減するための防液堤等は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替えを行う。	

運用に係る記載の抽出（基本設計方針）

下線：適用に係る記載箇所

番号	設工認		保安規定		
	資料名	項目	記載内容	記載内容	備考
1	その他発電用原子炉の附風施設	緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所機能の確保 d. 有毒ガスに対する防護措置	代替緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員（以下「指示要員」という。）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、代替緊急時対策所内にとどまり必要な指示、操作を行うことができる段計とする。 敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定願」という。）及び発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動願」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。） 添付2	8 有毒ガス 8.4 手順書の整備（1） イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (ア) 保修第二課長、安全管理第一課長及び発電第二課長は、可動源に対して、立会人の巡回、通信連絡手段による連絡、中央制御室警報装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス発生時の防護に関する手順
2	その他発電用原子炉の附風施設	緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所機能の確保 d. 有毒ガスに対する防護措置	有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参考して評価を実施し、有毒ガスが大気中に大量に放出されるかの観点から有毒化物質の性状、貯藏状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。固定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。 可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計とする。	8 有毒ガス 8.4 手順書の整備（1） ア 有毒ガス防護の確認に関する手順 (ア) 保修第二課長及び上木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。	火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス発生時の防護に関する手順

運用に係る記載の抽出（添付資料）

下線：適用に係る記載箇所

【添付資料3 中央制御室の機能に関する説明書】

番号 資料番号	資料名	項目	設工認		保安規定	
			記載内容	記載内容	記載内容	備考
1 添付資料 3	中央制御室の機能に関する説明書	<p>3. 中央制御室の機能に係る詳細設計</p> <p>3.1 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>3.1.2 可動源に対する防護措置</p>	<p>可動源に対しては、立会人の随行、通信信通路設備による連絡、中央制御室空調装置の隔離、防護具の着用等により運転員を防護することで、技術基準規則別記-9に基づく有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置の設置を不要とする設計とする。</p> <p>また、可動源から有毒ガスが発生した場合には、漏えいに対する希釈等の終息活動により有毒ガスの発生を低減するための活動を実施する。</p>	<p>8 条</p> <p>8.4 手順書の整備（1） イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (ア) 防災課長、安全管理責任者による連絡、動源に對して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>添付2</p>	<p>8 有毒ガス</p> <p>8.4 手順書の整備（1） イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (ア) 防災課長、安全管理責任者による連絡、動源に對して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。</p>	

運用に係る記載の抽出（添付資料）

下線：適用に係る記載箇所

【添付資料5 緊急時対策箇所の機能に関する説明書】

番号	資料番号	資料名	項目	設工認		保安規定	
				記載内容	記載内容	記載内容	備考
1	添付資料5	緊急時対策箇所の機能に関する説明書	3. 代替緊急時対策の機能に係る詳細な説明	可動源に対しては、立会人の随行、通信連絡設備による連絡、代替緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等により指示要員を防護することとし、技術基準規則別記-9に基づく有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に自動的に警報するための装置の設置を不要とする設計とする。 また、可動源から有毒ガスが発生した場合は、漏えいに対する希釈等の終息活動により有毒ガスの発生を低減するための活動を実施する。	8.4 手順書の整備（1） イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (7) 防災課長、安全管理第一課長及び発電室第一課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。	8 有毒ガス	

2. 設計及び工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

(2) 玄海原子力発電所4号炉設計及び工事計画認可申請書記載内容のうち、  
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容

運用に係る記載の抽出（要目表）

下線：適用に係る記載箇所

番号	資料名	項目	記載内容	保安規定	
				記載内容	備考
1	音測制御系統施設	2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	<p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがある。中央制御室内にとどまり必要な操作、措置を行なうことができる設計とする。</p> <p>敷地内外において貯藏施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに對して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。</p> <p>有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。</p> <p>固定源に對しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する消防装置等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。</p> <p>d. 有毒ガスに対する防護措置</p> <p>可動源に對しては、中央制御室空調装置（「3,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」（以下同じ。））の隔壁等の対策により運転員を防護できる設計とする。</p>	<p>8 有毒ガス 8.4 手順書の整備（1） イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(ア) 防災対策、安全管理、緊急時対策等による連絡、動源に對して、立会人の通行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>添付2</p>	

運用に係る記載の抽出（要目表）

下線：適用に係る記載箇所

番号	設工誌			保安規定		
	資料名	項目	記載内容	記載内容	記載内容	備考
		有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を降低することを期待する防護液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。	有毒ガス影響評価において、有毒ガス影響を降低することを期待する防護液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。	8 有毒ガス 8.4 手順書の整備 (1) ア 有毒ガス防護の確認は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を降低することを期待する防護液堤、覆い、中和槽等（以下「防護堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。	8 有毒ガス 8.4 手順書の整備 (1) ア 有毒ガス防護の確認は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を降低することを期待する防護液堤、覆い、中和槽等（以下「防護堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。	
2	計測制御系統施設	中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	(1) 中央制御室機能 d. 有毒ガスに対する防護措置	ウ 施設管理、点検 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を降低するための防護堤等は、有毒ガス影響を降低するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替を行う。	ウ 施設管理、点検 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を降低するための防護堤等は、有毒ガス影響を降低するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替を行う。	添付2

運用に係る記載の抽出（要目表）

下線：適用に係る記載箇所

番号	資料名	項目	設工誌		記載内容	記載内容	保安規定
			記載内容	記載内容			
1	その他発電用原子炉の附屬施設	9 緊急時対策所機能 1 緊急時対策所機能	以下の設備は、3号機設備であり、3,4号機共用の設備である。  代替緊急時対策所機能（3号機設備、3,4号機共用）  (注) 同日付け原発本第194号（玄海原子力発電所第3号機の工事計畫）にて申請（同日付け原発本第217号及び原発本第235号にて一部修正）したものである。	—	—	—	備考

## 運用に係る記載の抽出（基本設計方針）

下線：適用に係る記載箇所

番号	資料名	項目	記載内容	保安規定	
				記載内容	備考
		代替緊急時対策所は、有毒ガスが重大な事故等に対処するために必要な指示を行いうる要員（以下「指示要員」といいう。）に及ぼす影響により、指示要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないよう、代替緊急時対策所内にとどまり必要な指示、操作を行うことができる設計とする。 敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ、固定源及び可動源を特定する。	8 有毒ガス 8.4 手順書の整備（1） イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順 (ア) 防災対策、安全管理第一課長及び発電第二課長は、可動源に対して、立会人の同行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、 防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。		
1	緊急時対策所	1.1 緊急時対策所の設置等 (3)緊急時対策所機能の確保 d.有毒ガスに対する防護措置	1. その他発電用原子炉の附屬施設	添付2 固定源に対しては、固定源の有毒ガス影響を軽減することを期待する防波堤等の現場の設置状況を踏まえ、評価条件を設定し、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るよう設計する。 可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により指示要員を防護できる設計とする。	

運用に係る記載の抽出（基本設計方針）

下線：適用に係る記載箇所

番号	設工認			保安規定	
	資料名	項目	記載内容	記載内容	備考
		有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を降低することを期待する防護液堤等は、必要に応じて保守管理及び運用管理を適切に実施する。	8 有毒ガス 8.4 手順書の整備 (1) ア 有毒ガス防護の確認に關する手順 (ア) 保修第二課長及び上木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を降低することを期待する防護液堤、覆い、中和槽等（以下「防護堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。	8 有毒ガス 8.4 手順書の整備 (1) ア 有毒ガス防護の確認に關する手順 (ア) 保修第二課長及び上木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を降低することを期待する防護液堤、覆い、中和槽等（以下「防護堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。	
2	緊急時対策 1. 所 1.1 緊急時対策 所の設置等 (3) 緊急時対策 所機能の確保 d. 有毒ガスに対する防護措置	その他送電用原子炉の附屬施設	添付2 ウ 施設管理、点検 保修第二課長及び上木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を降低するための防護堤等は、有毒ガス影響を降低する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替を行う。	ウ 施設管理、点検 保修第二課長及び上木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を降低するための防護堤等は、有毒ガス影響を降低する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替を行う。	

運用に係る記載の抽出（添付資料）

下線：適用に係る記載箇所

【添付資料3 中央制御室の機能に関する説明書】

番号 資料番号	資料名	項目	記載内容	保安規定	
				記載内容	備考
1 添付資料 3	中央制御室 の機能に關 する説明書	1. 概要	中央制御室の機能のうち、有毒ガスに対する防護措置に関する説明は、具体的な通信設備（発電所内）及び換気設備の機能についての記載を除いて、玄海原子力発電所第3号機と同じであることから、同日付け原発本第194号にて申請（同日付け原発本第217号及び原発本第235号にて一部補正）した玄海原子力発電所第3号機の工事計画の添付資料3「中央制御室の機能に関する説明書」による。	条	—

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

(有毒ガス対応に係る保安規定記載の考え方)

## 目 次

1. 有毒ガス対応に係る教育訓練の整理について
2. 新たな有毒化学物質及び有毒化学物質の変更の確認プロセス並びに固定源による有毒ガス影響について基準値を下回らせる防護措置の実施
3. 必要な要員の明確化について
4. 必要な資機材の明確化について
5. 防液堤等の明確化について
6. 防液堤等の施設管理について
7. 施行期日について
8. 「有毒ガス発生時の体制の整備に係る規定」と「第5条（保安に関する職務）」の整理について
9. 有毒ガス発生時の体制の整備に係る保安規定の記載について

## 1. 有毒ガス対応に係る教育訓練の整理について

有毒ガス対応の活動について、活動内容及び必要な教育訓練を添付4-1のとおり整理した。

整理の結果、有毒ガス対応の活動追加に伴い、新たに必要な教育訓練及び保安規定記載との対比は下表のとおりであり、新たに必要な教育訓練について、保安規定に適切に記載されることとなる。

教育訓練	保安規定記載
① 全所員向けの定期教育 (新たな有毒化学物質取扱い時(変更含む)の確認、覆い作業時の運用、可動源への防護、予期せぬ有毒ガス発生時の防護)	添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、 <u>有毒ガス対応</u> 及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準 <u>8.2 教育訓練の実施</u> (1) 安全管理第二課長は、関係所員に対して、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。  第129条(所員への保安教育) ○ その他反復教育 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 非常の場合に講ずべき処置に関するここと(1回／年以上) ➤ <u>有毒ガス発生時の措置に関するここと</u></li></ul>
② 一部要員※1向けの防護具着用の定期訓練 (防護具の着用)  ※1：運転員、緊急時対策本部要員、立会人、終息活動を行う要員	添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、 <u>有毒ガス対応</u> 及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準 <u>8.2 教育訓練の実施</u> (2) 安全管理第二課長は、運転員、緊急時対策本部要員、立会人及び終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。
③ 入所者向けの入所時教育 (予期せぬ有毒ガス認知時の連絡)	第129条(所員への保安教育) ○ 入所時に実施する教育 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 非常の場合に講ずべき処置に関するここと ➤ 非常時の場合に講ずべき処置の概要</li></ul> 第130条(請負会社従業員への保安教育) ○ 入所時に実施する教育 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 非常の場合に講ずべき処置に関するここと ➤ 非常時の場合に講ずべき処置の概要</li></ul>

## 有毒ガス対応の活動（教育訓練で維持すべき力量）の整理

要員	活動内容	予期せぬ有毒ガス発生時の防護	教育訓練等
立会人 (有毒化学物質の受入等作業担当課+委託先業者)	d. 可動源への随行 (防護具の常備・着用、SAI等の構外退避含む) e. 異常を認知した際の連絡	①全所員向けの定期教育 ②一部要員向けの防護具着用の定期訓練	(第3条に基づき、必要な力量を持つ者を調達管理)
運転員	f. 防護措置の指示 g. 防護措置(空調隔離、防護具着用)の実施 h. 終息活動の依頼	j. 異常を認知した場合の連絡 k. 防護措置の指示 l. 防護措置(防護具着用)の実施	③人所者向けの定期教育 ③人所者向けの人所時教育 ①関係所員向けの定期教育 ②一部要員向けの防護具着用の定期訓練 ④運転員の日常業務としての力量維持
緊急時対策本部要員	f. 防護措置の指示 g. 防護措置(空調隔離、防護具着用)の実施	k. 防護措置の指示 l. 防護措置(防護具着用)の実施	①関係所員向けの定期教育 ②一部要員向けの防護具着用の定期訓練 ⑤SA設備の力量維持向上訓練
全所員	a. 新たな有毒化学物質取扱い時の連絡 b. 繼い作業時の適切な施設管理 c. 防液堤の適切な施設管理	i. 終息活動の指示・実施 (有毒化学物質の取扱い)、防護具の着用含む	①関係所員向けの定期教育 ④設備所管課の日常業務としての力量維持 ①関係所員向けの定期教育 ②一部要員向けの防護具着用の定期訓練 ④設備所管課の日常業務としての力量維持
終息活動要員 (有毒化学物質の受入等作業担当課+委託先業者)			

凡例：色分けは、活動内容の各項目に対して、力量の維持のために実施する教育訓練との整合を示す。

## 2. 新たな有毒化学物質及び有毒化学物質の変更の確認プロセス

並びに

固定源による有毒ガス影響について基準値を下回らせる防護措置の実施

設置許可本文十号に記載された「固定源に対しては、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようとする。」<sup>\*1</sup>を受け、既存の固定源及び将来発生し得る固定源に対する具体的な活動は次のとおり。

固定源	基準値以下とする活動	保安規定記載箇所
既存の固定源	有毒ガス影響の軽減を期待する防液堤等の維持 (運用管理及び施設管理)	添付2 8.4(1)ア(ウ) 8.4(1)ウ
将来発生し得る 固定源 (既存固定源の 変更含む)	新たな有毒化学物質の確認、影響評価、対策の実施 (具体的な運用フローは添付参照)	添付2 8.4(1)ア(イ)

本活動は、固定源による有毒ガス影響を下回るようにする旨の目的がわかりにくいことから、次頁の保安規定記載で明確化を図る。

※1：設置許可本文五号においても、中央制御室においては運転員、緊急時対策所においては重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に対して、同様の記載あり。

## 保安規定記載

(固定源からの影響が基準値を下回る活動（本文五号）)

添付2 8.4 手順書の整備 (1) ア

(ア) 安全管理第二課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対して、(イ)項、(ウ)項及び(エ)項の実施により、運転員及び緊急時対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。

(固定源からの影響が基準値を下回る活動（本文十号）)

添付3 1.3 手順書の整備 (1) コ

(ア) 安全管理第二課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理及び防液堤等の施設管理の実施により、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順及び体制を規定文書に定める。

(有毒化学物質の確認)

添付2 8.4 手順書の整備 (1) ア

(イ) 安全管理第二課長は、発電所敷地内並びに中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質及び有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。

(防液堤等の運用管理)

添付2 8.4 手順書の整備 (1) ア

(ウ) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。

(防液堤等の施設管理)

添付2 8.4 手順書の整備 (1)

エ 施設管理、点検

保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替えを行う。

本プロセスの具体案を添付4-2に示す。

## 新たな化学物質及び有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更確認について（案）

### 1. 発電所敷地内における確認

- (1) 各課長※<sup>1</sup>は、作業等で新たな化学物質※<sup>2</sup>を取扱う場合及び発電所構内に保管する有毒化学物質の性状、貯蔵状況等※<sup>3</sup>の変更を行う場合は、当該化学物質が有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質であるか、現状の評価条件に影響を与えるものであるかの確認を安全管理第二課長に依頼する。
- (2) 安全管理第二課長は、各課長からの確認依頼に基づき、当該化学物質が調査対象の有毒化学物質であるか※<sup>4</sup>、現状の評価条件に影響を与えるものであるかの確認を実施する。
- (3) 安全管理第二課長は、確認の結果、調査対象の有毒化学物質であると判断した場合、現状の評価条件に影響を与えるものであると判断した場合には、リスク管理・解析グループ長に評価の必要性の検討を依頼する。
- (4) リスク管理・解析グループ長は、確認の結果、固定源に該当すると判断した場合、現状の評価条件に影響を与えると連絡を受けた場合には、有毒ガス濃度評価を実施し、結果を安全管理第二課長へ連絡する。  
可動源に該当すると判断した場合には、必要な防護措置を実施のうえ作業を実施するよう安全管理第二課長に連絡する。
- (5) 安全管理第二課長は、依頼元の各課長に評価の結果を連絡し、必要により防護措置の検討及び防護措置の実施※<sup>5</sup>を依頼する。

※1 「各課長」には廃止措置系の課長も含まれる。玄海原子力発電所3, 4号炉側だけでなく、1, 2号炉側で取扱う有毒化学物質も確認の対象となることから、廃止措置系の課長からも評価条件への影響について安全管理第二課長へ確認を依頼する。

※2 「玄海原子力発電所 有毒化学物質整理表 表1-7～1-9」に記載する、生活用品として一般的に使用されているもの、製品性状により影響がないことが明らかなもの、ボンベ等、有毒ガスを多量に発生する恐れのない容器に保管されているもの、試薬類等、輸送量が少量（20L容器以下）であるもの等、有毒ガスが多量に発生するおそれがないことが明らかな化学物質は対象外とする。

※3 「玄海原子力発電所 有毒化学物質整理表 表1-1～1-6」に記載の化学物質の濃度、貯蔵容量、設置場所の変更をいう。

※4 調査対象の化学物質であるかの確認は、ガス化・エアロゾル化するか、屋内保管であるか等の観点から実施する。

※5 固定源に対する有毒ガス濃度評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を超過する場合には、防護措置の検討結果を踏まえ、再度有毒ガス濃度評価を行い、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るまで防護措置の検討及び防護措置の実施を繰り返す。

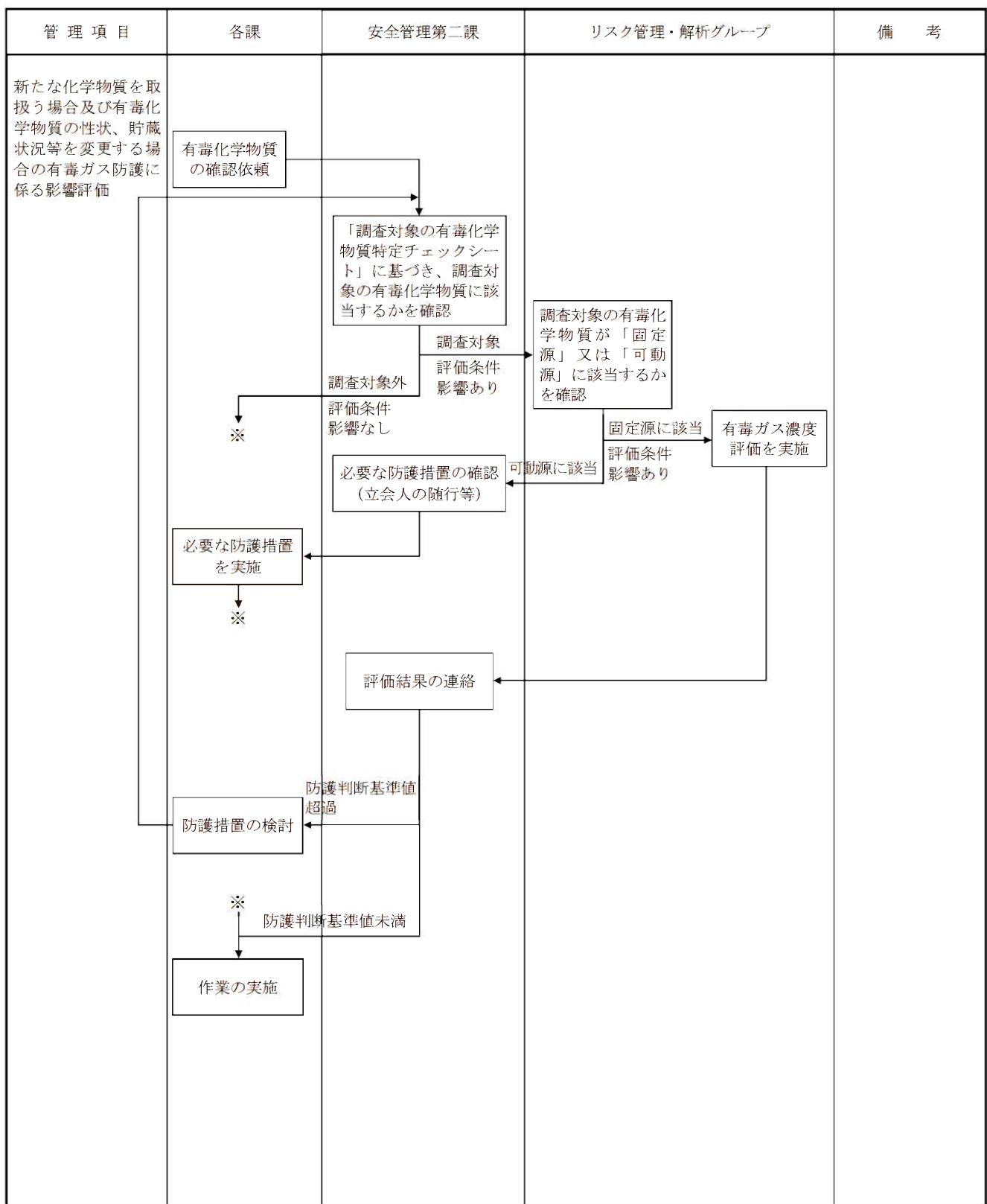


図1 新たな化学物質を取扱う場合及び有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を変更する場合の  
有毒ガス防護に係る影響評価業務フロー（案）

## 2. 発電所敷地外における確認（発電所敷地外の定期的な固定源設置状況調査）

- (1) 安全管理第二課長は、防災課長に1回/5年の頻度で中央制御室から半径10km近傍の範囲における新たな固定源の設置状況について調査を依頼する。

また、これに限らず、当該範囲において新たに固定源となるおそれのある化学物質の貯蔵施設等の設置、既存の固定源での現状の評価に影響を与えるような性状、貯蔵状況等の変更に関する情報を入手した場合には、防災課長に調査を依頼し、新たな固定源の有無を確認する。

- (2) 防災課長は、安全管理第二課長からの依頼に基づき、中央制御室から半径10km近傍の範囲における発電所敷地外の化学物質の設置状況について地方公共団体への届出内容を調査する。
- (3) 防災課長は、調査結果を安全管理第二課長へ連絡する。
- (4) 安全管理第二課長は、届出内容に変更があった場合は、リスク管理・解析グループ長へ固定源に係る確認を依頼する。
- (5) リスク管理・解析グループ長は、調査結果に基づき、新たな化学物質が固定源に該当するかの確認を行い、固定源に該当する場合及び既存の固定源での性状、貯蔵状況等の変更が確認された場合は、有毒ガス濃度評価を実施する。
- (6) リスク管理・解析グループ長は固定源の確認結果及び有毒ガス濃度評価結果を安全管理第二課長に通知する。
- (7) 各課長は必要に応じて防護措置を講じ、有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。

なお、敷地外固定源の届出調査などの下流の調査の担当課について、今後の調整により変更となる可能性がある。

管 理 項 目	防災課	安全 管理第二課	リス ク管理・解析グルーブ	備 考
発電所敷地外の固定源調査を実施する場合の有毒ガス防護に係る影響評価		<p>中央制御室から半径10km近傍における新たな固定源の設置、既存の固定源の届出内容変更調査を依頼</p> <pre> graph TD     A[届出調査] --&gt; B[調査結果の確認]     B -- 届出内容に変更なし --&gt; C[確認結果及び評価結果の連絡]     B -- 届出内容に変更あり --&gt; D[調査対象の有毒化学物質が「固定源」に該当するかを確認]     D -- 固定源に該当 --&gt; E[固定源に該当性状、貯蔵状況等に変更あり]     E --&gt; F[有毒ガス濃度評価を実施]     F --&gt; C   </pre>		<p>※各課は、評価結果を踏まえ、必要により防護措置を講じる。</p>

図2 発電所敷地外の固定源調査を実施する場合の有毒ガス防護に係る影響評価業務フロー（案）

玄海原子力発電所 有毒化学物質整理表

## 1. 敷地内固定源

表1-1 玄海原子力発電所の固定源整理表（タンク類）（1/2号炉）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断	調査対象整理				調査対象
						a	b	1	2	
ヒドラジン	屋外（補助ボイラ）	ヒドラジンタンク	4%	265 L	×	×	—	—	—	—
ほう酸	屋外（1号燃料取替用水タンクエリア）	1号燃料取替用水タンク	3,000ppm以上	1,200 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—
	屋外（2号燃料取替用水タンクエリア）	2号燃料取替用水タンク	3,000ppm以上	1,200 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—
	屋外（2号燃料取替用水タンクエリア）	燃料取替用水補助タンク	3,000ppm以上	300 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—
	屋外（補給水処理装置）	苛性ソーダ貯槽	25%	38 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—
水酸化ナトリウム	屋外（排水処理装置）	苛性ソーダタンク	25%	800 L	×	×	—	—	—	—
	2号原子炉補助建屋	固化系中和剤供給タンク	25%	1 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—
	2号原子炉補助建屋	固化系中和剤タンク	25%	1.32 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—
	2号原子炉補助建屋	中和剤タンク	25%	1.5 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—
次亜塩素酸ナトリウム	屋外（補給水処理装置）	次亜塩素酸ソーダタンク	6%	5.2 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—
	屋外（飲料水浄化装置）	次亜塩素酸ソーダ貯槽	6%	2 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—
アスファルト	2号原子炉補助建屋	固化系アスファルト供給タンク	—	350 L	×	×	—	—	—	—
	屋外（アスファルト固化装置）	固化系アスファルト中間タンク	—	3 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—
	屋外（アスファルト固化装置）	固化系アスファルト貯蔵タンク	—	13.6 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—
	テトラクロロエチレン	2号原子炉補助建屋	固化系溶剤タンク	99%以上	900 L	○	—	×	×	○
シリコン	2号原子炉補助建屋	消泡剤タンク	1%	26 L	×	×	—	—	—	—
硫酸	2号原子炉補助建屋	硫酸タンク	70%	600 L	×	×	—	—	—	—
軽油	屋外（2電源エリア）	タンク	—	940 L	×	×	—	—	—	—
	油倉庫	ドラム缶	—	400 L	×	×	—	—	—	—

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

表1-2 玄海原子力発電所の固定源整理表（タンク類）（3/4号炉）（1/3）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
塩酸	屋外（3号復水脱塩装置）	3号塩酸貯槽	35%	32 m <sup>3</sup>	○	—	×	×	×	×	対象
	屋外（3号復水脱塩装置）	3号塩酸計量槽	35%	6 m <sup>3</sup>	○	—	×	×	×	×	対象
	屋外（4号復水脱塩装置）	4号塩酸貯槽	35%	32 m <sup>3</sup>	○	—	×	×	×	×	対象
	屋外（4号復水脱塩装置）	4号塩酸計量槽	35%	6 m <sup>3</sup>	○	—	×	×	×	×	対象
	屋外（高塩系排水回収装置）	塩酸貯槽	35%	10 m <sup>3</sup>	○	—	×	×	×	×	対象
	屋外（捕給水処理装置）	塩酸貯槽	35%	25 m <sup>3</sup>	○	—	×	×	×	×	対象
	屋外（捕給水処理装置）	H塔用塩酸計量槽（A）	35%	2.3 m <sup>3</sup>	○	—	×	×	×	×	対象
	屋外（捕給水処理装置）	M B P塔用塩酸計量槽（A）	35%	600 L	○	—	×	×	×	×	対象
	屋外（捕給水処理装置）	H塔用塩酸計量槽（B）	35%	2.3 m <sup>3</sup>	○	—	×	×	×	×	対象
	屋外（捕給水処理装置）	M B P塔用塩酸計量槽（B）	35%	600 L	○	—	×	×	×	×	対象
アンモニア	屋外（薬注設備）	アンモニア原液タンク	25%	22 m <sup>3</sup>	○	—	×	×	×	×	対象
	3号タービン建屋	3 A アンモニア溶解タンク	4%	2 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
	3号タービン建屋	3 B アンモニア溶解タンク	4%	2 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
	4号タービン建屋	4 A アンモニア溶解タンク	4%	2 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
	4号タービン建屋	4 B アンモニア溶解タンク	4%	2 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
ヒドラジン	3号タービン建屋	ヒドラジン原液タンク	38.4%	15 m <sup>3</sup>	○	—	×	×	○	—	—
	3号タービン建屋	3 A ヒドラジン溶解タンク	5%	2 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
	3号タービン建屋	3 B ヒドラジン溶解タンク	5%	2 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
	4号タービン建屋	4 A ヒドラジン溶解タンク	5%	2 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
	4号タービン建屋	4 B ヒドラジン溶解タンク	5%	2 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
	屋外（補助ボイラー）	Aヒドラジンタンク	2.4%	250 L	×	×	—	—	—	—	—
	屋外（補助ボイラー）	Bヒドラジンタンク	2.4%	250 L	×	×	—	—	—	—	—
ほう酸	原子炉補助建屋（3号）	3 A ほう酸タンク	7,000ppm以上	75.2 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
	原子炉補助建屋（3号）	3 B ほう酸タンク	7,000ppm以上	75.2 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
	原子炉補助建屋（3号）	3号ほう酸補給タンク	7,000ppm以上	1.5 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
	3号原子炉格納容器	3 A 蓄圧タンク	3,100ppm以上	26.9 m <sup>3</sup>	×	○	×	×	○	—	—
	3号原子炉格納容器	3 B 蓄圧タンク	3,100ppm以上	26.9 m <sup>3</sup>	×	○	×	×	○	—	—
	3号原子炉格納容器	3 C 蓄圧タンク	3,100ppm以上	26.9 m <sup>3</sup>	×	○	×	×	○	—	—
	3号原子炉格納容器	3 D 蓄圧タンク	3,100ppm以上	26.9 m <sup>3</sup>	×	○	×	×	○	—	—
	燃料取替用水タンク建屋	3号燃料取替用水タンク	3,100ppm以上	1,860 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
	燃料取替用水タンク建屋	燃料取替用水補助タンク	3,100ppm以上	800 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
	4号原子炉格納容器	4 A 蓄圧タンク	2,500ppm以上	26.9 m <sup>3</sup>	×	○	×	×	○	—	—

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

表1-2 玄海原子力発電所の固定源整理表（タンク類）（3/4号炉）（2/3）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
ほう酸	4号原子炉格納容器	4C蓄圧タンク	2,500ppm以上	26.9 m <sup>3</sup>	×	○	×	×	○	-	-
	4号原子炉格納容器	4D蓄圧タンク	2,500ppm以上	26.9 m <sup>3</sup>	×	○	×	×	○	-	-
	原子炉補助建屋（4号）	4Aほう酸タンク	7,000ppm以上	75.2 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	原子炉補助建屋（4号）	4Bほう酸タンク	7,000ppm以上	75.2 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	原子炉補助建屋（4号）	4号ほう酸補給タンク	7,000ppm以上	1.5 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	4号原子炉周辺建屋	4号燃料取替用水ピット	3,100ppm以上	1,860 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
水酸化ナトリウム	原子炉補助建屋（3号）	3号よう素除去薬品タンク	30%以上	14.8 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（3号復水脱塩装置）	3号苛性ソーダ貯槽	25%	66 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（3号復水脱塩装置）	3号苛性ソーダ計量槽	25%	6 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	4号原子炉周辺建屋	4号よう素除去薬品タンク	30%以上	13.4 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（4号復水脱塩装置）	4号苛性ソーダ貯槽	25%	66 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（4号復水脱塩装置）	4号苛性ソーダ計量槽	25%	6 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	原子炉補助建屋	酸液ドレンタンク中和装置 苛性ソーダ計量タンク	25%	2 L	×	×	-	-	-	-	-
	原子炉補助建屋	苛性ソーダタンク	25%	300 L	×	×	-	-	-	-	-
	原子炉補助建屋	廃液蒸発装置中和剤注入装置 苛性ソーダ計量タンク	25%	20 L	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（高塩系排水回収装置）	苛性ソーダ貯槽	25%	5.1 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（補給水処理装置）	苛性ソーダ貯槽	25%	63 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（補給水処理装置）	OH塔用苛性ソーダ計量槽（A）	25%	4.9 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（補給水処理装置）	MBP塔用苛性ソーダ計量槽（A）	25%	770 L	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（補給水処理装置）	OH塔用苛性ソーダ計量槽（B）	25%	4.9 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（補給水処理装置）	MBP塔用苛性ソーダ計量槽（B）	25%	770 L	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（補給水処理装置）	OH塔用苛性ソーダ計量槽（C）	25%	4.9 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（補給水処理装置）	MBP塔用苛性ソーダ計量槽（C）	25%	770 L	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（所内淡水製造装置）	苛性ソーダサービスタンク	25%	4 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（排水処理装置）	苛性ソーダ貯槽	25%	5.9 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	廃棄物処理建屋	苛性ソーダ受入タンク	25%	2 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	廃棄物処理建屋	薬品調整タンク	25%	169 L	×	×	-	-	-	-	-
過酸化水素	屋外（3号復水脱塩装置）	3号過酸化水素貯槽	35%	4.1 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（4号復水脱塩装置）	4号過酸化水素貯槽	35%	4.1 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（排水貯槽）	過酸化水素タンク	35%	800 L	×	×	-	-	-	-	-
次亜塩素酸ナトリウム	屋外（高塩系排水回収装置）	次亜塩素酸ソーダ希釈槽	3%	280 L	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（所内淡水製造装置）	減菌剤サービスタンク	3%	1 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-
	電気加熱法海水淡水化装置用倉庫	減菌剤サービスタンク	3%	500 L	×	×	-	-	-	-	-
	屋外（飲料水浄化装置）	次亜塩素酸ソーダ貯槽	3%	2.5 m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-	-

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

表1-2 玄海原子力発電所の固定源整理表（敷地内 タンク類）（3/4号炉）（3/3）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
重亜硫酸ナトリウム	屋外（高塩系排水回収装置）	重亜硫酸ソーダ貯槽	20%	9 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
	屋外（所内淡水製造装置）	脱酸剤サービスタンク	20%	320 L	×	×	—	—	—	—	—
酢酸亜鉛	原子炉補助建屋（3号）	3号亜鉛供給タンク	3,000ppm	50 L	×	×	—	—	—	—	—
	原子炉補助建屋（4号）	4号亜鉛供給タンク	3,000ppm	50 L	×	×	—	—	—	—	—
塩化第二鉄	屋外（高塩系排水回収装置）	塩化第二鉄貯槽	38%	3.3 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
	屋外（排水処理装置）	凝集剤貯槽	38%	5.6 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
硫酸	屋外（蒸発法海水淡水化装置）	硫酸タンク	95%	5.6 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
	屋外（所内淡水製造装置）	硫酸サービスタンク	95%	3.5 m <sup>3</sup>	×	×	—	—	—	—	—
ガソリン	油倉庫	ドラム缶	—	200L×3	○	—	×	×	○ <sup>※</sup>	—	—
軽油	油倉庫	ドラム缶	—	200L×10	×	×	—	—	—	—	—
軽油	危険物保管庫	ドラム缶	—	200L×5	×	×	—	—	—	—	—
ガソリン	危険物保管庫	ドラム缶	—	200L×9	○	—	×	×	○ <sup>※</sup>	—	—

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ポンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

※：屋内貯蔵所は、屋内で容器に収納した危険物を取扱う施設であり、容器は小分けされている。消防法令に基づき、取扱量に応じた金属製容器が使用されるとともに、建屋内の床は傾斜があり、貯留設備等を有していることから、仮に漏えいしても有毒ガスが大気中に多量に放出されにくい構造であり、調査対象外。

表1-3 玄海原子力発電所の固定源整理表（機器【冷媒】）（1/2号炉）（1/2）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
HCFC-22	原子炉補助建屋屋上	A 脱ガス装置用チラーエニット	100%	64 kg	○	-	×	×	×	○	-
	原子炉補助建屋屋上	B 脱ガス装置用チラーエニット	100%	64 kg	○	-	×	×	×	○	-
	1号原子炉補助建屋	1A 真空ベンチング装置用チラー	100%	2.4 kg	○	-	×	×	○	*	-
	1号原子炉補助建屋	1B 真空ベンチング装置用チラー	100%	2.4 kg	○	-	×	×	○	*	-
	2号原子炉補助建屋	2A 真空ベンチング装置用チラー	100%	2.4 kg	○	-	×	×	○	*	-
	2号原子炉補助建屋	2B 真空ベンチング装置用チラー	100%	2.4 kg	○	-	×	×	○	*	-
	雑固体焼却炉建屋 3階 機材置場	雑固体焼却炉建屋換気空調排気サンプラー	100%	310 g	○	-	×	×	○	*	-
HCFC-123	雑固体焼却炉建屋	雑固体焼却炉排ガスマニタ用冷却装置	100%	310 g	○	-	×	×	○	*	-
	1号原子炉補助建屋	1A 空調用冷凍機	100%	346 kg	○	-	×	×	○	*	-
	1号原子炉補助建屋	1B 空調用冷凍機	100%	354.8 kg	○	-	×	×	○	*	-
	2号原子炉補助建屋	2A 空調用冷凍機	100%	243 kg	○	-	×	×	○	*	-
HFC-134a	2号原子炉補助建屋	2B 空調用冷凍機	100%	244 kg	○	-	×	×	○	*	-
	1号原子炉補助建屋 5.3m 保物室	全身表面汚染モニタ用エアドライヤ	100%	110 g	○	-	×	×	○	*	-
	雑固体焼却炉建屋 1階 保物室	全身表面汚染モニタ用エアドライヤ	100%	110 g	○	-	×	×	○	*	-
	2号原子炉補助建屋 1 8.3m 原子炉格納容器ヨウトリサンプラー	2号C/V排気筒よう素トリチウムサンプラー	100%	110 g	○	-	×	×	○	*	-
	開閉所倉庫	よう素トリチウムサンプラー	100%	110 g	○	-	×	×	○	*	-
R407C (HFC-32/125/134a)	1号原子炉補助建屋 1 8.3m 原子炉格納容器ヨウトリサンプラー	1号C/V排気筒よう素トリチウムサンプラー	100%	110 g	○	-	×	×	○	*	-
	雑固体焼却炉建屋	A 雜固体焼却設備冷凍機	100%	44 kg	○	-	×	×	×	○	-
	雑固体焼却炉建屋	B 雜固体焼却設備冷凍機	100%	44 kg	○	-	×	×	×	○	-
	1号タービン建屋	復水器排気ガスマニタ用エアドライヤ	100%	3.6 kg	○	-	×	×	○	*	-
	2号タービン建屋	復水器排気ガスマニタ用エアドライヤ	100%	3.6 kg	○	-	×	×	○	*	-
	2号原子炉補助建屋	ドラム詰室空調用冷凍機	100%	2.4 kg	○	-	×	×	○	*	-
	1号原子炉補助建屋 1 8.3m 原子炉補助建屋ヨウトリサンプラー	1号A/B排気筒よう素トリチウムサンプラー	100%	80 g	○	-	×	×	○	*	-
	2号原子炉補助建屋 1 8.3m 放管用具倉庫	1号C/V排気筒よう素トリチウムサンプラー	100%	80 g	○	-	×	×	○	*	-
	2号原子炉補助建屋 1 8.3m 原子炉補助建屋ヨウトリサンプラー	2号A/B排気筒よう素トリチウムサンプラー	100%	80 g	○	-	×	×	○	*	-
	2号原子炉補助建屋 1 8.3m 放管用具倉庫	2号C/V排気筒よう素トリチウムサンプラー	100%	80 g	○	-	×	×	○	*	-
	雑固体焼却炉建屋 3階 機材置場	雑固体焼却炉排ガスマニタ	100%	280 g	○	-	×	×	○	*	-

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ポンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

※：冷媒（フロン類）は防護判断基準値（6,000～32,000ppm）が高く、漏えいした場合でも建屋内で希釈された時点で防護判断基準値を下回り、大気中に多量に放出されるおそれがないため、調査対象外

表1-3 玄海原子力発電所の固定源整理表（機器【冷媒】）（1/2号炉）（2/2）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
R407C (HFC-32/125/134a)	雑固体焼却炉建屋 3階 機材置場	雑固体焼却炉建屋換気空 調排気サンプラー	100%	280 g	○	-	×	×	○*	-	-
	雑固体焼却炉建屋 3階 雑固体焼却炉建屋換気空 調ヨウトリサンプラー	雑固体焼却炉建屋換気空 調排気サンプラー	100%	280 g	○	-	×	×	○*	-	-
	雑固体焼却炉建屋 3階 雑固体焼却炉建屋焼却炉 ヨウトリサンプラー	雑固体焼却炉排ガスサン プラー	100%	280 g	○	-	×	×	○*	-	-
	雑固体焼却炉建屋	雑固体焼却炉排ガスマニ タ用冷却装置	100%	280 g	○	-	×	×	○*	-	-

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

※：冷媒（フロン類）は防護判断基準値（6,000～32,000ppm）が高く、漏えいした場合でも建屋内で希釈された時点で防護判断基準値を下回り、大気中に多量に放出されるおそれがないため、調査対象外

表1-4 玄海原子力発電所の固定源整理表（機器【冷媒】）（3/4号炉）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
HCFC-22	3号タービン建屋	R-43用エアドライヤ (3号)	100%	4 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	4号タービン建屋	R-43用エアドライヤ (4号)	100%	4 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	廃棄物処理建屋	冷却装置(R-53, 54試料ガス冷却用)	100%	2 kg	○	-	×	×	○*	-	-
HCFC-123	3号原子炉周辺建屋	3A空調用冷凍機	100%	385 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	3号原子炉周辺建屋	3B空調用冷凍機	100%	385 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	3号原子炉周辺建屋	3C空調用冷凍機	100%	385 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	3号原子炉周辺建屋	3D空調用冷凍機	100%	385 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	4号原子炉周辺建屋	4A空調用冷凍機	100%	385 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	4号原子炉周辺建屋	4B空調用冷凍機	100%	385 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	4号原子炉周辺建屋	4C空調用冷凍機	100%	385 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	4号原子炉周辺建屋	4D空調用冷凍機	100%	385 kg	○	-	×	×	○*	-	-
R407C(HFC-32/125/134a)	1次系ガス供給装置建屋	窒素ガス発生装置用ドライヤ	100%	1.7 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	雑固体溶融処理建屋	冷却装置(R-74試料ガス冷却用)	100%	2 kg	○	-	×	×	○*	-	-
R410A(HFC-32/125)	第3保管エリア	SFP空気供給システム用エアコン	100%	29.8 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	第3保管エリア	SFP空気供給システム用エアコン	100%	29.8 kg	○	-	×	×	○*	-	-
	第4保管エリア	SFP空気供給システム用エアコン	100%	29.8 kg	○	-	×	×	×	○	-
	第4保管エリア	SFP空気供給システム用エアコン	100%	29.8 kg	○	-	×	×	×	○	-
	廃棄物処理建屋上	C/V冷房装置	100%	60kg×5	○	-	×	×	×	○	-
	廃棄物処理建屋上	C/V冷房装置	100%	60kg×4	○	-	×	×	×	○	-
	廃棄物処理建屋上	C/V冷房装置	100%	60kg×5	○	-	×	×	×	○	-
	廃棄物処理建屋上	C/V冷房装置	100%	60kg×4	○	-	×	×	×	○	-
	廃棄物処理建屋上	C/V冷房装置	100%	60kg×5	○	-	×	×	×	○	-
	廃棄物処理建屋上	C/V冷房装置	100%	60kg×4	○	-	×	×	×	○	-

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

※ : 冷媒(フロン類)は防護判断基準値(6,000~32,000ppm)が高く、漏えいした場合でも建屋内で希釈された時点で防護判断基準値を下回り、大気中に多量に放出されるおそれがないため、調査対象外

表1-5 玄海原子力発電所の固定源整理表（機器【遮断器】）(1/2号炉)

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
六フッ化硫黄	屋内開閉所（1号主変圧器）	遮断器	100%	380 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	屋内開閉所（2号主変圧器）	遮断器	100%	380 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	屋内開閉所（起動変圧器）	遮断器	100%	380 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	屋内開閉所（母線連絡）	遮断器	100%	370 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	屋内開閉所（玄海原子力線1号）	遮断器	100%	1,080 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	屋内開閉所（玄海原子力線2号）	遮断器	100%	1,410 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	屋内開閉所（220kV予備電源線）	遮断器	100%	1,050 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	予備変圧器	遮断器	100%	146 kg	○	—	×	×	×	○	—
	1号タービン建屋	遮断器	100%	17 kg	○	—	×	×	○*	—	—
	2号タービン建屋	遮断器	100%	17 kg	○	—	×	×	○*	—	—

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

※ : 六フッ化硫黄は防護判断基準値 (220,000ppm) が高く、漏えいした場合でも建屋内で希釈された時点での防護判断基準値を下回り、大気中に多量に放出されるおそれがないため、調査対象外

表1-6 玄海原子力発電所の固定源整理表（機器【遮断器】）（3/4号炉）

有毒化学物質	保管場所	貯蔵施設	濃度	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
六フッ化硫黄	屋外開閉所（1 Lユニット）	遮断器	100%	2,600 kg	○	—	×	×	×	○	—
	屋外開閉所（2 Lユニット）	遮断器	100%	2,600 kg	○	—	×	×	×	○	—
	屋外開閉所（3 MTRユニット）	遮断器	100%	2,100 kg	○	—	×	×	×	○	—
	屋外開閉所（4 MTRユニット）	遮断器	100%	2,100 kg	○	—	×	×	×	○	—
	屋外開閉所（B U S T I Eユニット）	遮断器	100%	1,600 kg	○	—	×	×	×	○	—
	屋外開閉所（第1母線）	遮断器	100%	4,500 kg	○	—	×	×	×	○	—
	屋外開閉所（第2母線）	遮断器	100%	4,500 kg	○	—	×	×	×	○	—
	屋外開閉所（ETRユニット）	遮断器	100%	770 kg	○	—	×	×	×	○	—
	屋外開閉所（GISガス遮断器）	遮断器	100%	4,000 kg	○	—	×	×	×	○	—
	屋外開閉所（避雷器）	遮断器	100%	1,140 kg	○	—	×	×	×	○	—
	屋外開閉所（単相接地形計器用変圧器）	遮断器	100%	330 kg	○	—	×	×	×	○	—
	玄海変電所	遮断器	100%	12 kg	○	—	×	×	×	○	—
	玄海変電所	遮断器	100%	152 kg	○	—	×	×	×	○	—
	タービン建屋	遮断器	100%	150 kg	○	—	×	×	○*	—	—
原子炉補助建屋（3号）	遮断器	100%	294 kg	○	—	×	×	○*	—	—	—
	遮断器	100%	201 kg	○	—	×	×	○*	—	—	—
	遮断器	100%	982 g	○	—	×	×	×	○	—	—
	遮断器	100%	982 g	○	—	×	×	×	○	—	—
	遮断器	100%	982 g	○	—	×	×	×	○	—	—
原子炉補助建屋（4号）	遮断器	100%	982 g	○	—	×	×	○*	—	—	—
	遮断器	100%	982 g	○	—	×	×	○*	—	—	—
	遮断器	100%	982 g	○	—	×	×	×	○	—	—
	遮断器	100%	982 g	○	—	×	×	×	○	—	—
	遮断器	100%	982 g	○	—	×	×	×	○	—	—

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

※ : 六フッ化硫黄は防護判断基準値（220,000ppm）が高く、漏えいした場合でも建屋内で希釈された時点での防護判断基準値を下回り、大気中に多量に放出されるおそれがないため、調査対象外

表1-7 玄海原子力発電所の固定源整理表  
(製品性状により影響がないことが明らかなもの)

有毒化学物質	保管場所	容器	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
				a	b	1	2	3	4	
潤滑油	各機器	機器	—	—	—	—	—	—	—	—
	油倉庫	ドラム缶 ペール缶	—	—	—	—	—	—	—	—
潤滑油（廃油）	油倉庫	ドラム缶	—	—	—	—	—	—	—	—
絶縁油	各変圧器	機器	—	—	—	—	—	—	—	—
セメント	原子炉補助建屋	袋	—	—	—	—	—	—	—	—
バッテリー	希硫酸	各機器	容器	—	—	—	—	—	—	—
	水酸化カリウム			—	—	—	—	—	—	—
放射性 固体廃棄物	アスファルト固化体	固体廃棄物貯蔵庫	ドラム缶	—	—	—	—	—	—	—
	セメント固化体	固体廃棄物貯蔵庫		—	—	—	—	—	—	—
	モルタル固化体 (充てん固化体)	固体廃棄物貯蔵庫		—	—	—	—	—	—	—
酸素呼吸器	各配備場所	ガスボンベ	—	—	—	—	—	—	—	—

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

表1-8 玄海原子力発電所の固定源整理表  
(生活用品として一般的に使用されるもの)

有毒化学物質	保管場所	容器	内容量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
				a	b	1	2	3	4	
生活用品	洗剤、エアコンの冷媒、殺虫剤、自販機、調味料、車、電池、消毒液、消防器、飲料、融雪剤、スプレー缶、作業用品	事務所等	—	—	—	—	—	—	—	—

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

表1-9 玄海原子力発電所の固定源整理表  
(貯蔵状況等により影響がないことが明らかなもの)

有毒化学物質	保管場所	容器	内容量	単位	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
					a	b	1	2	3	4	
ボンベ等に保管されたガス類	ボンベ庫等	ボンベ	—	—	○	—	○	—	—	—	—
試薬、作業で使用する溶剤等、貯蔵量が少量のもの	一般化学室等	試薬瓶等	20	L以下	—	—	—	○	—	—	—

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

## 2. 敷地内可動源

表2-1 玄海原子力発電所の可動源整理表

輸送物	輸送先（代表例）	荷姿	輸送量	有毒ガス判断		調査対象整理			調査対象
				a	b	1	2	3	
塩酸	3, 4号炉復水脱塩装置 塩酸貯槽 3, 4号炉補給水処理装置 塩酸貯槽 3, 4号炉排水処理装置 塩酸貯槽	薬品タンクローリ	8m <sup>3</sup>	○	-	×	×	×	対象
アンモニア	3, 4号炉薬液注入装置 アンモニア原液タンク	薬品タンクローリ	8m <sup>3</sup>	○	-	×	×	×	対象
ヒドラジン	3, 4号炉薬液注入装置 ヒドラジン原液タンク	薬品タンクローリ	5m <sup>3</sup>	○	-	×	×	×	対象
水酸化ナトリウム	3, 4号炉復水脱塩装置 苛性ソーダ貯槽 3, 4号炉補給水処理装置 苛性ソーダ貯槽	薬品タンクローリ	7m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-
次亜塩素酸ナトリウム	1, 2号炉補給水処理装置 次亜塩素酸ソーダタンク	薬品タンクローリ	1.5m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-
塩化第二鉄	3, 4号炉排水処理装置 凝集剤貯槽	薬品タンクローリ	2.5m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-
重亜硫酸ナトリウム	高塩系排水回収装置 重亜硫酸ソーダ貯槽	薬品タンクローリ	4m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-
アスファルト	アスファルト固化装置 アスファルト貯蔵タンク	タンクローリ	9m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-
過酸化水素	3, 4号炉復水脱塩装置 過酸化水素貯槽 1, 2号炉排水貯槽 過酸化水素タンク	薬品タンクローリ	2m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-
硫酸	蒸発法海水淡水化装置 硫酸タンク	薬品タンクローリ	3m <sup>3</sup>	×	×	-	-	-	-
軽油	2電源エリア	薬品タンクローリ	940L	×	×	-	-	-	-

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等で運搬される

2 : 輸送量が少量である

3 : 開放空間での人体への影響がない

表2-2 玄海原子力発電所の可動源整理表  
(製品性状により影響がないことが明らかなもの)

輸送物	輸送先 (代表例)	荷姿	輸送量	有毒ガス判断		調査対象整理			調査対象
				a	b	1	2	3	
潤滑油	各機器	機器	—	—	—	—	—	—	—
	油倉庫	ドラム缶 ペール缶	—	—	—	—	—	—	—
潤滑油 (廃油)	油倉庫	ドラム缶	—	—	—	—	—	—	—
セメント	原子炉補助建屋	袋	—	—	—	—	—	—	—
バッテリー	希硫酸	各機器	容器	—	—	—	—	—	—
	水酸化カリウム			—	—	—	—	—	—
放射性 固体廃棄物	アスファルト固化体	固体廃棄物貯蔵庫	ドラム缶	—	—	—	—	—	—
	セメント固化体	固体廃棄物貯蔵庫		—	—	—	—	—	—
	モルタル固化体 (充てん固化体)	固体廃棄物貯蔵庫		—	—	—	—	—	—
酸素呼吸器	各配備場所	ガスボンベ	—	—	—	—	—	—	—

a : ガス化する  
b : エアロゾル化する  
1 : ボンベ等で運搬される  
2 : 輸送量が少量である  
3 : 開放空間での人体への影響がない

表2-3 玄海原子力発電所の可動源整理表  
(生活用品として一般的に使用されるもの)

輸送物	輸送先 (代表例)	荷姿	輸送量	有毒ガス判断		調査対象整理			調査対象
				a	b	1	2	3	
生活用品	洗剤、エアコンの冷媒、殺虫剤、自販機、調味料、車、電池、消毒液、消防器、飲料、融雪剤、スプレー缶、作業用品	事務所等	—	—	—	—	—	—	—

a : ガス化する  
b : エアロゾル化する  
1 : ボンベ等で運搬される  
2 : 輸送量が少量である  
3 : 開放空間での人体への影響がない

表2-4 玄海原子力発電所の可動源整理表  
(貯蔵状況等により影響がないことが明らかなもの)

輸送物	輸送先 (代表例)	荷姿	輸送量	単位	有毒ガス判断		調査対象整理			調査対象
					a	b	1	2	3	
ポンベ等に保管されたガス類	ポンベ庫等	ポンベ	—	—	○	—	○	—	—	—
試薬、作業で使用する溶剤等、貯蔵量が少量のもの	一般化学室等	試薬瓶等	20	L以下	—	—	—	○	—	—

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ポンベ等で運搬される

2 : 輸送量が少量である

3 : 開放空間での人体への影響がない

### 3. 敷地外固定源

表3-1 玄海原子力発電所の固定源整理表（敷地外 地域防災計画）

番号	品名	区分	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
				a	b	1	2	3	4	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	注

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

注：運転・対処要員の有毒ガス防護の観点から、種類及び量によって影響があるおそれのある有毒化学物質情報なし

表3-2 玄海原子力発電所の固定源整理表（敷地外 毒物及び劇物取締法）

番号	品名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
			a	b	1	2	3	4	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	注

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

注：運転・対処要員の有毒ガス防護の観点から、種類及び量によって影響があるおそれのある有毒化学物質情報なし

表3-3 玄海原子力発電所の固定源整理表（敷地外 高圧ガス保安法及び消防法）

番号	品名	貯蔵量	有毒ガス判断		調査対象整理				調査対象
			a	b	1	2	3	4	
1	ポンベ等に保管されたガス類	—	○	—	○	—	—	—	—

a : ガス化する

b : エアロゾル化する

1 : ボンベ等に保管されている

2 : 試薬類であるか

3 : 屋内に保管されている

4 : 開放空間での人体への影響がない

### 3. 必要な要員の明確化について

有毒ガス防護の活動に関して、必要な要員は下表のとおり。

a. 新たな有毒化学物質取扱い時（変更含む）の確認
① 全所員 (新たに有毒化学物質取扱い時（変更含む）の確認)
b. 防液堤等の運用管理・施設管理
② 作業主管課員 (防液堤等の適切な運用管理、施設管理)
c. 可動源に対する防護
③ 立会人 (可動源への随行、異常を認知した際の連絡) ④ 運転員 (防護措置の指示、防護措置の実施、終息活動の依頼) ⑤ 緊急時対策本部要員（指揮者等） (防護措置の指示、防護措置の実施) ⑥ 終息活動要員 (終息活動の指示・実施)
d. 予期せぬ有毒ガス発生時の防護
④ 運転員 (防護措置の指示、防護措置の実施) ⑤ 緊急時対策本部要員（指揮者等） (防護措置の指示、防護措置の実施) ⑦ 発電所入所者 (有毒ガスの認知及び連絡)

このうち、①全所員 及び ⑦発電所入所者については、これらの要員を配置するものでなく、必要な教育訓練を実施することにより体制が確保される。

以上より、保安規定においても必要な要員の明確化を図る。

保安規定記載
<b>添付2 8.1 要員の配置</b> <b>(1) 防災課長及び安全管理第二課長は、発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に随行・立会する者（以下「立会人」という。）及び有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行う要員等<sup>注</sup>を配置する。</b>
注：等とは、防護対象者自身である「③運転員」、「⑤緊急時対策本部要員（指揮者等）」の他、実運用を通じて、事業者の自主的な改善により、必要な要員の追加を意図し、2次文書において明確化するもの。

#### 4. 必要な資機材の明確化について

有毒ガス防護の活動に関して、必要な資機材は下表のとおり。

a.	新たな有毒化学物質取扱い時（変更含む）の確認
	—（資機材なし）
b.	防液堤等の運用管理・施設管理
	—（資機材なし）
c.	可動源に対する防護
	<ul style="list-style-type: none"><li>① 通信連絡設備<sup>(注1)</sup>（有毒ガス発生時の連絡）</li><li>② 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計<sup>(注1)</sup>（換気空調の隔離）</li><li>③ 防毒マスク・吸収缶（防護具の着用）</li><li>④ 耐薬品手袋・長靴（終息活動）</li></ul>
d.	予期せぬ有毒ガス発生時の防護
	<ul style="list-style-type: none"><li>① 通信連絡設備<sup>(注1)</sup>（有毒ガス発生時の連絡）</li><li>⑤ 空気呼吸器（防護具の着用）</li><li>⑥ 空気ボンベ（防護具の着用）<sup>(注2)</sup></li></ul>

注1：新規制基準における既配備資機材と同じ。

注2：6時間分の空気ボンベを配備に加えて、バックアップの供給体制を整備する。

新規制基準において、必要な資機材については、事業者の自主のP D C Aにより改善していくことを想定し、必要な資機材は原則として内訳を審査で説明し、具体的な事項は2次文書に記載することとしている。具体案を添付4-4に示す。

以上を踏まえ、保安規定においては一部を明記した上で、事業者自主の改善が図れるよう下記の記載とする。

保安規定記載
添付2 8.3 資機材の配備
<u>(1) 防災課長及び安全管理第二課長は、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な防護具等の資機材を配備する。</u>

## 防護具の配備予定場所（玄海原子力発電所）

## 1. 配備予定場所（全体概要）

有毒ガス発生時に備え、運転員等（運転員、緊急時対策本部要員、立会人及び終息活動要員）の防護のために必要な防護具の配備場所を図1に示す。

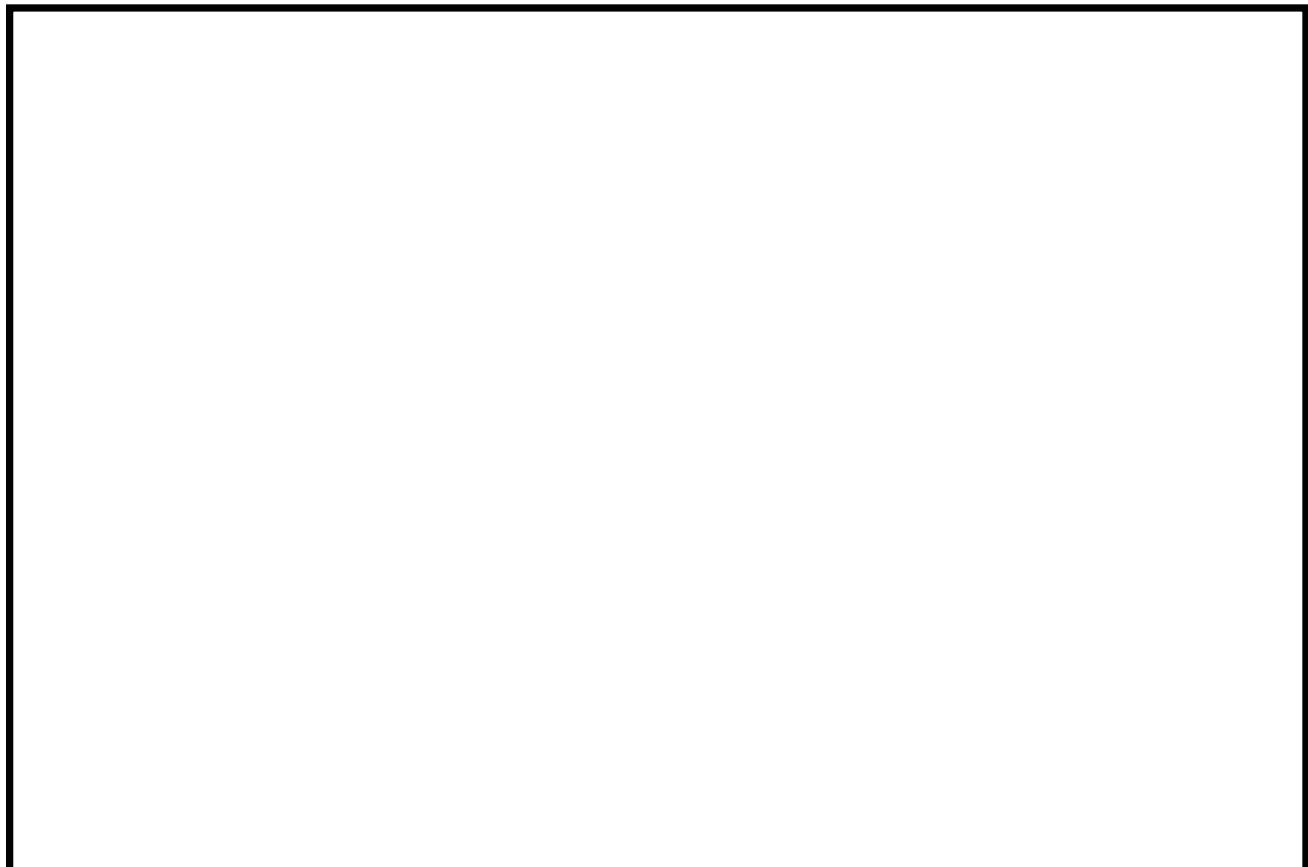


図1 防護具配備場所

## 2. 配備予定場所の用途区分

用途区分	配備場所	防護具				
		空気呼吸器	空気ポンベ	防毒マスク、吸収缶※	耐薬品手袋	耐薬品長靴
運転員用	3, 4号中央制御室	12	12	12	—	—
	3, 4号サービスビル	—	48	—	—	—
緊急時対策本部要員（指揮者等）用	代替緊急時対策所	4	4	—	—	—
	3, 4号サービスビル	—	16	—	—	—
	宿直室	—	—	4	—	—
立会人、終息活動要員	3, 4号サービスビル	—	—	4	4	4

※：吸収缶は、塩酸用、アンモニア・ヒドラジン用の計2種類を1個とする。

## 防護具の数の根拠について

防護具については、要員人数分を配備していることから、配備数の根拠となる有毒ガス防護対象者の要員数について、以下のとおりまとめた。

### 1. 有毒ガス防護に係る影響評価ガイドにおける有毒ガス防護対象者

有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（以下「ガイド」という。）では、有毒ガス防護対象者をガイドの表1として規定するとともに、有毒ガス防護対象者と対象発生源の関係をガイドの表2として規定している。表2は、ガイドの表2を再掲したものである。

#### ○ガイド表2（抜粋）

表2 有毒ガス防護対象者と対象発生源の関係

		対象発生源がある場合		予期せず発生する有毒ガス (対象発生源がない場合を含む。)	
		敷地内外の固定源	敷地内の可動源		
有毒ガス 防護対象者	運転・対処要員	運転・指示要員	運転・初動要員		

ガイドの定義によれば、「運転・指示要員」（ガイド表2の赤枠）は「原子炉制御室の運転員、緊急時制御室の運転員」及び「緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」を、「運転・初動要員」（ガイド表2の黄色枠）は「原子炉制御室、緊急時制御室における運転員」及び「緊急時対策所における重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者」を、それぞれ意味する。

### 2. 玄海原子力発電所における有毒ガス防護対象者

玄海原子力発電所では対象発生源がない（敷地内外の固定源に対しては、有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が1を下回る。また、敷地内の可動源に対しては、ガイドの

「4. スクリーニング評価」の規定に基づき、スクリーニング評価を行わず、対象発生源として防護措置を講じることとした。）ため、「可動源」及び「予期せず発生する有毒ガス」に対して防護措置を講じており、それぞれ防護対象者は「運転・指示要員」及び「運転・初動要員」となる。（玄海原子力発電所3, 4号炉審査資料「玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」における「5.1 対象発生源がある場合の対策」及び「5.2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策」参照）

ただし、可動源の防護措置においては、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置される場合は、敷地内の有毒化学物質の処理等の措置が完了するまでは指示要員のうち初動対応を行う要員である緊急時対策本部要員（指揮者等）で対応することとしている。（玄海原子力発電所3, 4号炉審査資料「玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」における

「5.1.1.1 (3) 1) 空調装置及び換気設備の隔離等」参照）

### 3. 要員数の整理

「保安規定第12条の運転員等の確保」に定める要員数は以下のとおり。

#### ○保安規定第12条 運転員等の確保（抜粋）

2 発電第二課長は、原子炉の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直当たり表12-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室当たり5直以上を編成した上で3交替勤務を行わせる。

<中 略>

4 防災課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、重大事故等の対策を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。

<中 略>

表 12-1

モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	12名以上【当直課長を含む】
---------------------------------------	----------------

表 12-3

モード1、2、3、4、5、6及び使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策本部要員 重大事故等対策要員	4名以上 36名以上
---------------------------------------	------------------------	---------------

以上をまとめると、表1のとおりとなる。

表 1 玄海原子力発電所における重大事故等対応に係る体制

要員	活動場所	対応人数
運転員	中央制御室	12名
緊急時対策本部要員	緊急時対策所	4名
重大事故等対策要員	重要操作地点等	36名

ここで、表1に示した玄海原子力発電所の体制に当てはめると、ガイドにおける「運転・指示要員」は赤色枠、「運転・初動要員」は黄色枠で囲った要員がそれぞれ相当する。防護具等の配備としては、ガイドの規定に基づいて運転・指示要員（運転員12名、緊急時対策本部要員4名）、運転・初動要員（運転員12名、緊急時対策本部要員4名）の人数分を配備することとした。

また、立会人、終息活動要員は、上記要員とは別に確保することとしている。（玄海原子力発電所3、4号炉審査資料「玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について」における「5.1.1.1 (3) 3) 敷地内の有毒化学物質の処理等の措置」参照）終息活動は、立会人を含めて4名いれば対応可能であるため、防護具の配備としては、それぞれの人数分を配備することとしたものである。

## 5. 防液堤等の明確化について

防液堤等とは、有毒ガス影響を低減することを期待する「防液堤、覆い、中和槽等」であり、保安規定において次のとおり記載する。

### 保安規定記載

#### 添付2 8.4 手順書の整備(1)ア

(ウ) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。

## 6. 防液堤等の施設管理について

設置変更許可において、「有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤等は、必要に応じて施設管理及び運用管理を適切に実施する。」旨の記載を受け、保安規定は次のとおり具體化している。

### 保安規定記載

#### 添付2 8.4 手順書の整備(1)

##### ウ 施設管理、点検

保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき<sup>(注1)</sup>適切に<sup>(注2)</sup>施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ<sup>(注3)</sup>補修・取替えを行う。

注1：「施設管理計画に基づき」とは、保安規定第118条（施設管理計画）のプロセス（保全対象範囲の策定、保全重要度の設定、保全管理指標の設定等、保全計画の策定、保全の実施、点検・補修等の結果確認・評価、不適合管理等、保全の有効性評価、施設管理の有効性評価、情報の共有及び活用）に基づき、設備保全等を行っていくことを指す。

注2：このプロセスは、P D C Aを回し、継続的に改善しながら行うものであり、これを「適切に」行うこと意図し、保安規定上も「適切に」を明示している。この記載は、新規制基準対応における添付2の他項目も同様の記載を行っている。

注3：「必要に応じ」とは、有毒ガス影響の軽減に期待する機能を維持するために必要な補修を行う意図であり、添付2他項目の記載を参考に、「有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため～」の目的を明記した。

以 上

## 7. 施行期日について

有毒ガス対応の保安規定改正の施行については、法令要求の経過措置に合わせて規定しているが、新検査制度の法令改正により、同経過措置について下表のとおり変更が予定されている。

有毒ガス対応に係る法令に係る経過措置の変遷		公布・施行
① 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則 平成29年5月1日 原子力規制委員会規則第六号  第一条 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。 二 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）別表第二 (略) 附則 (施行期日) 第一条 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 第二条 この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。）については、平成三十二年五月一日以後最初に当該発電用原子炉施設に係る法第四十三条の三の十五の検査を終了した日又は平成三十二年五月一日以後に発電用原子炉（法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。）の運転を開始する日の前日のいずれか早い日までの間（以下この項において「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。 一 経過措置期間中に行われる次に掲げる許可、認可及び検査 (以下略)	公布： 平成29年 5月1日  施行： 平成29年 5月1日	
② 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則 令和2年1月23日 原子力規制委員会規則第三号  附則 (施行期日) 第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。 第十二条 再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第六号）附則第二条第一項中「第四十三条の三の十五の検査」を「第四十三条の三の十六第一項の検査」に改め、同項第一号中「及び検査」を「及び確認」に改め、同号ハ中「第四十三条の三の十一第一項の検査」を「第四十三条の三の十一第三項の確認」に改め、同項第二号中「検査に合格した」を「確認を受けた」に改める。	公布： 令和2年 1月23日  施行： 令和2年 4月1日	

上記の経過措置変更の施行日（令和2年4月1日）を踏まえ、保安規定の施行日については次のとおり記載している。

附 則
(施行期日)
1 この規定第1編は、20XX年XX月XX日から施行する。 <中 略>
3 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規定第2編は、20XX年XX月XX日から施行する。
- 2 実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の3号炉及び4号炉発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律**第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）**を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。

【凡例】	記：主語（行為者）
・朱	線：申請、補正箇所
・下	黄色マーク：関連する職務内容

## 8. 「有毒ガス発生時の体制の整備に係る規定」と「第5条（保安に関する職務）」の整理について

第17条の3の2、17条の6、129条、130条	添付2、添付3	添付2、添付3	第5条（保安に関する職務）	第5条（保安に関する職務）
<p><b>防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における運転員及び緊急時対策室で重大事故算に対処するために必要な指示を行う緊急時対策室本部員の行動のための活動並びに各号を含む体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</b></p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうため</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の配置</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうため</p> <p>に必要な資機材の配備</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>8 有毒ガス</p> <p><b>防災課長は、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策室本部員の行動のための活動並びに各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</b></p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうため</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の配置</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうため</p> <p>に必要な資機材の配備</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>8 有毒ガス</p> <p><b>防災課長は、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策室本部員の行動のための活動並びに各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</b></p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうため</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の配置</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行なうため</p> <p>に必要な資機材の配備</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に係る業務を行なうとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に係る業務を行なうとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>
<p>第17条の3の2 (有毒ガス発生時)の体制の整備)</p>	<p>各職位の凡例</p> <p>(1) 防災課長及び安全管理第二課長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるとそのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に随行・立会する者（以下「立会人」という。）及び有毒ガスの発生を終見せたために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行なう要員等を配置する。</p> <p>8.1 要員の配置</p>	<p>各職位の凡例</p> <p>(1) 防災課長及び安全管理第二課長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるとそのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に随行・立会する者（以下「立会人」という。）及び有毒ガスの発生を終見せたために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行なう要員等を配置する。</p> <p>8.1 要員の配置</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に係る業務を行なうとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に係る業務を行なうとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>
<p>第2各第二課長（技術第二課長及び発電第二課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策室本部要員の活動を行なうために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策室本部要員の活動を行なうために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p>	<p>【第1項続き】また、各第二課長（技術第二課長及び発電第二課長を除く。）は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策室本部要員の活動を行なうために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策室本部要員の活動を行なうために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p>	<p>【第1項続き】また、各第二課長（技術第二課長及び発電第二課長を除く。）は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策室本部要員の活動を行なうために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策室本部要員の活動を行なうために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に係る業務を行なうとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に係る業務を行なうとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>
<p>第17条の3の2 (有毒ガス発生時)の体制の整備)</p>	<p>(20) 防災課長及び安全管理第二課長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるとそのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に随行・立会する者（以下「立会人」という。）及び有毒ガスの発生を終見せたために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行なう要員等を配置する。</p> <p>8.1 要員の配置</p>	<p>(20) 防災課長及び安全管理第二課長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるとそのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に随行・立会する者（以下「立会人」という。）及び有毒ガスの発生を終見せたために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行なう要員等を配置する。</p> <p>8.1 要員の配置</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に係る業務を行なうとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に係る業務を行なうとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>

	第5条（保安に関する職務）	整理結果
	(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。（(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。	防災課長の体制の整備を受け、安全管理第二課長の職務の範囲の中で有毒ガス防護に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。
8.2 教育訓練の実施	(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。（(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。	防災課長の体制の整備を受け、安全管理第二課長の職務の範囲の中で有毒ガス防護に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。
	(1) 安全管理第二課長は、関係所員に対して、有毒ガス発生時ににおける運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。（注1）	(1) 安全管理第二課長は、関係所員に対して、有毒ガス発生時ににおける運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。（注1）
	注1) 8.2(1)に記載している関係所員には、廃止措置系所員を含む。	注1) 8.2(1)に記載している関係所員には、廃止措置系所員を含む。
	(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力副総センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」といいう。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。（注2）	(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力副総センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」といいう。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。（注2）
	(注2) (39)に記載している非常時の措置については、第9章の非常時の措置を指しており、原子力防災に係る計画や緊急事態における操作手順をあらかじめ定めておくことを定めている。	(注2) (39)に記載している非常時の措置については、第9章の非常時の措置を指しており、原子力防災に係る計画や緊急事態における操作手順をあらかじめ定めておくことを定めている。
	また、記録及び報告については、第11章の記録及び報告を指しており、記録については、法令等に定められた保安管理上重要な記録を適正に作成・保存すること。	また、記録及び報告については、第11章の記録及び報告を指しており、記録については、法令等に定められた保安管理上重要な記録を適正に作成・保存すること。
	報告については、原子炉施設において、事故障害等の事象及びこれらに伴るもののが発生した場合に社長等に報告することを定めている。	報告については、原子炉施設において、事故障害等の事象及びこれらに伴るもののが発生した場合に社長等に報告することを定めている。
	以下、同様。	以下、同様。
	(2) 安全管理第二課長は、運転員、緊急時対策本部要員、立会人及び終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。	(2) 安全管理第二課長は、運転員、緊急時対策本部要員、立会人及び終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。
	(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。（(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。	防災課長の体制の整備を受け、安全管理第二課長の職務の範囲の中で有毒ガス防護に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。
	(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長（以下「各課長」という。）並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力副総センター所長（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。	防災課長の体制の整備を受け、安全管理第二課長の職務の範囲の中で有毒ガス防護に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。

第17条の3の2、17条の6、129条、130条	<p>添付2、添付3</p> <p>8.3 貨機材の配備</p> <p>(1) <b>防災課長及び安全管理第二課課長は、有毒ガス発生時ににおける運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な防護具等の資機材を配備する。</b></p>	<p>第5条（保安に関する職務）</p> <p>(20) <b>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内船溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</b></p> <p>(36) <b>(27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内船溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)</b></p> <p>(20) <b>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内船溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)</b></p> <p>8.4 手帳書の整備</p> <p>(1) <b>各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時ににおける運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</b></p> <p>ア 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(i) <b>安全管理第二課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学生質（以下「固定源」という。）に対して、(i)項、(ii)項及び(iii)項の実施により、運転員及び緊急時対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動盤の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</b></p> <p>(ii) <b>保修第二課長は、発電所敷地内並びに中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質及び有毒化学生質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動盤の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</b></p> <p>(iv) <b>保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。</b></p>
--------------------------	--	---

第17条の3の2、17条の6、129条、130条	添付2、添付3 イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順	第5条(保安に関する職務) (7) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動機器に對して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の操作、防護器具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。 (8) 防災課長及び発電第二課長は、予期せぬ有毒ガスの発生に對して、防護具の着用及び防護器具のベックアップ体制整備の対策を実施する。	整理結果
	ウ 施設管理、点検 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護機に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防護堤等は、有毒ガス影響を降低する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替えを行う。	(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行なうとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。	体制の整備に関する規定と第5条は、整合している。
3 ② 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行なうとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	8.5 定期的な評価 (1) 各第二課長(技術第二課長及び発電第二課当直課長は除く。)は、8.1項から8.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。	(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行なうとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。	体制の整備に関する規定と第5条は、整合している。
3 ③ 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行なうとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直し等必要な措置を行う。	8.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各第二課長は、有毒ガスの影響により原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原則主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行なうとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。	体制の整備に関する規定と第5条は、整合している。
4 ④ 各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	8.7 (20) から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を行なう。	(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行なうとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。	第4項の原子炉停止等の措置を協議する旨の規定は、(38)の職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を行なう。

			整理結果
第 17 条の 3 の 2、17 条の 6、129 条、130 条	添付 2、添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 1 重大事故等対策 (3) <b>防災課長は</b> 、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原 子力訓練センター所長は、第 4 項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。	添付 2、添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 1 重大事故等対策 (3) <b>防災課長は</b> 、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 1.1 項及び表－1 から表－19 に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の適用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1) の要員にこの手順を遵守させることとする。 第 17 条の 6 (重大事故等発 生時の体制の整 備)	第 5 条（保安に関する職務）
4 <b>防災課長は</b> 、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原 子力訓練センター所長は、第 4 項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。	添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 1 重大事故等対策 (3) <b>防災課長は</b> 、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 1.1 項及び表－1 から表－19 に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の適用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1) の要員にこの手順を遵守させることとする。 第 17 条の 6 (重大事故等発 生時の体制の整 備)	(20) <b>防災課長は</b> 、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1 号炉及び 2 号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに 3 号炉及び 4 号炉に係る火災、内船溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行ふ。	第 5 条と整合している。
4 <b>防災課長は</b> 、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原 子力訓練センター所長は、第 4 項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。	添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 1 重大事故等対策 (3) <b>防災課長は</b> 、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 1.1 項及び表－1 から表－19 に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の適用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1) の要員にこの手順を遵守させることとする。 第 17 条の 6 (重大事故等発 生時の体制の整 備)	(20) <b>防災課長は</b> 、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1 号炉及び 2 号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに 3 号炉及び 4 号炉に係る火災、内船溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行ふ。	第 5 条と整合している。
4 <b>防災課長は</b> 、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原 子力訓練センター所長は、第 4 項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。	添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準 1 重大事故等対策 (3) <b>防災課長は</b> 、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の 1.1 項及び表－1 から表－19 に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の適用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1) の要員にこの手順を遵守させることとする。 第 17 条の 6 (重大事故等発 生時の体制の整 備)	(20) <b>防災課長は</b> 、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1 号炉及び 2 号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに 3 号炉及び 4 号炉に係る火災、内船溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行ふ。	第 5 条と整合している。

第17条の3の2、17条の6、129条、130条	<p><b>5 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）</b></p> <p>は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を行ふ。</p> <p>また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等対応大規模損壊対応に関する実施基準」に従うとともに、重大事故等対応設備を使用する際の切替等の容易性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策にすること</p> <p>(2) 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策にすること</p> <p>(3) 重大事故等発生時ににおける使用済燃料ビックトに貯蔵する燃料体の著しい割傷を防ぐこと</p> <p>(4) 重大事故等発生時ににおける原子炉停止時ににおける燃料体の著しい損傷を防止するための対策にすること</p> <p>(5) 発生する有毒ガスから他の運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に関すること</p>	1.3 手順書の整備	添付2、添付3	<p>(20) <b>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</b></p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(4) <b>安全管理第一課長、修理第一課長及び土木建築課長は、</b> 発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防廃堆等の運用管理及び防廃堆等の施設管理の実施により、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス濃度を有する手順及び体制を規定文書に定めること。</p> <p>(5) <b>防災課長及び発電第二課長は、可動源に對して、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の隨行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の手順を規定文書に定める。</b></p> <p>(6) <b>防災課長及び土木建築課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用すること並びに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順及び体制を規定文書に定める。</b></p> <p>(7) <b>防災課長、安全管理第一課長及び土木建築課長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を規定文書に定める。</b></p> <p>(8) <b>防災課長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対応設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するもの限る。）の接続を行う地点における重大事故等対策要員の有毒ガス防護のため、1.2.(1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を規定文書に定める。</b></p>
--------------------------	---	------------	---------	--

第17条の3の2、17条の6、129条、130条	<p>7 <b>各第二課長（送電第二課当直課長を除く。）は、</b> 第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>(1) <b>各第二課長（送電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、1.1項から1.3項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。(注)</b></p> <p>【注】有毒ガスの対応においては、技術第二課長、送電第二課当直課長及び原子力訓練センター長を除く。</p> <p>【注】有毒ガスの対応においては、技術第二課長、送電第二課当直課長及び原子力訓練センター長を除く。</p>	<p>1.4 定期的な評価</p> <p>(1) <b>各第二課長（送電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、1.1項から1.3項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。(注)</b></p> <p>【注】有毒ガスの対応においては、技術第二課長、送電第二課当直課長及び原子力訓練センター長を除く。</p> <p>【注】有毒ガスの対応においては、技術第二課長、送電第二課当直課長及び原子力訓練センター長を除く。</p>	<p>添付2、添付3</p> <p>(20) <b>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内船溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行ふ。</b></p> <p>(31) <b>(27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に関する軍人当直課長を除く。各第二課長（送電第二課当直課長及び原子力訓練センター所長の職務の整備を受ける、各第二課長（送電第二課当直課長及び原子力訓練センター所長を除く。）及び各第二課長（送電第二課当直課長を除く。）の職務を除く。）は、各課（室、センター）長を除く。</b></p> <p>(2) <b>防災課長は、(1)の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行ふとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</b></p> <p>(3) <b>各第一課（室、センター）長は、具体的な保安教育の内容を定め、これに基づき、(1)の保安教育の実施計画に従い、保安教育を実施する。</b> ただし、各第二課（室、センター）長が、「教育訓練基準」に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。(注)</p> <p>【注】有毒ガスの対応における保安教育については、安全管理第二課長が行う。</p>
第129条 (所員への保安教育)			<p>(3) <b>各第一課（室、センター）長は、具体的な保安教育の内容を定め、これに基づき、(1)の保安教育の実施計画に従い、保安教育を実施する。</b> ただし、各第二課（室、センター）長が、「教育訓練基準」に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。(注)</p> <p>【注】有毒ガスの対応における保安教育については、安全管理第二課長が行う。</p>

第17条の3の2、17条の6、129条、130条 (請負会社従業員への保安教育)	<p>(5) 各課長(※電気工事課担当課長、プラント管理課長及びプラント管理課担当課長を除く。)は、原予炉施設に関する作業のうち、火災、内船溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波及び竜巻等)及び有煙ガス発生時の措置における業務の補助を行わせる場合は、当該業務に從事する請負会社従業員に対し、安全上必要な実施方針のうち「左記以外の技術系所属」に準じる保安教育(火災、内船溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波及び竜巻等)及び有煙ガス発生時の措置に関すること)の実施計画を定めていることを確認し、原予炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。(注)</p>	添付2、添付3	第5条(保安に関する職務) (39) (20)及び(22)から(32)に定める課長(以下「各課長」という。)並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、防護課長、防護管理課長及び原子力副操センター所長(以下、総称して「各課(室、センター)長」という。)は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。	整理結果 所掌業務に基づき実施する保安教育の規定と第5条は、整合している。
---	---	---------	---	--

## 9. 有毒ガス発生時の体制の整備について

有毒ガス発生時の体制の整備に係る保安規定を記載するに当たり、設置変更許可申請書の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理※するとともに、既存の他条文である第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）を参考に、本文にて計画の作成等のPDCAを規定することとしている。

※：審査資料「1－2 上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針」参照

原子炉施設保安規定 (有毒ガス発生時の体制の整備)		第17条の3 第17条の2	
(その他自然災害発生時の体制の整備)		防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合(以下「有毒ガス発生時」という。)における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動※を行う。また、計画には、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に基づいて、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。	
<p>(1) その他自然災害発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p>		<p>2 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時ににおける運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめて、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各第二課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：その他の自然災害発生時にを行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p>	
※ 5項から8項は本店における業務を記載しているため省略		※ 1：有毒ガス発生時に使う活動を含む(以下、本条において同じ)。	

第 17 条の 3（その他自然災害発生時等の体制の整備）については、[日炉規則第 8 3 条（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）等を参照して、保安規定に記載したものである。

旧炉規則第 8 3 条（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）	保安規定（その他自然災害発生時等の体制の整備）第 17 条の 3
<p>第 8 3 条 法第 4 3 条の 3 の 2 2 第 1 項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第 4 3 条の 3 の 3 第 2 項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く、以下この条から第 8 6 条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防員への通報、消火又は延焼防止その他の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に對し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>1 火災発生時ににおける発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。</p> <p>2 火災の発生を消防吏員に確実に通報するためには必要な設備を設置すること。</p> <p>3 火災発生時ににおける発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。</p> <p>4 火災発生時ににおける発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に對する措置を講ずること。</p> <p>5 火災発生時ににおける発電用原子炉施設の保全のために必要な化学消防自動車、泡沫消防器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>6 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、火災発生時ににおける発電用原子炉施設の保全のために必要な体制を整備すること。</p> <p>8 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を行うこと。</p>	<p>防災課長は、原子炉施設内においてその他の自然災害（「地震、津波及び巻き等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行なう体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等による実施基準」に従い策定する。</p> <p>＜2は火災発生時のみ要求事項＞</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全管理課長及び設備管理課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時ににおける原子炉施設の保全のために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 防災課長は、第 2 項の活動の実施結果を取りまとめ、第 1 項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各第二課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※ 1：その他自然災害発生時に行なう活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>

以上のことから、第4項の「原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。」旨の規定については、既存の他条文である第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）を参考に、本文での計画の作成等のP D C Aを規定するに当たり、許可事項を満足する範囲において、当社が自ら必要な事項として定めた原子炉施設の保安のための措置であり、各課長が、その他自然災害や有毒ガスの影響による原子炉施設の災害を未然に防止するために、原子炉停止を含む対応措置の要否、必要な場合にはその内容について、所長、主任技術者及び関係課長と協議し、決定することを記載したものである。

また、この規定は、従前から自然災害（地震・火災発生時等）に対して、事前に対応しなければならない事項として規定していたものであり、これらを明確にするため「保安規定変更に係る基本方針（平成30年9月20日改訂6）」に記載すべき事項（【記載例】）として事業者側が説明（保安規定に記載するものとして約束）したものである。  
保安規定に記載するに当たっては、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の措置）、第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）、第17条の3（その他自然災害発生時の体制の整備）に加え、今回変更認可申請した第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）にも記載したものである。

以 上

## 保安規定変更に係る基本方針 (平成30年9月改訂6)抜粋

### 【記載例】

#### (火災発生時の体制の整備)

- 第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。
- (1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置<sup>※2</sup>
  - (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
  - (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練
  - (4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備
  - (5) 発電所における可燃物の適切な管理
- 2 各課長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、火災発時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。
- 3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。
- 4 各課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

※1：消防機関への通報、消火又は延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条において同じ）。

※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

(保安規定審査基準との整理に係る補足説明)

1. 保安規定審査基準「5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。」に該当する範囲について

当該保安規定審査基準が要求する事項について、対応する保安規定については下表のとおり整理している。

保安規定審査基準 (H25. 6. 19 制定、R1. 12. 25 最終改正)	保安規定条文
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等】	5. 地震、火災、 <u>有毒ガス</u> （ <u>予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</u>
	第 17 条 火災発生時の体制の整備
	第 17 条の 2 内部溢水発生時の体制の整備
	第 17 条の 2 の 2 火山影響等発生時の体制の整備
	第 17 条の 3 その他自然災害発生時等の体制の整備
	第 17 条の 3 の 2 有毒ガス発生時の体制の整備
	第 17 条の 4 火山活動のモニタリング等の体制の整備
	第 17 条の 5 資機材等の整備
	添付 2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準

保安規定審査基準が要求する「～発生時に講ずべき措置」の記載要求に対して、今回変更を行う第 17 条 3 の 2 及び添付 2 においては、固定源による運転員等への有毒ガス影響を基準値よりも下回るようとする旨の活動も規定しており、必ずしも「発生時の措置」に限定しておらず「予防的な措置」も含んだ内容となっている。

これは、「発生時の措置」だけでなく「予防的な措置」も含めて総合的に実施することで、有毒ガス対応として運転員等の防護に必要な事項を包括的に整理したものである。

なお、このような「発生時の措置」だけでなく「予防的な措置」も含めての保安規定審査基準が求める「発生時に講ずべき措置」との整理については、従前から同様に整理しており、以下の例を保安規定添付 2 に規定している。

項目	予防的な措置の例
火災	・防火帯の維持・管理 ・火災影響評価条件の変更の要否確認
内部溢水	・水密扉の閉止状態管理 ・溢水評価条件の変更の要否確認
地震	・波及的影響防止
津波	・水密扉の閉止状態管理 ・津波評価条件の変更の要否確認
竜巻	・飛来物管理

以上

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料  
(有毒ガスに対する重要操作地点の操作要員の防護措置について)

## 有毒ガスに対する重要操作地点の操作要員の防護措置について

有毒ガスに対する重要操作地点の操作要員の防護措置については、有毒ガス防護に係る影響評価ガイド（以下「ガイド」という。）の表1、表2及び解説－2の内容を参照し、固定源に対して、「有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理及び防液堤等の施設管理の実施により、吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順及び体制を定める。」こととしている。

表1 有毒ガス防護対象者

場 所	有毒ガス防護対象者	本評価ガイ ドでの略称		
原子炉制御室 緊急時制御室	運転員	運転・ 初動要員	運転・ 指示要員	運転・ 対処要員
緊急時対策所	指示要員のうち初動対応を行う者（解説－1） 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う者（解説－1） 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 重大事故等に対処するために必要な要員			
重要操作地点	重大事故等対処上特に重要な操作を行う要員			

表2 有毒ガス防護対象者と対象発生源の関係

	対象発生源がある場合		予期せず発生する有毒ガス (対象発生源がない場合を含む。)
	敷地内外の固定源	敷地内の可動源	
有毒ガス 防護対象者	運転・対処要員	運転・指示要員	運転・初動要員

一方、ガイドの解説－2によれば、敷地内可動源に対しては、ブルーム通過中及び重大事故等対処上特に重要な操作中において、敷地内に可動源が存在することが想定し難いことから、運転・指示要員以外は有毒ガス防護対象者としなくてもよいとされ、予期せず発生する有毒ガスに対しては、通常運転時に有毒ガスが発生する可能性を考慮し、運転・初動要員を有毒ガス防護対象者とするとされている。

以上より、ガイドにおいては、可動源及び予期せず発生する有毒ガスに対して、重要操作地点の操作要員は有毒ガス防護対象者とはされていないが、敷地内可動源及び予期せず発生

する有毒ガス（可動源に対して予定されていた中和等の終息作業ができなかつた場合等）に  
対して、新規制基準適合性申請にて認可済みの保安規定の「添付3 1. 2(1)アクセスルートの確保」で配備する薬品保護具を移動時及び作業時の状況に応じて着用する手順を定める。

### 添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

#### 1 重大事故等対策

##### 1. 3 手順書の整備

(1) <中 略>

コ <中 略>

(オ) 防災課長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続を行う地点における重大事故等対策要員の有毒ガス防護のため、1. 2 (1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を規定文書に定める。

具体的には、以下手順を規定文書に定める。

- ・複数選定しているアクセスルートから、有毒ガスによる影響を含め、地震による影響等の現場状況を踏まえ、適切なアクセスルートを選定する。
- ・アクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用する。

また、敷地内可動源に対しては、重大事故等時の事故対応を優先した上で、補足説明資料－7 「有毒ガス発生時の運転員等の防護に係る活動内容」に示すとおり、

- ・発電所で重大事故等が発生した場合は、既に入構している可動源は立会人随行の上速やかに敷地外に退避させ、また、新たな可動源を敷地内に入構させない手順を定めることにより、重大事故等発生時に有毒ガスを発生させる可動源を存在させない運用としている。

(参考：保安規定 添付3 1. 2(1)アクセスルートの確保)

### 添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

#### 1 重大事故等対策

##### 1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業及び支援に係る事項

###### (1) アクセスルートの確保

ア <中 略>

(オ) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備及びアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備並びに停電時及び夜間時に確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料  
(有毒ガス発生時の運転員等の防護に係る活動内容)

## 目 次

- ・玄海原子力発電所 3号炉及び4号炉

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の  
有毒ガス防護について

玄海原子力発電所 3号炉、4号炉審査資料	
資料番号	G-1-7
提出年月日	2019年12月9日

## 玄海原子力発電所 3号炉及び4号炉

中央制御室、緊急時対策所及び  
重大事故等対処上特に重要な操作を  
行う地点の有毒ガス防護について

2019年12月

九州電力株式会社

枠囲みの範囲は、防護上の観点から、公開できません。

## 目 次

1. 評価概要	1
2. 有毒ガス防護に係る妥当性確認の流れ	2
3. 評価に当たって行う事項	3
3.1 固定源及び可動源の調査	3
3.1.1 敷地内固定源	
3.1.2 敷地内可動源	
3.1.3 敷地外固定源	
3.2 有毒ガス防護判断基準の設定	4
4. 対象発生源特定のためのスクリーニング評価	42
4.1 スクリーニング評価対象物質の設定（種類、貯蔵量及び距離）	42
4.2 有毒ガスの発生事象の想定	42
4.3 有毒ガスの放出の評価	42
4.4 大気拡散及び濃度の評価	44
4.4.1 原子炉制御室等外評価点	
4.4.2 原子炉制御室等外評価点及び重要操作地点での濃度評価	
4.4.3 運転・対処要員の吸気中の濃度評価	
4.4.3.1 敷地内固定源及び敷地外固定源	
4.4.3.2 敷地内可動源	
4.5 対象発生源の特定	46
5. 有毒ガス防護対策の実施	79
5.1 対象発生源がある場合の対策	79
5.1.1 スクリーニング評価結果を踏まえて行う対策	
5.1.1.1 敷地内可動源に対する対策	
5.2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策	81
5.2.1 防護具等の配備等	
5.2.2 通信連絡設備による伝達	
5.2.3 敷地外からの連絡	
6. まとめ	86

抜粋

別紙 1	ガイドに対する適合性説明資料
別紙 2	調査対象とする有毒化学物質について
別紙 3	敷地外固定源の特定に係る調査対象法令の選定について
別紙 4－1	固定源と可動源について
別紙 4－2	固体あるいは揮発性が乏しい液体の取り扱いについて
別紙 4－3	有毒ガス評価に係る高圧ガス容器（ボンベ）に貯蔵された液化石油ガス（プロパンガス）の取り扱いについて
別紙 4－4	圧縮ガスの取り扱いについて
別紙 4－5	有毒ガス評価に係る建屋内有毒化学物質の取り扱いについて
別紙 4－6	密閉空間で人体影響を考慮すべきものの取り扱いについて
別紙 4－7－1	玄海原子力発電所の固定源整理表
別紙 4－7－2	玄海原子力発電所の可動源整理表
別紙 4－8	調査対象外とした有毒化学物質について
別紙 4－9	化学除染で使用する薬液の取り扱いについて
別紙 5	他の有毒化学物質等との反応により発生する有毒ガスの考慮について
別紙 6	重要操作地点の選定フロー
別紙 7	受動的に機能を發揮する設備について
別紙 8	有毒化学物質の物性値について
別紙 9	有毒ガス影響評価に使用する気象条件について
別紙 10－1	選定した解析モデル（ガウスプルームモデル）の適用性について
別紙 10－2	原子炉施設周辺の建屋影響による拡散の影響について
別紙 11－1	敷地内可動源に対する有毒ガスの発生の検出のための実施体制及び手順
別紙 11－2	敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制及び手順
別紙 11－3	敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順
別紙 12－1	予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手順
別紙 12－2	予期せず発生する有毒ガス防護に係るバックアップの供給体制について

抜粋

## 5. 有毒ガス防護対策の実施

玄海原子力発電所において、中央制御室及び緊急時対策所の防護対象となる要員の対処能力が著しく損なわれることがないように、有毒ガス防護対策を以下とおり実施する。

### 5.1 対象発生源がある場合の対策

#### 5.1.1 スクリーニング評価結果を踏まえて行う対策

「4. 対象発生源特定のためのスクリーニング評価」において、敷地内固定源に対して評価をした結果、特定された対象発生源はない。

したがって、スクリーニング評価によらず、対策を実施することとした敷地内可動源が対象発生源であることから、中央制御室の運転員及び緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下、「運転・指示要員」という。）に対して敷地内可動源に対する必要な対策を実施する。

##### 5.1.1.1 敷地内可動源に対する対策

敷地内可動源からの有毒ガスの発生が及ぼす影響により、運転・指示要員の対処能力が著しく損なわれることがないように、中央制御室及び緊急時対策所の運転・指示要員に対して、以下の対策を実施する。

なお、対策の実施にあたり、敷地内可動源として特定された薬品タンクローリは原則、平日通常勤務時間帯に発電所構内に入構する運用とする。

また、発電所において設計基準事故及び重大事故等が発生した場合には、既に入構している敷地内可動源は発電所構外に退避させ、新たな薬品タンクローリは発電所構内に入構させないこととする。

敷地内可動源から敷地内固定源へ補給中に当該事象が発生した場合は、補給を中止し、敷地内可動源が健全であること、アクセスルートが確保されていることを確認し、速やかに退避させる。敷地内可動源退避時は、発電所構外へ退避するまで立会人が随行することとする。

##### (1) 有毒ガスの発生の検出

敷地内可動源からの有毒ガスの発生の検出のための実施体制及び手順を別紙11-1のように整備する。

敷地内可動源である薬品タンクローリからの有毒化学物質の漏えいは、発電所構内の移動経路のいずれの場所でも発生しうるため、有毒ガスの発生の検出は、人の認知によることとする。

したがって、「3.1.2 敷地内可動源」にて特定した敷地内可動源が発電所構内に入構する場合は、発電所員が発電所構内への入構から薬品タンク等への補給完了まで随行・立会を実施すること（以下、随行・立会を実施する者を「立会人」という。）で、速やかな有毒ガスの発生の検出を可能とする。

## (2) 通信連絡設備による伝達

敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制及び手順を別紙11-2のように整備する。

薬品タンクローリからの有毒化学物質の漏えいが発生し、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、立会人は速やかに中央制御室の当直課長に通信連絡設備等を用いて連絡する。

有毒ガスの発生による異常の連絡を受けた中央制御室の当直課長は、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置される場合は、通信連絡設備等を用いて緊急時対策所の全体指揮者に有毒ガスの発生を連絡する。

通信連絡設備は、既存のもの（設置許可基準規則第35条、第62条）を使用する。

設置許可基準規則第35条、第62条の通信連絡設備は、以下の設計方針としており、有毒ガスが発生した場合に当該設備を使用しても、既存設備に変更はなく、既許可の基準適合性結果に影響を与えるものではない。

・ 設計基準事故が発生した場合において、発電所内の者に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を設置又は保管する。

設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉補助建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び多様性を確保した通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。

・ 重大事故等が発生した場合において、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備を設置又は保管する。

重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所との通信連絡をするための通信設備（発電所内）を設ける。

重大事故等が発生した場合に発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）として、衛星携帯電話設備、無線連絡設備及び携帯型通話設備は、中央制御室内、緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。

## (3) 防護措置

### 1) 空調装置及び換気設備の隔離等

中央制御室及び緊急時対策所の運転・指示要員に対して、敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制及び手順を別紙11-2のとおり整備する。

中央制御室の運転員は、敷地内可動源から有毒ガスの発生による異常の連絡を受けた場合は、速やかに中央制御室の空調装置を隔離する。また、緊急時

対策所に緊急時対策本部が設置される場合は、緊急時対策所の指示要員は、速やかに緊急時対策所の換気設備を隔離する。

中央制御室及び緊急時対策所の空調装置及び換気設備を隔離した場合は、酸素濃度計や二酸化炭素濃度計を用いて運転操作等に支障がない範囲にあることを確認する。さらに、敷地内可動源からの有毒ガスの発生による異常が終息した場合は、速やかに外気取入れを再開する。

なお、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置される場合は、敷地内の有毒化学物質の処理等の措置が完了するまでは指示要員のうち初動対応を行う要員である緊急時対策本部要員（指揮者等）で対応する。

## 2) 防護具等の配備

中央制御室及び緊急時対策所の運転・指示要員に対して、第 5.1.1.1-1 表のとおり防毒マスクを配備する。

中央制御室の運転員は、敷地内可動源から有毒ガスの発生による異常の連絡を受け、臭気等により異常を認知した場合は、防毒マスクを着用する。

また、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置される場合において、緊急時対策所の指示要員は、臭気等により異常を認知した場合は、防毒マスクを着用する。

また、防毒マスクを着用することによって、意思疎通や運転操作等への支障はない。なお、設置許可基準規則への適合性においても保護具類等の着用により作業性に有意な影響を与えることはないことを確認している。

※玄海原子力発電所 3 号炉、4 号炉審査資料『玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料』(1.0 重大事故等対策における共通事項 添付資料 1.0.13 「重大事故等対策要員の作業時における装備について」)

## 3) 敷地内の有毒化学物質の処理等の措置

敷地内の有毒化学物質が漏えいし、有毒ガスの発生による異常が発生した場合の敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順を別紙 1.1-3 のとおり整備する。

なお、終息活動は、立会人の立ち会いのもと、終息活動要員（薬品受入作業をする担当課員）が実施する体制とする。また、終息活動要員については、重大事故等対策に必要な要員以外の者が対応する。

第 5.1.1.1-2 表に示すとおり、薬品防護具等を配備する。

## 5.2 予期せず発生する有毒ガスに関する対策

予期せず発生する有毒ガスが及ぼす影響により、中央制御室の運転員及び緊

急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員のうち初動対応を行う要員（以下、「運転・初動要員」という）の対処能力が著しく損なわれることがないように、運転・初動要員に対して、以下の対策を実施する。

### 5.2.1 防護具等の配備等

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、必要人数分の空気呼吸具を配備する。

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、予期せず発生する有毒ガスからの防護のための実施体制及び手順を整備する。

空気ボンベについては、空気呼吸具を1人当たり6時間以上使用するため必要となる数量を配備する。

さらに、予期せず発生する有毒ガスに対し、継続的な対応が可能となるよう、バックアップの供給体制を整備する。

#### (1) 必要人数分の空気呼吸具の配備

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、第5.2.1-1表に示す、必要となる空気呼吸具の数量を確保し、第5.2.1-1図に示す、所定の場所に配備する。

なお、中央制御室及び代替緊急時対策所については、原子力規制委員会より発出された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正等に係る対応について（指示）」（平成29年4月5日原規規発第1704054号）に基づき、平成29年12月22日に配備完了している。

また、中央制御室及び緊急時対策所の空気呼吸具については、防災資機材と兼用する。

#### (2) 一定量の空気ボンベの配備

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、予期せず発生する有毒ガスから、一定期間防護が可能となるよう、第5.2.1-2表に示す、必要となる空気ボンベの数量を確保し、所定の場所に配備する。

なお、中央制御室及び代替緊急時対策所については、原子力規制委員会より発出された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正等に係る対応について（指示）」（平成29年4月5日原規規発第1704054号）に基づき、平成29年12月22日に配備完了している。

また、中央制御室及び緊急時対策所の空気ボンベについては、防災資機材と兼用する。

### (3) 防護のための実施体制及び手順

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手順を別紙12-1のとおり整備する。

中央制御室の運転員は、臭気等により異常を認知した場合、又は予期せぬ有毒ガス発生の連絡を受けた場合は、速やかに空気呼吸具を着用する。また、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置される場合は、緊急時対策所の初動要員である緊急時対策本部要員（指揮者等）は、速やかに空気呼吸具を着用する。

また、空気呼吸具を着用することによって、意思疎通や運転操作等への支障はない。

### (4) バックアップの供給体制の整備

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、予期せぬ有毒ガスの発生が継続した場合を考慮し、継続的な対応が可能となるよう、バックアップの供給体制を別紙12-2のとおり整備する。

予期せず発生した有毒ガスに係る対応を開始した場合は、連絡要員は高圧ガス事業者にボンベの運搬を依頼する。連絡を受けた高圧ガス事業者は、空気ボンベを運搬し、収集場所にて発電所員との受渡しを行う。発電所員は必要な要員のもとに運搬する。

#### 5.2.2 通信連絡設備による伝達

中央制御室及び緊急時対策所の運転・初動要員に対して、予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手順を別紙12-1のとおり整備する。

敷地外からの連絡があった場合、又は発電所構内で異臭等の異常が確認された場合には、これらの異常の内容を中央制御室の当直課長に通信連絡設備等を用いて連絡する。

連絡を受けた中央制御室の当直課長は、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置される場合は、通信連絡設備等を用いて緊急時対策所の全体指揮者に有毒ガスの発生を連絡する。

なお、通信連絡設備は、可動源の対応と同様に既存のもの（設置許可基準規則第35条、第62条）を使用する。

#### 5.2.3 敷地外からの連絡

敷地外から有毒ガスの発生に係る情報を入手した場合に、中央制御室の当直課長に対して、敷地外の予期せぬ有毒ガスの発生を知らせるための仕組みについては、「5.2.2 通信連絡設備による伝達」の実施体制及び手順と同様である。

第5.1.1.1-1表 防毒マスクの配備（運転員、指示要員用）

対象箇所 (防護対象者)	要員数	防毒マスク数量 (吸収缶数量)	配備場所
中央制御室 (運転員)	12人	12個 (各12個、対象ガス別 <sup>※</sup> )	中央制御室
緊急時対策所 (指示要員)	4人	4個 (各4個、対象ガス別 <sup>※</sup> )	代替緊急時対策所 又は 緊急時対策棟

※：塩酸用、アンモニア・ヒドラジン用の計2種類

第5.1.1.1-2表 防毒マスクの配備（立会人・終息活動要員用）

防護対象者	要員数	防護具	配備場所
立会人	1人	・耐薬品手袋 ・耐薬品長靴 ・防毒マスク ・吸収缶 (対象ガス別 <sup>※1</sup> )	1セット <sup>※2</sup> サービスビル
終息活動要員	3人	・耐薬品手袋 ・耐薬品長靴 ・防毒マスク ・吸収缶 (対象ガス別 <sup>※1</sup> )	3セット <sup>※2</sup> 終息活動要員待機場所

※1：塩酸用、アンモニア・ヒドラジン用の計2種類

※2：1/2号用（吸収缶は塩酸用のみ）及び3/4号用にそれぞれ配備

第5.2.1-1表 空気呼吸具の配備

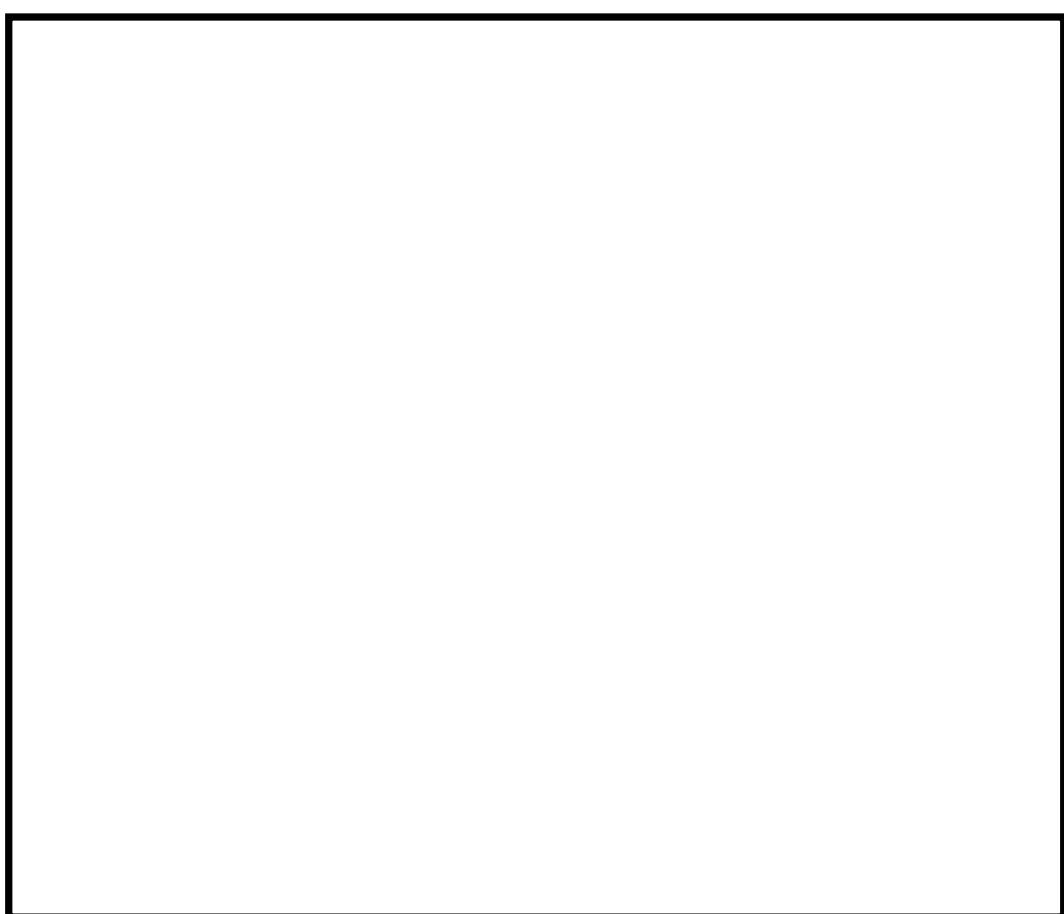
対象箇所 (防護対象者)	要員数	自給式呼吸器	配備場所
中央制御室 (運転員)	12人	12個	3、4号中央制御室
緊急時対策所 (初動要員)	4人	4個	代替緊急時対策所 又は 緊急時対策棟

第5.2.1-2表 空気ボンベの配備

対象箇所 (防護対象者)	要員数	空気ボンベ*	配備場所
中央制御室 (運転員)	12人	60本	3、4号中央制御室 3、4号サービスビル
緊急時対策所 (初動要員)	4人	20本	代替緊急時対策所 緊急時対策棟 3、4号サービスビル

\*：有毒ガス防護に係る影響評価ガイドに基づき、1人当たり空気呼吸具を6時間以上使用するのに必要となる空気ボンベの数量を設定

(別紙12-1(補足)参照)



[Redacted area]: 桁囲みの範囲は、防護上の観点から、公開できません。

第5.2.1-1図 空気呼吸具の配備場所

## 6. まとめ

有毒ガス防護に関する規制改正をうけ、玄海原子力発電所3号炉及び4号炉における有毒ガス発生時の影響評価を実施した。

評価手法は、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照し、評価結果に基づいた防護措置を行うこととした。

評価にあたり、玄海原子力発電所内外の有毒化学物質を特定し、防護判断基準値を設定した。

敷地内固定源に対しては、漏えい時の評価を実施し、中央制御室の外気取入口等の評価点において、各々の有毒ガス濃度の防護判断基準値に対する和が、1を下回る（運転員等の対処能力が損なわれないこと）ことから、設置許可基準規則にて定義される「有毒ガス発生源」はなく、検出器及び警報装置を設けなくとも、運転員等は、中央制御室等に一定期間とどまり、支障なく必要な措置をとるための操作を行うことができることを確認した。

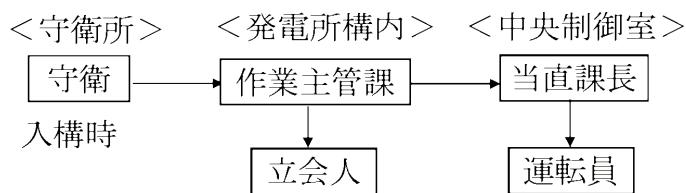
敷地内可動源に対しては、立会人の確保、連絡の実施体制及び手順の整備による防護措置を実施することで、中央制御室の運転員等の対処能力が損なわれないことを確認した。

その他対応として、予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため空気呼吸具を配備するとともに、着用の実施体制及び手順を整備し、空気ボンベの補給に係るバックアップ体制を整備することとした。また、有毒ガスの確認時の通信連絡設備の実施体制及び手順についても整備することとした。

今後、新たに有毒化学物質を使用する場合には、固定源・可動源の特定フロー等を基に、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」への適合性を確認し、必要に応じて防護措置を取ることを発電所の文書に定め、運用管理するものとする。

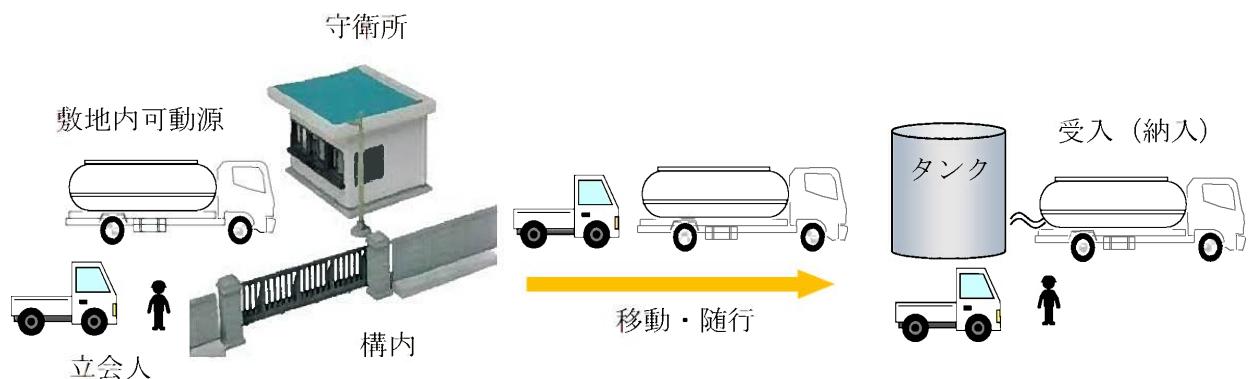
## 敷地内可動源に対する有毒ガスの発生の検出のための実施体制及び手順

### 1. 実施体制



### 2. 実施手順

- (1) 敷地内可動源である薬品タンク車が発電所構内へ入構する際、守衛は作業主管課に連絡する。
- (2) 連絡を受けた作業主管課は、立会人を入構箇所に向かわせるとともに、当直課長に連絡する。
- (3) 立会人は、受入（納入）箇所まで敷地内可動源に随行し、受入（納入）完了まで立ち会いを実施する。立会人は、薬品保護具を常備する。
- (4) 当直課長は、運転員に敷地内可動源が入構したことを連絡し、空調装置隔離手順の確認を指示する。
- (5) 運転員は、空調装置隔離手順を確認する。
- (6) 立会人は、受入（納入）完了を確認し、作業主管課に連絡する。
- (7) 連絡を受けた作業主管課は、当直課長に連絡する。



### 3. その他

- (1) 敷地内可動源の入構は、原則、平日の通常勤務時間帯とする。
- (2) 発電所で設計基準事故及び重大事故等が発生した場合には、既に入構している敷地内可動源は、立会人随行の上発電所構外に退避させ、新たな敷地内可動源は発電所構内に入構させないこととする。

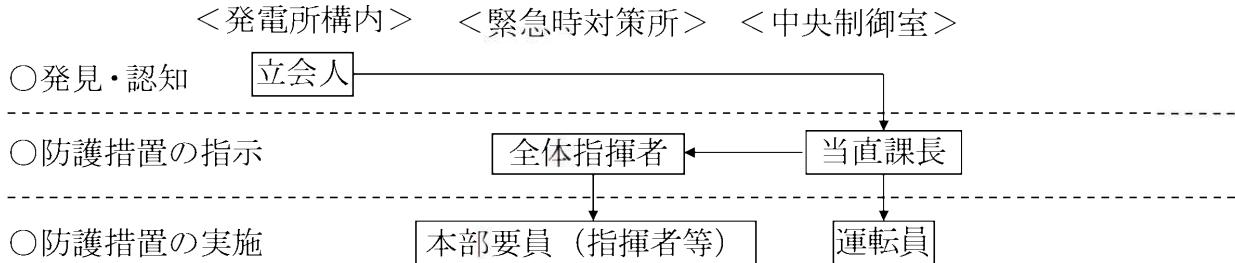
敷地内可動源から敷地内固定源へ補給中に当該事象が発生した場合は、補給を中止し、敷地内可動源が健全であること、アクセスルートが確保されていることを確認し、速やかに退避させる。

敷地内可動源退避時は、発電所構外へ退避するまで立会人が随行することとする。

- (3) 立会人については、化学物質の管理を行う者であって重大事故等対策に必要な要員以外の者が対応する。化学物質の管理にあたっては、教育訓練を行うことにより、立会人は化学物質の取り扱いに関して十分な力量を有する。

## 敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る実施体制及び手順

## 1. 実施体制

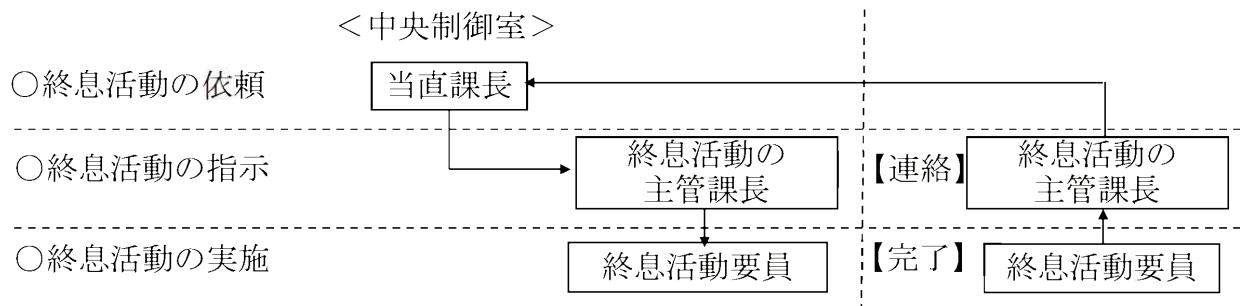


## 2. 実施手順

- (1) 立会人は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合、通信連絡設備等により当直課長に連絡する。
- (2) 当直課長は、運転員に有毒ガスの発生による異常を検知したことを連絡し、中央制御室空調装置の隔離を指示する。
- (3) 当直課長は、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置される場合は、通信連絡設備等により全体指揮者に有毒ガスの発生による異常を検知したことを連絡する。
- (4) 全体指揮者は、本部要員（指揮者等）に緊急時対策所換気設備の隔離を指示する。
- (5) 運転員は、中央制御室空調装置を隔離する。また、当直課長及び運転員は、中央制御室において臭気等による異常を認知した場合、定められた手順に従い防毒マスクを着用する。  
なお、防毒マスクを着用することによって、意思疎通や運転操作等への支障はない。
- (6) 本部要員（指揮者等）は、緊急時対策所換気設備を隔離する。全体指揮者及び本部要員（指揮者等）は、緊急時対策所において臭気等による異常を認知した場合、定められた手順に従い防毒マスクを着用する。  
なお、防毒マスクを着用することによって、意思疎通等への支障はない。

## 敷地内可動源に対する有毒化学物質の処理等の措置に係る実施体制及び手順

### 1. 実施体制



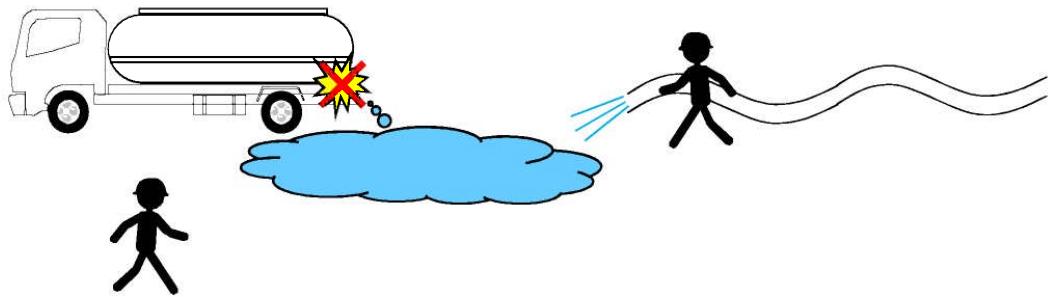
### 2. 実施手順

- (1) 有毒ガスの発生による異常の検知の連絡を受けた当直課長は、終息活動の主管課長に終息活動の実施を依頼する。
- (2) 終息活動の主管課長は、終息活動要員（立会人を含む）に防毒マスク等の着用とともに、有毒ガスの終息活動を実施するよう指示する。
- (3) 終息活動要員は、防毒マスク等を着用するとともに、有毒ガスの発生を終息させるために速やかに処理等を実施する。
- (4) 終息活動要員は、有毒ガスの発生の終息※を確認すれば、終息活動の主管課長へ連絡する。
- (5) 終息活動の主管課長は、当直課長に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。
- (6) 当直課長は、運転員に有毒ガスの発生が終息したことを連絡し、運転員に外気取り入れを再開するよう指示する。
- (7) 当直課長は、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置される場合は、全体指揮者に有毒ガスの発生が終息したことを連絡する。
- (8) 全体指揮者は、本部要員（指揮者等）に有毒ガスの発生が終息したことを連絡し、外気取り入れを再開するよう指示する。
- (9) 運転員は、中央制御室空調装置の外気取り入れを再開する。
- (10) 本部要員（指揮者等）は、緊急時対策所の換気設備の外気取り入れを再開する。

### 3. その他

- (1) 終息活動要員（立会人を含む）については、重大事故等対策に必要な要員以外の者が対応する。

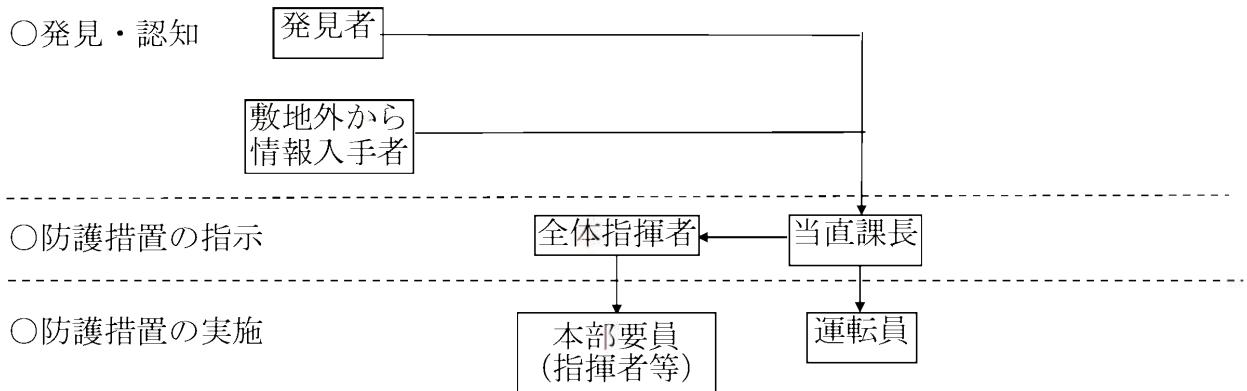
※希釈開始とともに、濃度測定を実施し、可動源の防護判断基準値以下となれば、終息と判断する。



## 予期せず発生する有毒ガス防護に係る実施体制及び手順

### 1. 実施体制

<発電所敷地内> <緊急時対策所> <中央制御室>



### 2. 実施手順

- (1) 臭気等により異常を認知した場合、発見者は予期せぬ有毒ガス発生を当直課長へ連絡する。また、敷地外からの有毒ガス発生に関する情報を入手した場合、情報入手者は予期せぬ有毒ガス発生を当直課長へ連絡する。
  - (2) 当直課長は、臭気等により異常を認知した場合、又は予期せぬ有毒ガス発生の連絡を受けた場合、運転員に空気呼吸具の着用を指示する。
  - (3) 当直課長は、緊急時対策所に緊急時対策本部が設置される場合は、通信連絡設備等により全体指揮者に予期せぬ有毒ガスが発生したことを連絡する。
  - (4) 全体指揮者は、臭気等により異常を認知した場合、又は予期せぬ有毒ガス発生の連絡を受けた場合、本部要員(指揮者等)に空気呼吸具の着用を指示する。
  - (5) 当直課長及び運転員は、定められた着用手順に従い空気呼吸具を着用する
  - (6) 全体指揮者及び本部要員(指揮者等)は、定められた手順に従い空気呼吸具を着用する。
- なお、空気呼吸具を着用することによって、意思疎通や運転操作等への支障はない。

(補足)

### 空気呼吸具の必要配備数量について

#### 1. 防護対象者の人数

中央制御室及び緊急時対策所における防護対象者及び要員数を設定した。

対象箇所	中央制御室	緊急時対策所
防護対象者	運転員	本部要員（指揮者等）
要員数	12人	4人

#### 2. 空気ボンベの配備数量

空気ボンベの仕様から、一人当たりの必要数量を算定し、要員に対する配備数量を設定した。

対象箇所	中央制御室	緊急時対策所
種類	空気ボンベ	
仕様	<ul style="list-style-type: none"><li>・配備している空気ボンベの容量 1,830 ℥／本</li><li>・要員1人の呼吸率 24 ℥／分*</li></ul> <p>*：成人の「歩行」時の呼吸量 (出典元「空気調和・衛生工学便覧」)</p>	
空気ボンベ 必要容量 (一人当たり)	<p>6時間分に必要となる量</p> <p>① ボンベ1本の利用可能時間 <math>1,830 \text{ ℥} / \text{本} \div 24 \text{ ℥} / \text{分} = 76 \text{ 分} / \text{本}</math></p> <p>② 1人当たり6時間の利用に必要なボンベ数 <math>6 \text{ 時間} \times 60 \text{ 分} \div 76 \text{ 分} / \text{本} = 5 \text{ 本} / \text{人}</math></p>	
空気ボンベ 必要容量 (全要員)	$5 \text{ 本} / \text{人} \times 12 \text{ 人} = 60 \text{ 本}$	$5 \text{ 本} / \text{人} \times 4 \text{ 人} = 20 \text{ 本}$

## 予期せず発生する有毒ガス防護に係るバックアップの供給体制について

### 1. 供給体制

予期せず発生する有毒ガスに対し、継続的な対応が可能となるよう、発電所構外からの空気ボンベの供給体制を、バックアップの供給体制として図1のとおり整備する。また、バックアップの供給イメージを図2に示す。

予期せず発生した有毒ガスに係る対応を開始した場合は、連絡要員は高圧ガス事業者にボンベの運搬を依頼する。連絡を受けた高圧ガス事業者は、空気ボンベを運搬し、参考場所にて発電所員との受渡しを行う。発電所員は必要な要員のもとに運搬する。

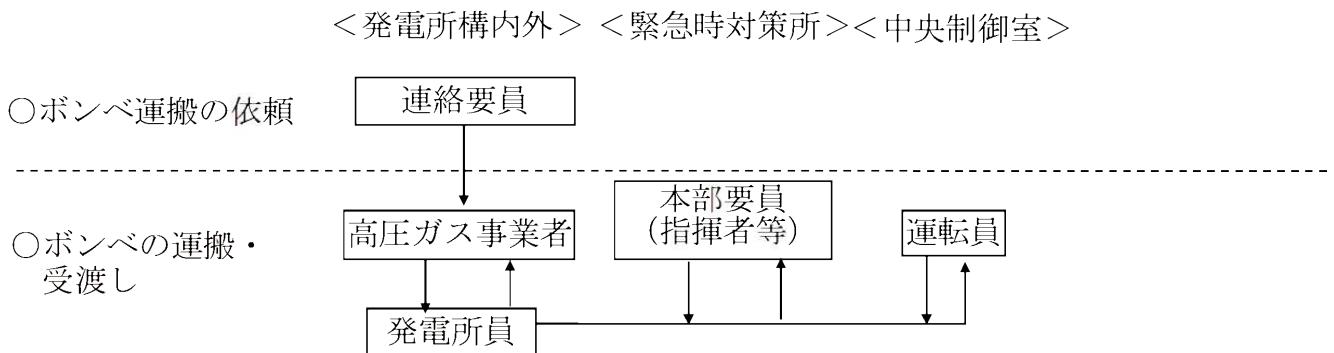


図1 バックアップの供給体制

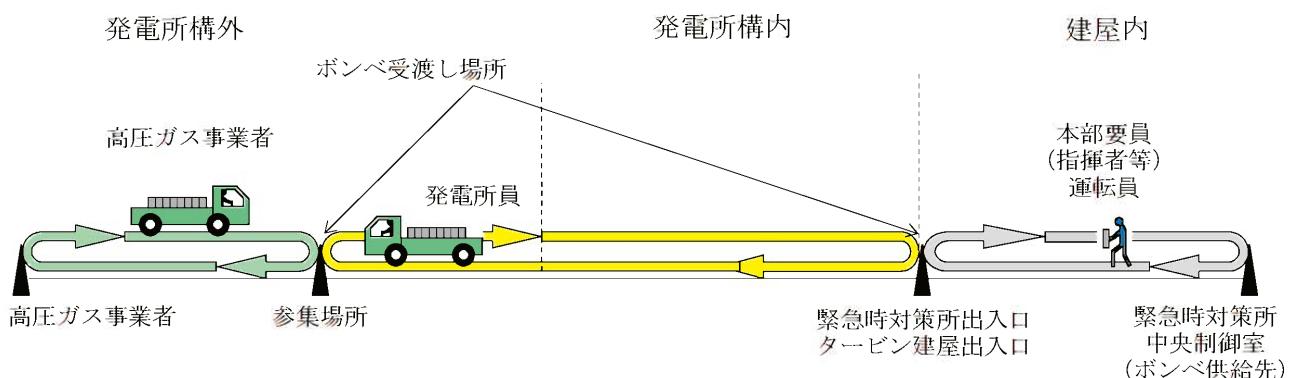


図2 バックアップの供給イメージ

(補足)

### バックアップの保管場所について

#### 1. バックアップの保管場所

空気ボンベのバックアップは以下の地点に保管している。

発電所構内、発電所構外及び他サイトの高圧ガス事業者の3拠点にバックアップを各6時間分ずつ保管しており、合計18時間分の空気ボンベを配備している。このため、初期使用時のボンベを含め、24時間の対応が可能である。

区分	発電所構内	発電所構外	他サイトの高圧ガス事業者
		玄海対応 高圧ガス事業者	川内対応 高圧ガス事業者
空気ボンベ※1	80本※2	80本※2	80本※2
輸送時間	—	40分	5時間

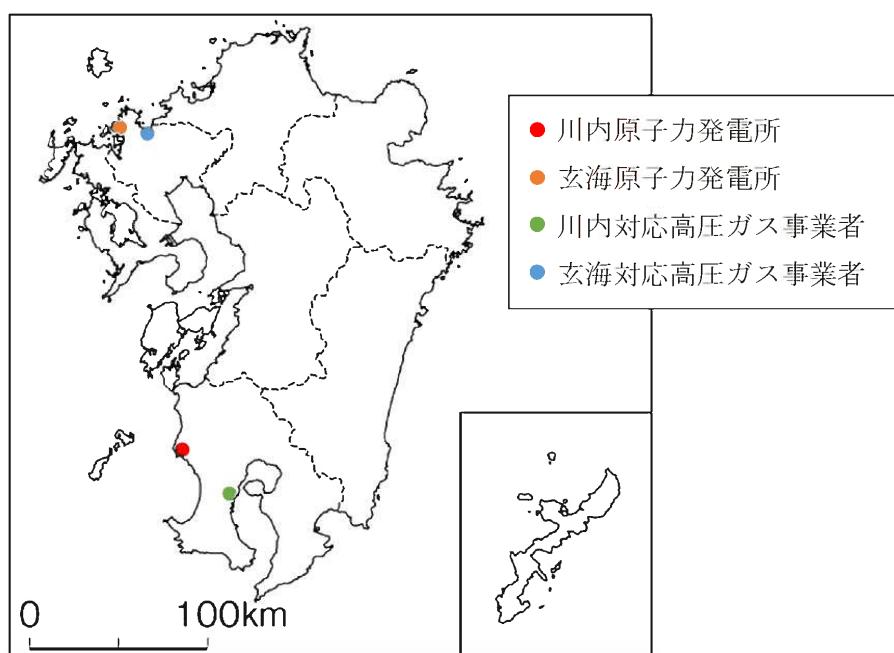
※1 有毒ガス防護に係る影響評価ガイドに基づき、1人当たり空気呼吸具を6時間以上使用するのに必要となる空気ボンベの数量を設定。

(別紙12-1(補足)参照)

※2 中央制御室及び緊急時対策所における要員数から、必要となる空気ボンベの数量を設定。

(別紙12-1(補足)参照)

#### 2. 他サイト及び高圧ガス事業者との位置関係



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料  
(原子炉施設保安規定比較表)

## 原子炉施設保安規定比較表（玄海一高浜）

第1編 運転段階の発電用原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）

富浜（2020.10.27補正）

第3条（品質保証計画）

別表2 規定文書と保安規定の関連表

	規定文書	保安規定	備考
保安活動に関する関係者会合等遵守活動基準	第2条の2、第3条	第2条の2、第3条	有り難い事項
原子炉安全全文(解説版)活動管理基準	第3条	第3条、第17条の6	（從前からの保安規定の構成の相違）
品質マニフェスト(要則)、 品質マニフェスト(基準)	第3条、第131条	第3条、第131条	
保安活動に関する文書及び演説の管理基準	第3条、第8条、第19条、第17条の6	第3条、第8条、第19条、第17条の6	
緊急用原子炉主任技術者の保安監督に係る基準	第3条、第8条の2、第9条の2	第3条、第8条の2、第9条の2	
ボイラー・ケーピング及び電気主任技術者の保安監督に係る基準	第3条、第6条、第7条	第3条、第6条、第7条	
安全管理委員会運営基準、安全管理委員会運営基準	第3条	第3条	
品質保証委員会運営基準	第3条	第3条、第17条の6、第17条の7、第118条の4、第118条の5、第120条の2、第123条	玄海は関連する条文の小項目まで記載しているため、新規条文の小項目追加に伴い変更した。
品質改修活動管理基準	第3条、第130条	第3条、第130条	
教育訓練基準	第3条、第130条	第3条、第130条の2、第17条の2、第17条の3の2、第17条の3、第17条の3の2、第17条の3の2、第17条の3、第17条の4、第17条の5、第17条の6、第17条の7、第17条の8、第17条の9、第17条の10、第111条、第111条、第111条、第111条、第111条、第111条、第111条、第111条、第111条、第111条、第111条	
講師基準	第105条	第105条	
放射線管理基準	第132条	第132条	
放射線管理基準	第132条	第132条	
化学管理基準	第132条	第132条	
保修基準	第132条	第132条	
燃料管理基準	第132条	第132条	
技术基準基準	第132条	第132条	
停止時保安管理基準	第132条	第132条	
非常時保安管理基準	第132条	第132条	
異常時事故應急処置基準	第132条	第132条	
防護基準	第109条	第109条	

玄海（2020.10.27補正）		玄海（2020.3.30認可）	
			備考
設計・調査官管理基準			
原子炉設備等要則	第3条、第17条の3、第118条の2		
試験・検査基準	第3条	第3条、第118条の4、第118条の5	
不適合修理基準	第3条		
改修技術管理基準	第3条		
未了修正処置基準	第3条		
機本取扱い実施基準	第3条		
火災防護計画（基準）	第3条、第14条、第17条、第17条の2、第118条～第123条、第118条の3、第118条の4、第118条の5	第3条、第11条の2、第17条の2の2、第17条の3、第118条の6	
施設管理基準	第3条		
原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価	第3条、第118条の6		
実施基準	第3条、第118条の2、第95条		
燃焼技術基準	第3条、第11条の2、第95条		
ガバナフ火山モニタリングに対する基準	第3条、第17条の4		
ガバナフ火山モニタリングに伴う原子炉停止	第3条、第17条の4		
対応基準			
ガバナフ火山モニタリングに伴う燃料棒等の搬出等対応基準	第3条、第17条の4		
原子力発電所土木構造設備保守基準	第3条、第17条の3		
返還施設物管理基準	第3条、第38条の4		

(保安に関する職務)		玄海 (2020.10.27補正)	高浜 (2020.3.30認可)	備考
第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。		(保安に関する職務) 第 5 条 (前略) 2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。  <中 略>	(保安に関する職務) 第 5 条 (中略)  (5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の総括、原子力防災対策および原子炉施設の出入管理に関する業務ならびに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の総括に関する業務を行ふ。  (中略)	有意な差なし (記載表現、資料構成の相違)
(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。  <中 略>		(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。  (36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。((27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)  (37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。	(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。  (36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。((27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)  (37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。  <以下、省略>	(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位(以下、「各課(室)長」という。)は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行ふ(火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時等、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。  (26) 第2項(3)から(24)に定める各職位(以下、「各課(室)長」という。)は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行ふ(火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時等、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。

		赤下線：申請書での変更箇所 黄マーク：変更箇所における玄海-高浜間の相違
玄海 (2020.10.27 挿正)	富浜 (2020.3.30 認可)	<p>(原子力発電安全運営委員会)</p> <p>第 8 条 岩電所に原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、岩電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>(中略)</p> <p>当直の引継方法に関する事項</p> <p>原原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>巡視点検に関する事項</p> <p>異常時の措置に関する事項</p> <p>警報発生時の措置に関する事項</p> <p>定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>試験操作の防止に関する事項</p> <p>コ 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時等及び 有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>

<p>玄海 (2020.10.27補正)</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実かつ、最優先に行ふことを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p>	<p>高浜 (2020.3.30認可)</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第10条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行ふことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(中略)</p>	<p>有意な差なし (記載表現の相違)</p>	
		<p>表10-2</p>	
	<p>内 容</p>	<p>内 容</p>	
	<p>条 文</p>	<p>条 文</p>	
<p>第17条 (火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の3の2 (有静力ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の3の3 (有静力ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第33条 (重大事故等対処設備)</p> <p>第86条 (運転上の制限を満足しない場合)</p>	<p>第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果</p> <p>第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</p> <p>第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果</p> <p>第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</p> <p>第4項に定める有静力ガスが発生した場合に講じた措置の結果</p> <p>第4項に定める有静力ガスが発生した場合に講じた措置の結果</p> <p>第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果</p> <p>第1項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合</p> <p>第11項に定める原原子炉燃出力の上昇又は原子炉起動状態へ近くモードへの移行</p> <p>第2項に定める必要な安全措置</p> <p>第11項に定める運転上の制限外から復帰していと判断した場合</p> <p>第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</p> <p>第4項に定める取扱いの安全性的評価結果</p> <p>第3項に定める取扱いの安全性的評価結果</p> <p>第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合</p> <p>第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管路目標値を超えて放出した場合</p> <p>第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</p>	<p>第18条 (火災発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の3 (その他自然災害発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の3の2 (有静力ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の3の3 (有静力ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>(以下略)</p>	<p>火災が発生した場合に講じた措置の結果 内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)</p> <p>火山影響等発生時に講じた措置の結果(3号炉および4号炉)</p> <p>地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</p> <p>有毒ガスが発生した場合に講じた措置の結果 (3号炉および4号炉)</p> <p>第4項に定める成立性の確認訓練の結果(3号炉および4号炉)</p> <p>第4項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合</p> <p>第11項に定める原原子炉燃出力の上昇又は原子炉起動状態へ近くモードへの移行</p> <p>第2項に定める運転上の制限外から復帰していと判断した場合</p> <p>第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</p> <p>第4項に定める取扱いの安全性的評価結果</p> <p>第3項に定める取扱いの安全性的評価結果</p> <p>第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合</p> <p>第1項に定める放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管路目標値を超えて放出した場合</p> <p>第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</p>

玄海 (2020.10.27 検正)	玄海 (2020.3.30 説明)	玄海 (2020.3.30 説明)	備考
	第1項に定める実用登録用原子炉の設置、運 転等に関する規則（以下「実用炉規則」とい う。）第134条第2号から第14号に定める報 告事象が生じた場合		有意な差なし (条文番号、記載表現の相 違)

<以下、省略>

赤下線：申請書での変更箇所 黄マーク：変更箇所における文海－高橋間の相違	備考
(運転管理に関する社内基準の作成)  第14条 各第二課長（各電算第二課担当課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。  (1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に実施する試験に関する事項 (7) 誤操作の防止に関する事項 (8) 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項 (9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項	(運転管理に関する社内標準の作成)  第15条 各課（室）長（当直課長を除く。）は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内標準を作成し、制定・改正に当たっては、第8条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。  (1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的に実施する試験（3号炉および4号炉） (7) 誤操作の防止に関する事項（3号炉および4号炉）、その他自然災害および有毒ガス（3号炉および4号炉）発生時等の体制の整備に関する事項 (8) 火災、内部溢水（3号炉および4号炉）、火山影響等（3号炉および4号炉） (9) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（3号炉および4号炉）
玄海（2020.10.27補正）	高浜（2020.3.30認可）

赤下線：申請書での変更箇所 黄マーク：変更箇所における玄海-高浜間の相違	備考
<p>玄海（2020.10.27補正）</p> <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 「防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※</sup>を行ふ体制として、次の各号を含む次災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内溢水、火山現象、自然災害<sup>※</sup>、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>高浜（2020.3.30認可）</p> <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第18条 安全・防災室長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※</sup>を行ふ体制として、次の各号を含む計画<sup>※</sup>を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内溢水、火山影響等、自然災害<sup>※</sup>、有毒ガス<sup>※</sup>発生時の実施基準」に従い策定する。</p> <p>(以下略)</p>

赤下線：申請書での変更箇所 黄マーク：変更箇所における玄海-高浜間の相違	備考
玄海（2020.10.27補正）	<p>富浜（2020.3.30認可）</p> <p>(内漏溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下「内漏溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行ううえ活動を定め、第18条の2 3号炉および4号炉において、安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下、「内漏溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行ううえ活動を行って、次の各号を定め、計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内漏溢水、火山活動のモニタリング および有毒ガス対応及び火山現象、自然災害、<u>有毒ガス</u>等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(以下略)</p>
	<p>(内漏溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の2 3号炉および4号炉において、安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下、「内漏溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行って、次の各号を定め、計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内漏溢水、火山現象、自然災害、<u>有毒ガス</u>等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>

赤下線：申請書での変更箇所 黄マーク：変更箇所における玄海-高浜間の相違		
玄海 (2020.10.27補正)	富浜 (2020.3.30認可)	(火山影響等発生時の体制の整備) 第17条の2の2 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動 <sup>(a)</sup> を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内漏溢水、火山現象、自然災害、有罪力 <sup>(b)</sup> ス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。 <以下、省略>
		(火山影響等発生時の体制の整備) 第18条の2の2 3号炉および4号炉については、安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合は、(以下、「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動 <sup>(a)</sup> を行う体制として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内漏溢水、火山影響等、自然災害および有罪力 <sup>(b)</sup> ス発生時に係る実施基準」に従い策定する。 (以下略)

赤下線：申請書での変更箇所 黄マーク：変更箇所における玄海-高浜間の相違	富源（2020.3.30 認可） 備考
(その他災害発生時等の体制の整備) 第 17 条の 3 防災課長は、原子炉施設内においてその他の自然災害（「地震、津波及び竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動 <sup>※1</sup> を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内漏溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。  <以下、省略>	(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第 18 条の 3 安全・防災室長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動 <sup>※1</sup> を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内漏溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス <sup>※2</sup> および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。  (以下略)
	有意な差なし (記載表現の相違)

赤下線：申請書での変更箇所 黄マーク：変更箇所における玄海-高浜間の相違	備 考
<p>玄海 (2020.10.27補正)</p> <p>(有毒ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の3の2 防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合(以下「有毒ガス発生時」という。)における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動等に重大な影響により、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内船溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 各第二課長(技術第二課長及び発電第2課当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時にを行う活動を含む。(以下、本条において同じ)。</p>	<p>玄海 (2020.3.30認可)</p> <p>(有毒ガス発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の3の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合(以下、「有毒ガス発生時」という。)における運転員等の防護のための活動等を行なう体制を含む計画として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内船溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2.各課(室)長(当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3.各課(室)長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4.各課(室)長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時にを行う活動を含む。(以下、本条において同じ)。</p>

<p style="text-align: center;">赤下線：申請書での変更箇所 黄マーク：変更箇所における玄海-高浜間の相違</p>	
<p style="text-align: center;">玄海 (2020.10.27補正)</p> <p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第17条の4 原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さなことを終続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを実施する。また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測された場合における必要な対応を行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。なお、計画は、添付2に示す「火災、内漏溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p style="text-align: right;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">高浜 (2020.3.30認可)</p> <p>高浜 (2020.3.30認可)</p> <p>有意な差なし (条文番号、主語、記載表現の相違) 玄海は要員名称を個別に記載</p>

<p style="text-align: center;">赤下線：申請書での変更箇所 黄マーク：変更箇所における文海－高橋間の相違</p>	<p><b>玄海（2020.10.27補正）</b></p> <p><b>（重大事故等発生時の体制の整備）</b></p> <p>第17条の6 在長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針とする。</p> <p>（中略）</p>	<p><b>富浦（2020.3.30認可）</b></p> <p><b>（重大事故等発生時の体制の整備）</b></p> <p>第18条の5 在長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合は重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うことを方針として定める。</p> <p>（中略）</p>	<p>（重大事故等発生時の体制の整備）</p> <p>（從前から）の保安規定の構成の相違</p> <p>有意な差なし</p>
<p><b>（1）重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</b></p> <p>5 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行なう体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるにあたっては、添付3に示す「重大事故等対応実施基準」に従うとともに、重大事故等対応設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。</p> <p>（2）重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止すること。</p> <p>（3）重大事故等発生時ににおける使用済燃料ビットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>（4）重大事故等発生時ににおける原子炉停止時ににおける燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>（5）発生する有毒ガスからの運転員等の保護要員の防護に関すること。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（1）重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>（2）重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止すること。</p> <p>（3）重大事故等発生時ににおける使用済燃料ビットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>（4）重大事故等発生時ににおける原子炉停止時ににおける燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>（5）発生する有毒ガスからの運転員等の保護要員の防護に関すること。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（1）重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>（2）重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止すること。</p> <p>（3）重大事故等発生時ににおける使用済燃料ビットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>（4）重大事故等発生時ににおける原子炉停止時ににおける燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>（5）発生する有毒ガスからの運転員等の保護要員の防護に関すること。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（1）重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>（2）重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止すること。</p> <p>（3）重大事故等発生時ににおける使用済燃料ビットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>（4）重大事故等発生時ににおける原子炉停止時ににおける燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>（5）発生する有毒ガスからの運転員等の保護要員の防護に関すること。</p> <p>（以下略）</p>
<p><b>（2）重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</b></p> <p>6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>（2）重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>（2）重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>（2）重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>（以下、省略）</p>

<p style="text-align: right;">赤下線：申請書での変更箇所 黄マーク：変更箇所における玄海-高浜間の相違</p>	
<p style="text-align: center;">玄海 (2020.10.27補正)</p> <p>(請負会社従業員への保安教育)</p> <p>第132条</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p>	<p style="text-align: center;">高浜 (2020.3.30認可)</p> <p>(請負会社従業員への保安教育)</p>
<p>(請負会社従業員への保安教育) 第130条 各課(室、センター)長(発電第二課当直課長、プラント管理課課長及びプラント管理課当直課長を除く。)は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>&lt;中略&gt;</p> <p>(5) 各課長(発電第二課当直課長、プラント管理課課長及びプラント管理課当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波及び竜巻等)及び有毒ガス発生時の措置における請負会社従業員に対する補助を定め、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波および竜巻等)および有毒ガス発生時の措置に関すること)の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>5. 各課(室)長(当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する業務のうち、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波および竜巻等)および有毒ガス発生時の措置における請負会社従業員に対する補助を定め、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波および竜巻等)および有毒ガス発生時の措置に関すること)の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(以下略)</p>

参考文献	著者	題名
参考文献1：申請書での要更簡所 黄ママー：要更簡所における玄海—高浜間の相違	有意味なし	未記載
参考文献2：改めて要更簡所における玄海—高浜間の相違	未記載	未記載
参考文献3：改めて要更簡所における玄海—高浜間の相違	未記載	未記載
参考文献4：改めて要更簡所における玄海—高浜間の相違	未記載	未記載
参考文献5：改めて要更簡所における玄海—高浜間の相違	未記載	未記載

卷131-1

第10章 教育实施方略（综合类）

1 - 6-12

<p style="text-align: center;">赤下線：申請書での変更箇所 黄マーク：変更箇所における玄海－高浜間の相違</p> <p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">有意な差なし (従前からの保安規定の構成の相違)</p>	<p>○：全員が該当の対象者</p> <p>×：該当しない</p> <p>■：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当する項目</p> <p>△：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当しない項目</p> <p>□：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当する項目</p> <p>△□：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当しない項目</p>
玄海 (2020.10.27補正)	<p>表113.1-3 保安監査実施方針（運用基準）</p> <p>○：全員が該当の対象者</p> <p>×：該当しない</p> <p>■：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当する項目</p> <p>△：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当しない項目</p> <p>□：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当する項目</p> <p>△□：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当しない項目</p>
高浜 (2020.3.30認可)	<p>(図面) (中略)</p> <p>○：全員が該当の対象者</p> <p>×：該当しない</p> <p>■：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当する項目</p> <p>△：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当しない項目</p> <p>□：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当する項目</p> <p>△□：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当しない項目</p>
高浜 (2020.3.30認可)	<p>表113.1-3 保安監査実施方針（運用基準）</p> <p>○：全員が該当の対象者</p> <p>×：該当しない</p> <p>■：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当する項目</p> <p>△：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当しない項目</p> <p>□：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当する項目</p> <p>△□：該当するが、該当する他の項目と並んで複数ある場合に該当しない項目</p>

<p style="text-align: center;">玄海 (2020.10.27補正)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p style="text-align: center;">1 この規定第1編は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p style="text-align: center;">3 対用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査(定期事業者検査)を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">高浜 (2020.3.30認可)</p> <p style="text-align: center;">附 則 ( 年 月 日 平成26原安管通達第3号一 )</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p style="text-align: center;">第1条 この通達は、令和2年5月1日以後最初に3号炉または4号炉の搭載用原子炉施設に係る核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の15の検査(施設定期検査)を終了した日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">2. 令和2年4月1日以後、前項中の「第43条の3の15の検査(施設定期検査)」を「第43条の16第1項の検査(定期事業者検査)」に改める。</p>	<p style="text-align: center;">高浜 (2020.3.30認可)</p> <p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">有意な差なし</p>
--	--	---

<p style="text-align: right;">赤下線：申請書での変更箇所 黄マーク：変更箇所における玄海－高浜間の相違</p>	<p style="text-align: right;">富源（2020.3.30 認可）</p>	<p style="text-align: right;">備考</p>
<p style="text-align: right;">添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、<u>有毒ガス対応及び火山活動のモニタリ</u> ング等に係る実施基準</p>	<p style="text-align: right;">添付2 火災、内部溢水、火山影響等、<u>自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実</u> 施基準</p>	<p style="text-align: right;">有意な差なし (各社固有の相違)</p>
<p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山現象、自然災害、<u>有毒ガス対応及び火山活動のモニタリ</u> ング等に係る実施基準</p>	<p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山現象、自然災害、<u>有毒ガス発生時の対応に係る実</u> 施基準及び<u>有毒ガスを催認した場合に對処する体制を維持管理していくための実施内</u> <u>容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うたために必要な体制を維持管理して</u> <u>いくための実施内容について定める。</u></p>	<p>玄海は保安規定認可の時 期に合わせて施行し、適用 のみ法定期限で開始する。</p>
<p style="text-align: center;">開運</p>	<p style="text-align: center;">(第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2</p>	
<p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p>	
<p style="text-align: right;">8.1 要員の配置</p> <p style="text-align: right;">(1) 防災課長及び安全管理者 第二課長は、発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを監視するための活動を行いうる要員として、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: right;">(2) 安全管理者 第二課長及び発電第二課長は、計画に基づき、有毒ガス発生時ににおける運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行いうるために必要な措置を実施する。</p>	<p style="text-align: right;">7. 1 要員の配置</p> <p style="text-align: right;">所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを監視するための活動を行いうる要員として、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、有毒ガス発生時ににおける運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行いうために必要な措置を実施する。</p>	<p style="text-align: right;">(1) 安全・防災室長は、有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を行いうる要員として、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を行いうるために必要な措置を実施する。</p>
<p style="text-align: right;">8.2 教育訓練の実施</p> <p style="text-align: right;">(1) 安全管理者 第二課長は、関係所員に対して、有毒ガス発生時ににおける運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。</p> <p style="text-align: right;">(2) 安全管理者 第二課長は、運転員、緊急時対策本部要員、立会人及び終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時ににおける防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。</p>	<p style="text-align: right;">(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。</p> <p style="text-align: right;">(2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動を行いうる要員に対して、有毒ガス発生時ににおける防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。</p> <p style="text-align: right;">(3) 所長は、第131条および第132条に基づき、発電所の人所者に対する有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p>	<p style="text-align: right;">(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。</p> <p style="text-align: right;">(2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動を行いうる要員に対して、有毒ガス発生時ににおける防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。</p> <p style="text-align: right;">(3) 所長は、第131条および第132条に基づき、発電所の人所者に対する有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p>
<p style="text-align: right;">8.3 資機材の配備</p> <p style="text-align: right;">(1) 防災課長及び安全管理者 第二課長は、有毒ガス発生時ににおける運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行いうたために必要な防護具等の資機材を配備する。</p>	<p style="text-align: right;">7. 2 教育訓練の実施</p> <p style="text-align: right;">(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。</p> <p style="text-align: right;">(2) 安全・防災室長は、運転員等、立会人および終息活動を行いうる要員に対して、有毒ガス発生時ににおける防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。</p> <p style="text-align: right;">(3) 所長は、第131条および第132条に基づき、発電所の人所者に対する有毒ガス発生時の認知・連絡に係る教育訓練を入所時に実施する。</p>	<p style="text-align: right;">(1) 防災課長及び安全管理者 第二課長は、有毒ガス発生時ににおける運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行いうたために必要な防護具等の資機材を配備する。</p>

<p><b>8.4 手順書の整備</b></p> <p>(1) 各第二課長（技術第二課長及び発電第2課当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うためには、体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p><b>ア 有毒ガス防護の確認に関する手順</b></p> <p>(ア) 安全管理第一課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外において貯藏施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対する運転員及び緊急時対策本部要員の有毒ガス濃度を下回るようにする。</p> <p>(イ) 安全管理第二課長は、発電所敷地内並びに中央制御室等から半径 10km 近傍に新たな有毒化学物質および有毒化学物質の性状、貯藏状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(ウ) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を削減することを期待することを定期的に行い、以下の「防波堤等」という。について、適切に運用管理を実施する。</p> <p><b>イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順</b></p> <p>(イ) 防災課長、安全管理第一課長及び発電第一課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>(ウ) 防災課長及び発電第二課長は、初期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用及び防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p><b>ウ 施設管理、点検</b></p> <p>保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防波堤等は、有毒ガス影響を降減する機能を維持するため、保守・管理制度に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替を行なう。</p>	<p><b>7. 4 手順書の整備</b></p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p><b>a. 有毒ガス防護の確認に関する手順</b></p> <p>(a) 各課（室）長は、発電所敷地外において貯藏施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下、「固定源」という。）に対し、(b)項、(c)項および(c)項の実施により、運転員等の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(b) 各課（室）長は、発電所敷地内および中央制御室等から半径 10 km 近傍に新たに固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(c) 各課（室）長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する帳をおよび覆い（以下、「防波堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。</p> <p><b>b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</b></p> <p>(a) 各課（室）長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置および緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、初期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用および防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p><b>c. 保守管理、点検</b></p> <p>各課（室）長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防波堤等は、有毒ガス影響を降減する機能を維持するため、保守・管理制度に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行なう。</p>	<p>備考</p> <p>有意な差なし</p> <p>(項目番号、主語、記載表現の相違)</p> <p>※129-1 表にて入所時教育の実施内容として、有毒ガス発生時の措置について、それが含まないことがあることがあることが記載している。</p>
--	--	--

赤下線：申請書での変更箇所 黄マーク：変更箇所における玄海-高浜間の相違		備考
8.5 定期的な評価 (1) 各第一課長(技術第ニ課長及び危電第ニ課当直課長は除く。)は、8.1項から8.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、8.1項から8.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直し等必要な措置を行う。	7. 5 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、7.1項から7.4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。	有意な差なし (項目番号、主語、記載表現の相違)
8.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各第一課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	7. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課(室)長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとあると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	有毒ガス影響に期待する 設備の違い、

<p>赤下線：申請書等での変更箇所 黄マーク：変更箇所における文海-高橋間の相違</p>	<p><b>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b></p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に對処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等については、規定文書に定める。</p> <p><b>1 重大事故等対策</b></p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(3) 防災課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1項及び1.2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。      また、<b>各第二課長（発電第1課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、</b>計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行いうたために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.3項及び表-1から表-19に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>1.3 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、重大事故等発生時ににおいて、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処するための内容を規定文書に定める。</p> <p>また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を規定文書に定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>1.3 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長は除く。）は、有毒ガス発生時に必要な各種の指示・操作を行なうことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護以下の手順および体制を規定文書に定める。</p>	<p><b>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</b></p> <p>富源（2020.3.30認可）</p> <p>備考</p> <p>有意な差なし (項目、主語、記載表現の相違)</p>
--	--	---

<p>玄海 (2020.10.27補正)</p> <p>(7) 安全管理第一課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認及び防護堤等の施設管理の実施により、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の曝露中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようとする手順及び体制を規定文書に定める。</p>	<p>富浦 (2020.3.30認可)</p> <p>(7) 安全・防災室長は、可動源に対する手順を示して、有毒化学物質の確認、防護堤等の運用管理および防護堤等の保守管理の実施により、運転員および緊急安全対策要員の曝露中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順および体制を定める。</p>
<p>(イ) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に対する手順及び立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行えるよう並びに終息活動等の手順を規定文書に定める。</p>	<p>(イ) 安全・防災室長および発電室長は、可動源に対する手順を示して、運転員(当直員)および立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置および緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行えるよう並びに終息活動等の手順を社内標準に定める。</p>
<p>(ウ) 防災課長及び発電第二課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び緊急時対策本部要員のうち初動対応を行なう要員に対する手順及び各種の指示・操作を行なうことにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行なう手順及び体制を規定文書に定める。</p>	<p>(ウ) 安全・防災室長および発電室長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員(当直員)および緊急時対策本部要員のうち初動対応を行なう要員に対する手順を示して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行なう手順および体制を社内標準に定める。</p>
<p>(エ) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を規定文書に定める。</p>	<p>(エ) 安全・防災室長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員(当直員)に連絡し、運転員(当直員)が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を定める。</p>
<p>(オ) 防災課長は、管設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対策設備(原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る)の接続を行う地点における重大事故等対策要員の有毒ガス防護のため、1、2(1)項で配備する器具を着用する手順を規定文書に定める。</p>	<p>(オ) 安全・防災室長は、管設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対策設備(原子炉建屋の外から水または電力を供給するものに限る)の接続を行う地点における緊急安全対策要員の有毒ガス防護のため、1、2(1)項で配備する器具を着用する手順を社内標準に定める。</p>

<中 略>

#### 1.4 定期的な評価

- (1) 各第一課長(発電第一課、当直課長を除く)及び原積子力訓練センター所長は、1.1項から1.3項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。
- (2) 防災課長は、(1)の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。
- (3) 原子力管理部長は、1.1項及び1.2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。

<以下、省略>

<p style="text-align: center;">赤下線：申請書での変更箇所 黄マーク：変更箇所における玄海－高浜間の相違</p>	
<p>第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置） (保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、<u>有毒ガス</u>、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内漏溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む((27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>高浜 (2020.3.30 認可)</p> <p>高浜 (2020.3.30 認可)</p> <p>有意な差なし (從前からの保安規定の構成の相違)</p>

<p style="text-align: center;"><b>赤下線：申請書での変更箇所 黄マーク：変更箇所における玄海－高浜間の相違 構成の相違)</b></p>	<p style="text-align: right;">備考</p> <p>有意な差なし (従前からの保安規定の構成の相違)</p>
<p style="text-align: center;"><b>玄海 (2020.10.27補正) 第 63 条 (所員への保安教育)</b></p> <p style="text-align: center;">高浜 (2020.3.30認可)</p>	<p style="text-align: right;">備考</p> <p>有意な差なし (従前からの保安規定の構成の相違)</p>
<p style="font-size: 1.5em; color: #8B4513;">△</p> <p style="font-size: 1.5em; color: #FFDAB9;">×</p>	
<p style="font-size: 1.5em; color: #8B4513;">△</p> <p style="font-size: 1.5em; color: #FFDAB9;">×</p>	

人材育成	（実用的知識の習得）	（実務的知識の習得）	知識		
			専門知識	実務知識	人間関係知識
知識	知識	知識	知識	知識	知識
知識	知識	知識	知識	知識	知識
知識	知識	知識	知識	知識	知識
知識	知識	知識	知識	知識	知識
知識	知識	知識	知識	知識	知識
知識	知識	知識	知識	知識	知識

保育教育の実施方針(統括表)

表63-1

玄海 (2020.10.27補正)		玄海 (2020.3.30認可)
附	則	
(施行期日) 1 この規定第2編は、20XX年XX月XX日から施行する。 2 実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の3号炉及び4号炉発電用原子炉施設に係る該原燃料質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査(定期事業者検査)を終了した日以降に適用することとし、それ以前は從前の例による。		

補足説明資料2（運用の明確化について）

- 2-1：「第17条の体制の整備に係る規定」と「第5条（保安に関する職務）」  
の整理について
- 2-2：玄海原子力発電所原子炉施設保安規定 第2編への反映内容について

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

(「第 17 条の体制の整備に係る規定」と「第 5 条（保安に関する職務）」  
の整理について)

【凡例】	記：主語（行為者）
・朱	線：申譯、補正箇所
・下線：関連する職務内容	・黄色マーク：関連する職務内容

「第17条の体制の整備に係る規定」と「第5条（保安に関する職務）」の整理について

### 【玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（2020.10.27 紹正】

<p>第17条 (火災発生時の体制の整備)</p> <p>防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通信設備の設置<sup>※2</sup></p> <p>(2) 火災発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 密閉場所における可燃物の適切な管理</p>	<p>第5条（保安に関する職務）</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に係る業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>				
<p>2 各第二課長（発電第一課当直課長を除く）及び設備管理課長は、前項の計画に基づき、火災発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に係る業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>				
<p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に係る業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>				
<p>4 各第二課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>(20) 及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を行はずする旨の規定は、(38)の運転に関する業務を行はずする旨として第5条と整合している。</p>				

第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	<p><b>防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</b></p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p>	<p>(20) <b>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</b></p>	<p>(20) <b>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</b></p>	<p>(20) <b>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</b></p>	<p>(20) <b>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</b></p>	<p>(20) <b>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</b></p>
第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	<p><b>各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</b></p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p>	<p>(20) <b>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</b></p>	<p>(36) <b>(27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その業務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス登生時の体制の整備に関する業務を含む</b></p> <p><b>((27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)。</b></p>	<p>(20) <b>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、3号炉及び4号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</b></p>	<p>(38) <b>(20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その業務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</b></p>	<p>(20) <b>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</b></p>
第17条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	<p><b>各第二課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</b></p>	<p>4 各第二課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>4 各第二課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>4 各第二課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>4 各第二課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>4 各第二課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>

第17条から17条の7（本文と添付2,3の主語は整合している）	2 各第二課長（送電第二課当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。	<p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関する事項</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時ににおける代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関する事項</p> <p>(3) (2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交換動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止すること</p>	3 各第二課長（送電第二課当直課長を除く。）は、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守する。	4 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	5 各第二課長は、火山影響等発生時ににおいて、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	6 原子力管理部長は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。
		<p>(20) <b>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他災害、重大多事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</b></p> <p>(36) <b>(27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を行い、(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。 )。</b></p> <p>(36) <b>(27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を行い、(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。 )。</b></p> <p>(20) <b>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大多事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</b></p> <p>(38) <b>(20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における活動を統括する。また、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、火山活動のモニタリング等、重大事故等、その他自然災害、重大多事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</b></p> <p>(6) <b>原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、火災活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</b></p> <p>(20) <b>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行ってその他の自然災害（「地震、津波及び巻き潮」）をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動やをを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス発生及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</b></p>	<p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行ったために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行るために必要な資機材の配備</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p>		

2 各第二課長（送電第二課当直課長を除く。）、停止措置運営課長、停止措置安全課長及び設備管理課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制及び手順の整備を実施する。

	第五条（保安に関する職務）	整理結果
	(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る大火、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。	体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。
	(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に係る業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る大火災発生時の体制の整備に係る業務を含む。	防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、停止措置運営課長、停止措置安全課長及び設備管理課長の職務の範囲の中でその自然災害発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。
	(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る大火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。	防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、停止措置運営課長、停止措置安全課長及び設備管理課長の職務の範囲の中でその自然災害発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。
3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行ふとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行ふとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る大火、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。	体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。
4 各第二課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。	第4項の原子炉停止等の措置を協議する旨の規定は、(38)の運転に関する業務として第5条と整合している。
5 原子力管理部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。	(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、大火活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。	体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。
6 原子力建設部長は、その他自然災害のうち地震に関する活動を実施する。	(7) 原子力建設部長は、原子力土木建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を行う。	体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。
7 原子力土木建築部長は、地震観測及び影響確認に関する活動を実施する。	(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力土木建築部門におけるコンクリートアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。	体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。

		第 17 条から 17 条の 7（本文と添付 2,3 の主語は整合している）	第 5 条（保安に関する職務）	整理結果 体制の整備に係る規定と第 5 条は、整合している。
8 安全・品質保証部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。	(重大事故等発生時) の体制の整備)	(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化強化活動を統括することとともに、3号炉及び4号炉に係るその他の自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。		体制の整備に係る規定と第 5 条は、整合している。
社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。				
2 原子力管部長は、添付 3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時ににおける原子炉主任技術者の職務等について、「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に定め、社長の承認を得る。				
3 原子炉主任技術者は、第 2 項に定める「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行ったために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うこととする。				
4 防災課長は、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 3 に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。		(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。		体制の整備に係る規定と第 5 条は、整合している。
(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項				
ア 要員の役割分担及び責任者の配置に関すること				
イ 3号炉及び4号炉の同時被災における要員の配置に関すること				
(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項				
ア 力量の維持向上のための教育訓練を年 1 回以上実施すること				
イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力を満足すること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年 1 回以上実施すること				
ウ 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること				
エ 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること				
オ 重大事故等対処施設の使用の開始前に実施する教育訓練に関すること				
(3) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アクセスレートの確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のための活動、並びに必要な資機材の配備に関すること				
ト				
5 各第二課長（発電第二課当直課長を除く）は、第 1 項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。		(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。		体制の整備に係る規定と第 5 条は、整合している。
また、手順書を定めるに当たっては、添付 3 に示す「重大事故等対処施設を使用する際の切替えの容易性に関する実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第 4 項(1)アの後削に感じた内容とする。				
(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること				

<p>第17条から17条の7（本文と添付2,3の主語は整合している）</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時ににおける使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に関すること</p>	<p>第5条（保安に関する職務）</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>7 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>8 防災課長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>9 原子力管理部長は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行なう体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担及び責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>10 原子力管理部長は、第9項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行なうために必要な体制の整備を実施する。</p>	<p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）の職務の範囲において重大会事故等発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしであり、第5条と整合している。</p> <p>防災課長の体制の整備を受け、各第一課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長の職務の範囲の中で重大事故等発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p> <p>防災課長の体制の整備を受け、各第一課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長の職務の範囲の中で重大事故等発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p> <p>防災課長の体制の整備を受け、各第一課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>
---	---	--

		第5条（保安に関する職務）	整理結果 体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。
第17条から17条の7（本文と添付2,3の主語は整合している）	11 原子力管理部長は、第10項の実施結果を踏まえ、第9項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。	体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。
第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	防災課長は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合(以下「大規模損壊発生時」という)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備とし、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な員の配置に関すること (2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項 ア 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには技術的的能力を満足することを確認するための訓練(以下「技術的能力の確認訓練」という)を年1回以上実施すること ウ イ項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること エ イ項の訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること オ 重大事故等対処施設の使用の開始前に実施する教育訓練に関すること (3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること	(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。	体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。
2 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）	は、大規模損壊発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行いう体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。 (1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること (2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること (3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること (4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること (5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること	(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。	体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。
3 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。	(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内漏溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。	体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。	

		第5条（保安に関する職務）	整理結果
(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。	防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（土木建築課長及び発電第二課担当課長を除く。）及び原子力副総センター長の職務の範囲の中で大規模損壊発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。	防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（土木建築課長及び発電第一課担当課長を除く。）及び原子力副総センター長の職務の範囲の中で大規模損壊発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。	防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（土木建築課長及び発電第一課担当課長を除く。）の職務の範囲の中で大規模損壊発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。
4 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課担当課長を除く。）は、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。	(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。	(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。	(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。
5 防災課長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行なうとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。	(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行なうとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。	(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行なうとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。
6 原子力管理部長は、大規模損壊発生時における本店が行なう支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。	(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。	(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。	(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。
7 原子力管理部長は、第6項の計画に基づき、本店が行なう支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。	(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。	(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。	(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行なう。
8 原子力管理部長は、第7項の実施内容を踏まえ、第6項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。			

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

(玄海原子力発電所原子炉施設保安規定 第2編への反映内容について)

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定 第2編への反映内容について

今回、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定 第2編 第5条（保安に関する職務）及び第63条（所員への保安教育）については、第1編の変更内容と整合を図るための反映を行っている。

整合を図る具体的な理由については、以下のとおり。

### 1. 第2編 第5条（保安に関する職務）の変更について

玄海原子力発電所の保安活動（3号炉及び4号炉施設の運転及び1号炉及び2号炉施設の廃止措置）に係る個別業務については、保安管理上重要な事項であり、高度な専門知識を必要とするものや多様な分野に係るものなど、多岐にわたっていることから、第4条（保安に関する組織）に示す発電所組織全体（安全品質保証統括室副室長、当直課長を除く）の多様な視点のもとでその安全性を審議することとしている。

具体的には、第7条（玄海原子力発電所安全運営委員会）に上記の組織にて構成した安全運営委員会を設置し、本委員会にて発電所における原子炉施設の保安運営に関する事項を審議する旨を規定している。

また、第4条に示す発電所組織全体にて行う各保安活動と関連する個別業務を遂行するために必要な各職位の職務内容（共通業務を行う職位を含む）を第5条（保安に関する職務）に規定しており、発電所組織全体で行う保安活動との関係を明確にするため、第1編及び第2編ともに記載の整合を図り共通の内容としている。

このため、第2編 第5条を変更する。

### 2. 第2編 第63条（所員への保安教育）の変更について

新規制基準（平成29.9.5認可）において、第17条（火災発生時の体制の整備）及び第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備（津波及び竜巻））の3号炉及び4号炉施設への影響を軽減させるための措置として、関係する廃止措置系所員の対応が求められることから、この教育に当たり、第1編 第129条（所員への保安教育）に関する廃止措置系所員を含めることを規定し、第2編 第63条（所員への保安教育）に第1編 第129条を参照する旨を規定することで、関係する廃止措置系所員が対象であることを明確にした。

今回、有毒ガス防護に係る対応については、同様に関係する廃止措置系所員の教育が必要となることから、第1編 第129条及び第2編 第63条を変更する。

以上